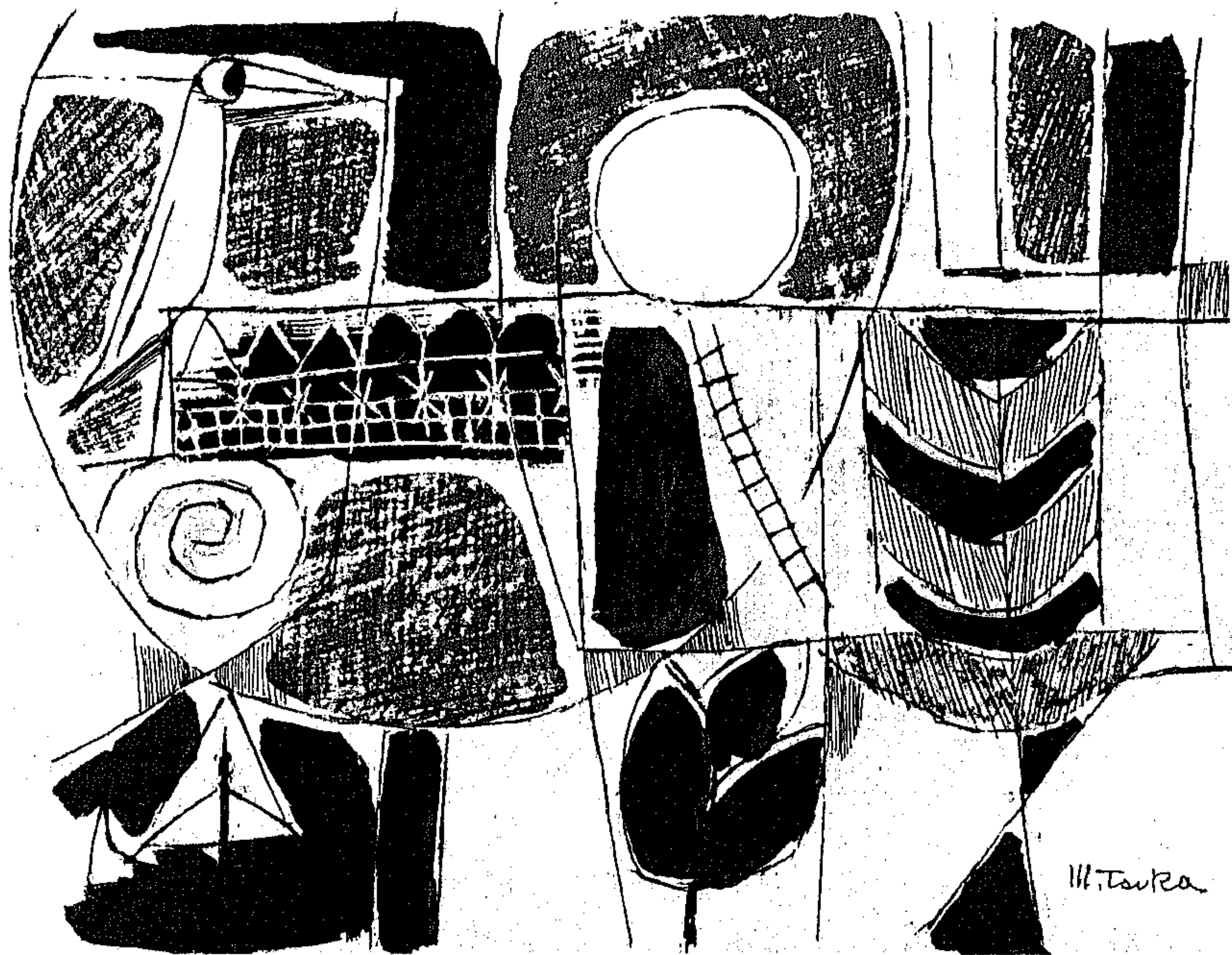


昭和38年5月30日創刊 昭和38年1月5日発行（毎月10日5日発行） 第1号（価格100円）

# 婦人少年者



- ◆人づくりの方策における“能力主義”の論議について
- ◆事務機械化の婦人労働に及ぼす影響
- ◆主婦と健康

1  
1963

婦人少年協会

# 婦人少年協会規約

## (名称)

第一条 この会は婦人少年協会と称する

## (事務所)

第二条 この会は事務所を東京都内におく

## (目的)

第三条 この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人と年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする。

## (事業)

第四条 この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

- 一、婦人少年問題に関する調査研究
- 二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布
- 三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

## (経費及び会計)

第五条 この会の経費は次に掲げるもので支辨する

- 一、会費
- 二、寄附金
- 三、事業に伴う収入
- 四、その他の収入

第六条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終る

## (会員)

第七条 この会の会員は次の各号の二種とする

- 一、普通会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの
- 二、賛助会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条 会員はこの会の発行する刊行物資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条 会員はこの会の業務について意見のべる事ができる

(役員及び顧問)

第十条 この会に次の役員および顧問をおく

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 会長  | 一名                |
| 副会長 | 一名                |
| 理事  | 十一名以内(内一名を事務長とする) |
| 監事  | 二名以内              |
| 評議員 | 若干名               |
| 顧問  | 若干名               |

第十一条 会長及び副会長は理事の互選による

会長はこの会を代表し会務を総括する  
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条 理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する  
選挙は書面で表決する  
理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条 監事は理事会の決議により会長が委嘱する  
監事は会務を監査する

第十四条 評議員は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する  
評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要会務の運営に参画する。

第十五条 顧問は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する  
顧問は会長の諮問に応ずる外、重要会務の運営に参画する。

第十六条 事務長は理事会の推薦に基づいて理事の中から会長が委嘱する  
事務長は日常事務を処理する

第十七条 役員任期は二年とする  
ただし重任を妨げない  
補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第十八条 この会の会議は理事会および役員会とする  
理事会は会長、副会長及び理事で構成する  
役員会は会長が毎年二回以上招集し、

重要な会務を議決する

第十九条 役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する  
役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

- 一、規約の変更に関すること
- 二、解散に関すること
- 三、重要財産の処分に関すること
- 四、その他特に重要と認められること

第二十条 理事会及び役員会の議長は会長があたる

第二十一条 理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする  
議事は各出席員数の過半数で決する  
賛否同数のときは議長が決する

第二十二条 理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない。

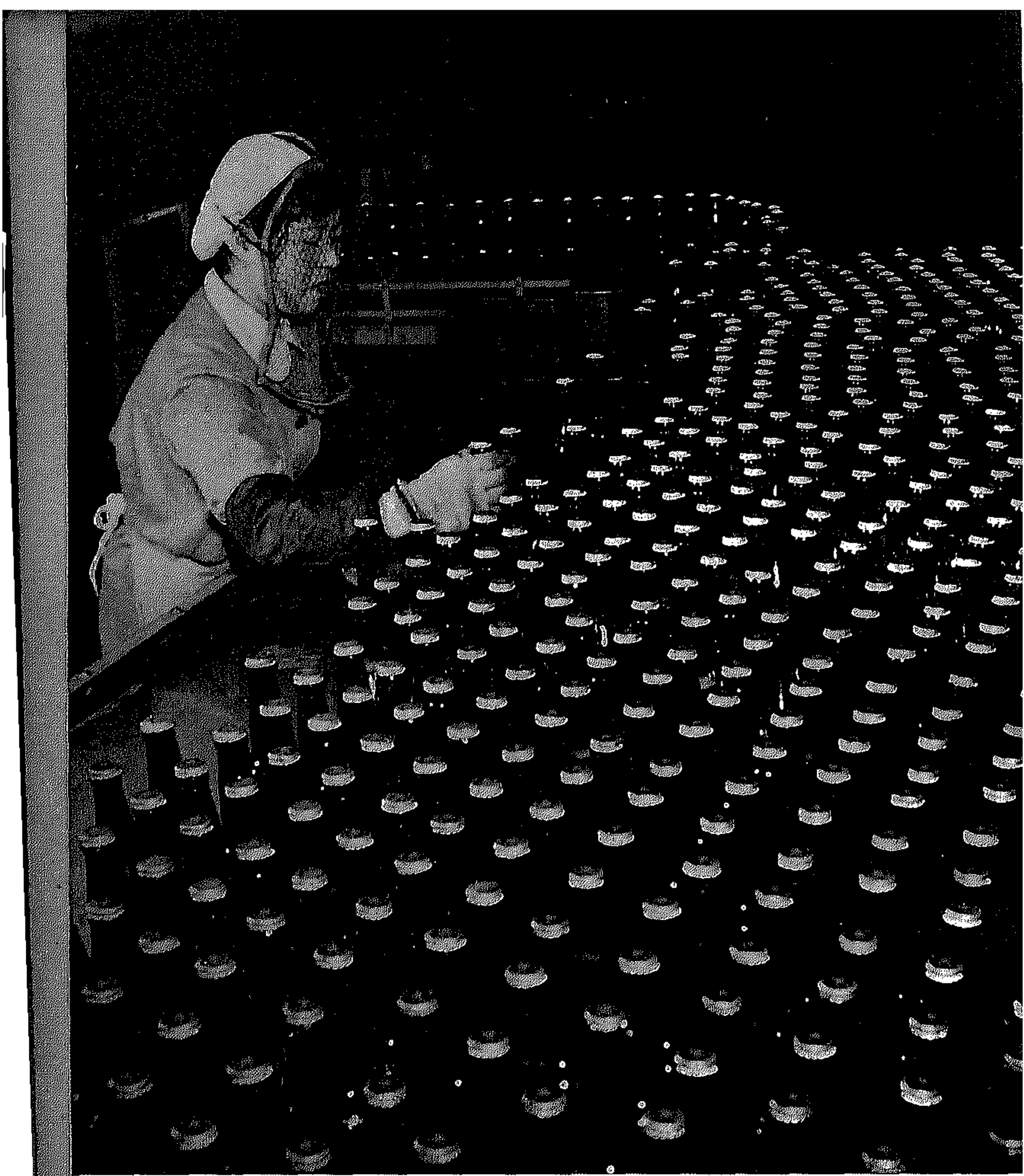
第二十三条 この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条 この会に事務局をおく

第二十五条 事務局に関する規程および会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条 この会は必要があるときは各都道府県に支部を設けることができる

第二十七条 この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする



＜破片よけの保護具をつけて製品の検査にあたる女子工員＞（食品製造工場）

賀 春 1963



※新聞少年の日、に大橋労働大臣をかこむ新聞配達少年たち（10月21日帝劇で）

（読売新聞社提供）

# 婦人と年少者 十一巻一号 目次

口絵 食品工場で働く女子工員・新聞少年の日の年少者たち

「迎春—随—想—」……………谷野せつ 2

人づくりの方策における「能力主義」論議……………乗富丈夫 4

事務機械化の婦人労働に及ぼす影響……………市川栄一郎 7

主婦と健康……………里和スミエ 10

\*主婦の仕事について考える……………島田とみ子 14

\*B G 今昔……………志賀寛子 16

二第七回婦人少年室協助力員全国会議概況二……………17

(協助力員レポート)から……………藤井芳太郎 19

未亡人の職業紹介について……………福井三郎 19

グループ活動の世話をして……………足立ふさ 20

一般婦人問題に関する相談業務について……………曾山隆代 21

協助力員制度について……………21

働く人の舞台づくり……………林準一 22

東亜栄養化学工業の労務管理……………鹿兒島婦人少年室 24

奄美大島紬織工の労働組合結成……………高野顕琉 25

京都府北部における……………25

婦人歩機の家内労働について……………25

年少労働者福祉員表彰式並びに活動成果発表会から……………27

資料一室……………27

米国における児童労働の変遷①……………29

ソ連における母子保護の概況……………32

「勤労青少年ホーム館長会議」から……………34

婦人界のうごき……………36

働く婦人と年少者の法律問題①……………38

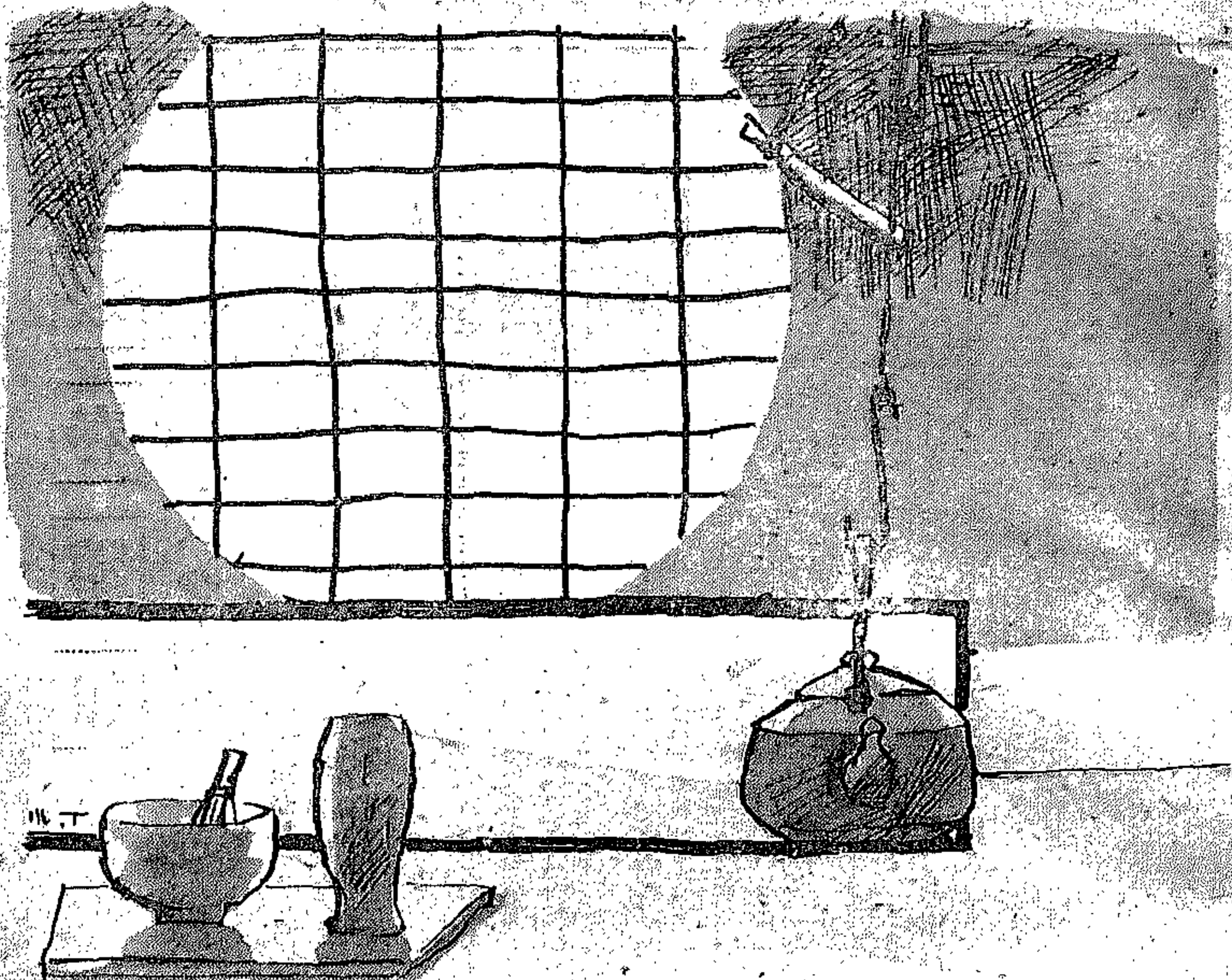
婦人労働関係資料の紹介……………39

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額……………表紙 3

◇かたすみ(かへ・歴史は繰返す)……………33 ◇婦人少年協会規約……………表紙 2

◇農閑期婦人鉄工所(島田幸)……………40 ◇婦人少年局ニュース……………表紙 3

表紙・扉……………塚谷政義



# 迎春随想

## 婦人少年問題について

労働省婦人少年局長

谷 野 せ っ

昭和三十三年は婦人少年局が生まれて十八年目に当たります。昔の頃の子供達は、十五歳になると大人の仲間入りをする習いがあったと伝えられています。今日、今日の労働保護法でも、満十八歳になると大人の扱いをうけて、一人前の労働者と同じ条件や責任の下に働くことになっています。婦人少年局も十八歳を数えることになると、いつまでもティーンエージの時代のような幼なさには許されなくなることになってきました。そして今日まで何となく積み上げられてきた社会の皆様の期待にもよくこたえられるような仕事ぶりについて、私達は深い自省をもってすすまねばならないことを思うものであります。

ちょうど昨年の秋の頃でした。うか、初代の婦人少年局長山川先生が

ら用件についてに次のような主旨の御感想の寄せられたお手紙を頂戴しました。「婦人少年局も十数年という長い年輪を経て、今日ではさすがに婦人少年局から出される報告ものなど充実して来ているのに感心させられます。けれども婦人労働者の状態にはまだ考えさせられる問題が多く、若い婦人労働者など、お嫁にゆくことばかり奨励されているところがあり、これでは世の中が前を向いて進んでいるのか、後を向いて歩いているのかわからないようですね。一度おしらべ下さい」というお言葉でした。私はこの御趣旨について、胸の痛い想いをもって承ったことでした。婦人少年局が大人になろうとしているのに、社会にはこれとは対象的な婦人少年問題がまだ根強く残っていることへの先生の御指摘であったわけです。

そこで婦人少年局の仕事ですが、婦人少年局の仕事は、他の行政機関のように、直接社会の人々にふれて説得をしたり、強制力をもってこ

れを推し進めてゆくというやり方ではなく、婦人や年少労働者の状態について、主に調査や啓蒙のはたらきを通して、社会の理解を深め、向上させてゆくところに特色があります。このため時には、婦人少年問題の推進に靴下掻痒のものがしさを感ぜないわけではないのです。けれども、およそ世の中のことについては、どのよう精巧な法律や制度がとり入れられ、強制力をもって布かれたとしても、この制度をうけてめて支えてゆく人々の考え方や、その社会的諸条件が実って来なければ、法が意図する段階にはすすみ得ないことでしょう。婦人少年局の仕事は、この意味で、法の枠を支える人々の思想や社会的条件を育ててゆく推進力としての役割を果たしてゆくところに、存在の意義とその使命や責任を深く想うものであります。

しかし、それにしても法律制度が改定され、十八年を迎えたということ、婦人や年少労働者の状態の上にも、随分と進歩し向上した歩みがみられるのであります。職場に働く婦人も今では七百万余りを数え、十年前の頃と比べると、大方二倍に近い増加であります。労働者の中に占める婦人の割合も十年前の頃は二割というものでしたが、今では三割にまでふえてきました。婦人の働くことに対する考え方についても、従来の小遣い取りとか経済のためばかり求められたものでしたが、今では、働くことそれ自体に主体性とその意義を認めて婦人が働くことにもなっています。

社会が近代化され、産業化がすすむにつれて

婦人が家庭から出て働くことは必然の勢いであります。ところが、職場の実体については、まだまだ山川先生御指摘のような古い事情が根深く残っています。また一般的には技術革新がすすむにつれて職場では仕事の編成に変化が行なわれ、仕事はますます単純化するとともに専門化することになってきて、職業訓練を必要とする事情がひろがっているにもかかわらず、婦人に対する職業教育にはまだ理解がすすめられてはいないようです。

とりわけ人生の中年において、婦人が再び職場に出て働くことを必要とする事情が深まってきているにもかかわらず、そして、年の若い婦人労働者が不足をしている事情にもかかわらず、年輩者の就業には依然として理解がもたれず、以前にも増して就業機会を得ることはきびしいものがあります。

こんなことを考えてくると、一九六三年において婦人少年局が婦人労働者のために果たさねばならない課題についてはその重さと幅の広さをしみじみと考えざるを得ないものであります。

働く年少者の問題についても産業化がすすみ、生活が安定してくるにつれて、年少労働者の不足の傾向は強まるばかりです。こんなことから比較的條件の整いにくい中小企業などでは、一

層求人難となり、労働移動も激しさを加えることとなります。それだけに年少労働者については、年若き人々がよき人間として成長し得るよう、就業前の職業指導から職場の諸条件をととのえることや、年少労働者にたゆまぬ進歩の機会があたえられるよう、職場内外における配慮についても婦人少年局が果たしてゆく役割には極めて大きいものがあります。

しかしこの十数年の経過において、とりわけめざましい向上を示したのは、日本の婦人の地位についてでありましょう。それは法制上、男女平等の地位を得たということとどまらず、社会経済が、構造的にも急激に変動をしてゆく影響をうけて、家庭における主婦の役割の面にもおびただしい変化がみられ、それらの変化を通して婦人が生活の窓から学びとり、体得したものを組織化し、発言してゆく婦人の市民活動などにはその最も著しいものが認められます。しかし、一般に婦人の生活といっても、職場に働く婦人や、夫の収入により専ら家庭内で家族の幸福を築くことに専念する家庭の主婦の生活もあれば、また、農家や商家の主婦のように経済活動に従事しながら、主婦としての役割も果たしてゆかねばならない婦人の生活もあります。

そこで、こうした婦人の生活の間には、婦人問題として根底を貫くものは、同じ一つの流れを意味するものであっても、現われてくる問題の相に様々な

特異性や複雑さなどがありますから、これらの点が明らかにされなければなりません。とりわけ最近では産業構造の変化がめだつて進んできた関係もあって、農村の変貌が著しく、主婦農家・兼業農家の場合の婦人の問題などは、極めて複雑なものがあります。古い生活慣習と、新しい経済社会の激動の中にあつて、婦人の地位の向上のため婦人少年局が果たしてゆく役割には、はかりしれぬほどのむずかしさを感じるものであります。

新しい年を迎えて、私達は十八年の年輪の上に更に新しい息吹を汲みとりながら、たゆまぬ努力を続けてゆきたいと思うものであります。

### 新春の御祝詞を申しあげます

本年も一層の御指導と御援助を  
お願い申し上げます。

昭和三十八年一月

婦人少年協会

会長 長平 林たい子  
事務局長 西垣 実  
編集長 熱田 優子  
庶務部長 石田 茂



## 人づくり政策における

## 「能力主義」論議

乗 富 丈 夫

## 一、能力主義の背景

人の価値を判定する方法・尺度は時代とともに変らねばならない。日本は今その時機につきあたっている。

たまたま、最近になって政府が経済十年計画（いわゆる国民所得倍增計画）を本格的にたてたところから、その計画実施の原動力となる人的要素におもわぬ問題のあることを発見した。そこでさらに、その問題点を専門部会によってほり下げてまとめたものが今回発表されたいわゆる「人づくり」政策（人的能力政策の基本方向）である。

その問題点を簡単にいえば、これから十年間に国民総生産を二倍にする計画をたてたが、その生産拡大に必要な労働者の数は非常に大きく、従来、人口過剰といわれたにもかかわらず新規の労働者でこれを充たすことがむずかしいし、また今後の十年間の産業経済の進歩発展を

予想すると、現在の技術技能では役に立たなくなるので高度化しなければならないという面もあるから、労働の質を計画的に高めて不足や革新に対処していかなければならないということである。ここで人的能力という言葉は、大体において、技術技能とか知能徳性とかいう内容と考えてよい。

経済成長に必要な人的能力という面から人間をとらえて、その価値や環境条件を考えるのであるから、それには能力の背景にある評価の方法や社会的制度・慣行、教育訓練方法に多くの注文をなげかけることになる。

## (1) 能力にみる処遇

戦後特に産業の民主化政策として「同一労働・同一賃金」、「男女平等の原則」、「能力・業績に対応する処遇」という考え方や方式が提示され、企業の中にも行なわれ出したが、従来の制度・慣行の惰性で不十分のまま今日にいたったが、労働者の能力主義に対する要求は強くなった。

根本的であるとともに、社会一般の認識もそれを支持している。その一つの現われとして、職能給・職務給に対する関心が高まりつつある。

## (2) 年功と学歴に対する批判

職業の分野において「年功序列」、「学歴偏重」「家父長的世襲制」は社会慣行として根強いものがあって、これは前近代的遺物と批判されながらも、今日までの経済・社会の発展にもたらした貢献からいっても、積弊として捨て去ることも、また、それに代るよりよき社会的基準や秩序の新しい法則を見出すことも非常にむずかしい。しかしながら、民主化と技術革新の進行は社会経済の事情を变革して、もう古い型のものさしからスケールアウトしつつあることも見逃がせない事実である。

## (3) 終身雇用と労働移動

労働市場の封鎖性と終身雇用制度とは相関的関係におかれている。経済的理由の外に、忠臣は「君に仕えず」とする忠誠観、他国者を入れない

い風習、地理的風土的に転住・転職の困難性等も加わって定着と永年勤続が美德とされてきた。しかし、近代産業の発展は技術・技能のより高い仕事への移動によって達成されたとさえいわれている。これから予定される経済成長・産業発展には、社会的経済的構造変化を伴わざるを得ない。その構造変化による必然的労働移動も軽少とはいえないであろうし、封建制の残渣も自然に崩壊して労働市場は解放される運命にある。その場合の条件の一つは職場における受入れ体制であって、それは賃金その他処遇の基準であり、社会的にオーソライズされた職業能力以外に共通のもししはあり得ないことになる。

#### (4) ハイタレントの要請

国家活動のあらゆる分野における指導者層を育成確保する必要は、最近世界各国の重大関心事となった。戦後、まずソ連の学制改革、つづいて英仏、最近の米国の防衛教育体制への切換えのねらいは科学と技術の振興という形で、陣営の人的能力競争である。原子力を制御し、宇宙を征服することのできる愛国的ハイタレントを如何にして発見し養成するかが問題で、戦後、米国のギンズバーク博士を委員長とするマッパワースリー審議会の主要問題の一つであった。日本の場合は少なくとも技術革新に対応する高度の科学的技術、模倣でない自主技術を創造する高級な能力がまず要求される。

以上のような四つの理由や情況が背景となつて「能力主義」という考えがとりあげられ、政

策にもり込まれたのである。

#### 二、「能力主義」の問題点

士農工商という社会階級制度は明治維新まで堅く守られた封建制の骨格であった。この制度はすなわち社会秩序と社会的処遇の基準となつた。今日でいえば商人は自衛隊の将校にはなれないというようなことである。その外にも皇族・華族・士族・平民という社会的身分制もあって、特権が存在していたのもさほど昔のことではない。それらの階級や身分を打破って新しい秩序や地位を造りあげたのは明治以来の教育の機会均等であった。高い教育をうければ階級や身分に関係なく、学歴に応じた地位や処遇が与えられるようになった。すなわち門閥や階級に代つて教育が社会秩序の筋金となった。その学歴が能力とは関係なく、人間の社会的評価の基調となることによつて、学歴偏重という弊害が生まれるようになった。そこで貧乏とか家庭の事情によつて義務教育しかうけられなかったが、自己啓発によつて見識力備を高めた人達はその地位や賃金についての不公正な評価に対し、非常に不満をもつことになる。

長年同じ仕事につけば年とともによい業績をあげられる、すなわち年功そのものは一つの評価の条件となることは間違いないが、今日それを尺度にして与えている処遇は能力という点から見て必ずしも適正でない。とくに同じ職業能力をもつものが勤続の多少で、あるいは転職した場合に、能力の少ない年功者より劣つた条件

を与えられるという慣行に対して、非常に強い不満をもつ人達も多い。そういう学歴偏重や年功序列に対する批判は古くからいわれてきたのであるが、今日、経済の高度成長や技術革新の導入、貿易自由化という問題に関連して、いろいろ必要なことからこれに代るべき基準をつくらざるを得ない事情に追い込まれたのである。

#### (1) 能力の評価問題

欧米では、能力は「表現を通じてのみ評価する」というのが鉄則で、東洋流では「満を持してはなさない」とか「能ある鷹は爪をかくす」というようなポテンシャルの高さではかろうとする風習があるが、やはり能力は社会的に客観的に「貢献」とか発現によつて判定評価する必要がある。

能力主義は社会・学校・職場において導入徹底されねばならない。したがって、その評価もそれぞれの分野でなされ、格付けられるのである。社会における地位、学校の進学、職場の昇進（給与）は年齢とか年数とか情実によらないで能力により判定するという社会慣行をつくることがまず第一の問題である。今日も部分的には行なわれているところの国家あるいは、公的試験・検定を拡大強化して、例えば社会的地位を家柄や財産や権力できめないで、芸術院・学士院の会員とか文化勲章その他の褒章等の制度のようなものを幅広く段階的に設けて公的民主的方法によつて格付けする。技能検定・資格試験は統合した職業能力検定制度に発展させ権威づける必要がある。技能者のための技能院制も

一つの思い付きである。学校にあっては能力に応じた進学や就職のガイダンスを十分にやることを前提として、アチーブメントテストの外に上級学校への進学は進学資格試験を行なって、資格者のみに入学試験を課する。就職にしても適性と能力との検査を行なって、職業決定を援助するというのが望ましい。

その他、今日の画一的年限制を緩和して能力による飛び進学進級(シッパアップ)や留年(ドロップアウト)を行ない、また、年限や単位による卒業証書の代りに能力、資格の検定証明制度とすることも一方法である。

## (2) ハイタレント問題

コロンビア大学のエリ・ギンスバーク教授(米国マンパワー審議会主査)はハイタレントについて次のようにいっている。

タレントという言葉は普通、芸能方面の特殊の高い才能者という意味に用いられているが学者や政治家・実業家・技能者にもあてはめられる。アメリカでは知能指数(IQ)が一四〇以上という高い能力の人は大体その国の成人の1%、すなわちアメリカの場合は一〇〇万人いることになるが、女性が半数あり、また、大学の卒業ができなかったりして、その後の啓発が不十分なもの、および能力はもちながら指導的役割のできないものを差し引くと、その数は一〇万人をあまり越さないことになる。それらの人達が真の意味のハイタレントというべきものである。アメリカの教育の自由と機会均等の原則からは、必ずしもハイタレント特に国の経

済発展や国土防衛、科学競争のリーダーや担い手としての高い特殊の才能者を必要時に所要数得ることは不可能である。ソ連はじめ欧米先進国の教育改革に対応して、最近米国も防衛教育法という学制の切換えを行ないつつある。

ひるがえって日本の教育の現状を眺めると、「学校意識」にこもって、もはや戦後であり得ないにもかかわらず世界の情勢に適応しようとする努力がみられない。

最近の教育白書では、高等教育機関(大学)はエリート教育をする場でハイタレントという才能的内容のものでないといっているが、一応ここでハイタレントも養成されるとして最近の各国入学数を比較すれば、日本一七万五千、アメリカ六八万九千、西独二四万三千、ソ連二八万六千、卒業者数は日本一四万六千、アメリカ三四万、西独一四万二千、ソ連二四万八千であり、過去十年間の大学卒業生数は日本一一八万、アメリカ四四万三千、西独一四万三千、ソ連二三万八千という数字がのっている。日本の場合には生産人口の五・五パーセントの人が大学に在学している。この外に各種の検定や研究成果によってハイタレントの数は相当多くなると思う。しかし問題はこれらの発見と養成、需要と活用、処遇と保障について如何なる方法があるかが最も重要な問題である。

例えば中学を出て正規の職業訓練を受けたものが、技能検定の成績で、それ以上の学歴を持つ者と対等の待遇をうけ、有技能者は移動しても職務給で他と同等の賃金をもらい、あるいは

資格試験に合格すれば大学進学も可能となり、また技能の高いものはハイタレントとして社会の指導的地位につくことができるような世の中が「能力主義」の所期するところであろう。

最近、新聞紙上に、東大教養学部学生の四〇%が精神的障害の徴候があると報じてセンセーションをまきおこした。天才と気違いは紙一重というがハイタレントの養成が気違いの造成とならないように十分考慮が払われねばならない。

今回の人的能力政策においては、能力主義の問題意識の提起、能力主義の徹底と能力主義への移行が一つのきめ手の役をしている点が特徴である。したがってわれわれもこの「能力主義」の適用について十分に検討を加える必要があると思う。

(日本光学工業株式会社顧問・経済審議会人的能力部会専門委員・前婦人少年問題審議会委員)

謹 賀 新 年 一九六三年一月

「婦人少年者」編集委員

|          |       |
|----------|-------|
| 婦人労働課    | 北川 信  |
| 年少労働課    | 林 和子  |
| 婦人課      | 須賀 万亀 |
| 庶務課      | 阪本 孝子 |
| 東京婦人少年室長 | 木下 雪江 |
| 婦人少年協会   | 熱田 優子 |



# 事務機械化の婦人労働に及ぼす影響

キイパンチャーの疲労とその対策  
精神衛生などについて

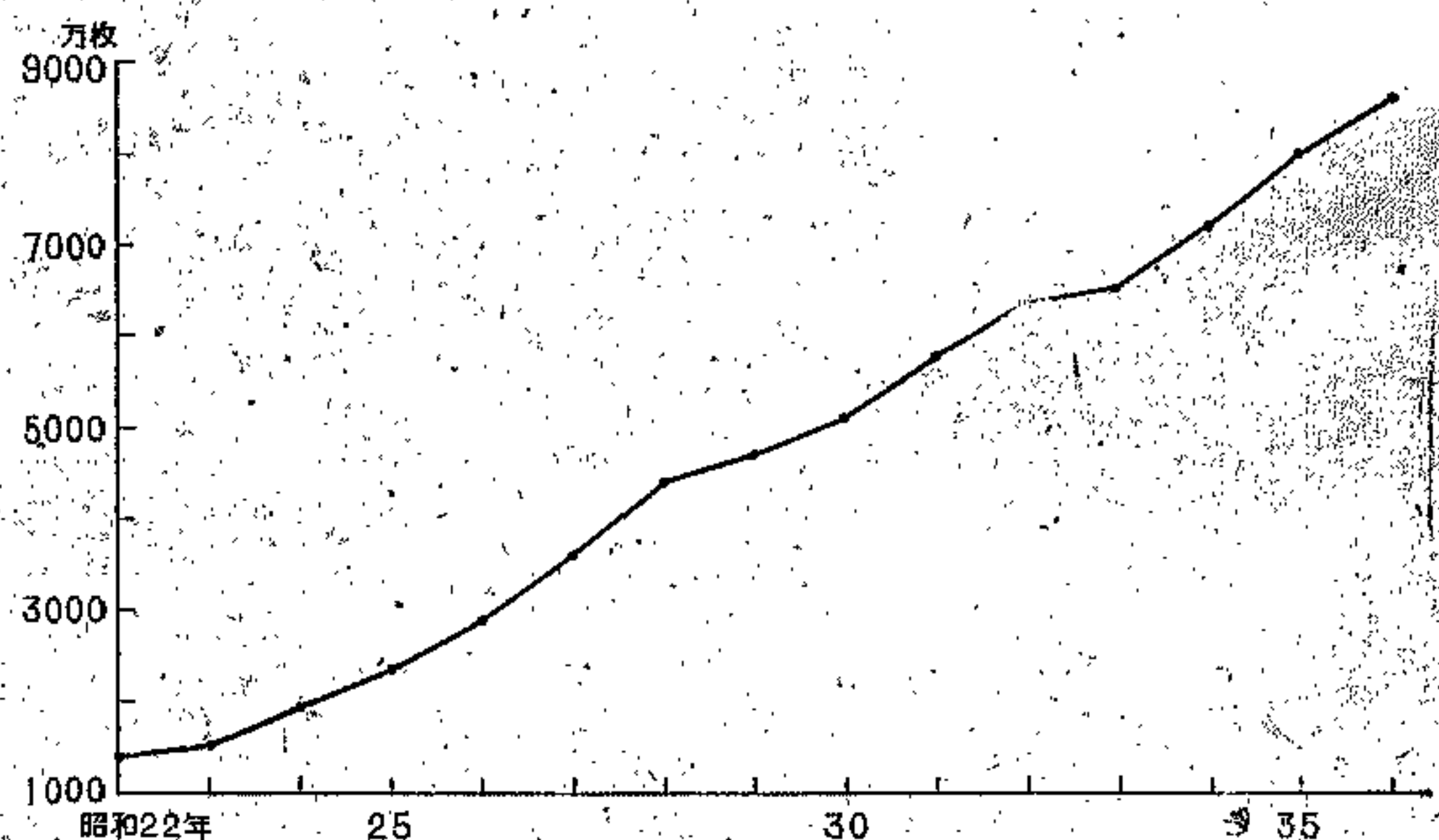
市川 栄一郎

## 一、銀行における事務機械化と婦人労働

手前みそで、甚だ恐縮ですが、明治二十七年に民間会社ではじめて女子事務員を採用したのが、わが三井銀行大阪支店であったといえます。当時採用された八人の女子は専ら珠算や紙幣の勘定をしたそうですが、現代ならさしずめ、いろいろな事務機械の導入された新しい職場に働くテレタイプリストとかキイパンチオペレーターといったところでしょうか。まさに近代日本への黎明期でもあったわけですね。その後の近代文明の進歩特に機械工業・電気工業・電子工業・精密光学工業等の急速な進歩にともなう事務機械のめざましい発達普及によって、現在の銀行においても、営業店店頭サービス業務用の各種単能機械（タイプライター・電子計算機・加算機・硬貨紙幣計算機）、複合機械（記帳会計機・起票計算機）、電気通信機器（テレタイプ・テレックス・テレファックス・超短波無線機）類から、本部における経営管理事務用または大量事務集中処理用としてのパンチカードシステムマシン（IBM・レミントン等）や更にはいわゆる経営機械化、総合機械化のための電子計算機が導入使用される段階に到達しているのであります。

このような背景のもとに増加し複雑化する事務はまず判断事務と作業事務に分離され、作業事務はますます標準化、単純化されて機械化を促進される傾向にあります。このような単純反復作業事務が機械化されるとともに女性の適性（辛抱強さ）と、加えて経費節減（新陳代謝による低年齢維持）という理由もあって、女子職員をして単に男子の補助者としてではなく独立した責任ある機械事務作業要員として従来の男子に代替充当されるようになりました。このようにして銀行における女子の新しい職業領域が誕

東京手形交換所の手形交換枚数の推移



生し、しかも従前のような事務の補助的要員としての事務労働に比して、その職務や労働条件も激しく変りながら、その作業領域はますます拡大しつつあると考えられるのであります。例えば、銀行の事務量増加を現わすものの一つとしての東京手形交換所の年間手形交換枚数をみると、右図のように昭和三〇年約五、〇〇〇万枚が昭和三六年には約八、七〇〇万枚と増加しており、また、市中銀行の主要事務機械保

有合数をみても、昭和三三年約二、三〇〇台が昭和三七年五月には約七、〇〇〇台と急激に増加しているであります。また、最近パンチャ病の原因といわれて注目されている穿孔機と検孔機は、昭和三七年五月に約三六〇台が使用されています。以上のような事情からみて、主として婦人労働の分野に使用されると思われる銀行事務用機械の種類と台数は今後数年の間はなお増加の一途を辿るものと考えられるのであります。

このような事務用機械の種類増大と作業領域の拡大にともなう、これらの新しい仕事に対する必要な基本知識・事務機械の常識或いはタイプライター・加算機等の操作の基本を含めて一と適正な作業管理が必要であることは従来の算盤による伝票記帳処理の場合と同様であるにかかわらず、事務機械化の場合には担当者常識や心構えと共にその教育・指導・環境整備・労働衛生管理・作業管理技能等が必ずしも十分でないために、種々問題が発生しているケースが多いように考えられます。

## 二、穿孔作業の実態とその問題点

既にご承知の通り、キイパンチャーとは、キイを叩いてカードに機械の読める伝票を作成するために数字のかわりに小穴をあける作業であって、右手三本の指先で（人さしゆび・なかゆび・くすりゆび）一秒間に三回乃至五回程度、一人一日五万回程度のタッチで作業をしており、しかも、この作業は多くの場合、同一年

齢層の同等教育を受けた相当数の若い女性で、同一条件でしかも同一の部屋で無味乾燥と思われる数字や記号を、一日中叩き続けるという単調な仕事をしていきます。これが労働医学上、労働心理学上特異な作業で、いわゆるパンチャー病の原因と考えられる作業であります。この作業も技術的には算盤や会計機・加算機・タイプライター等と同じく、基本訓練を正しく身につけてしまえば決して「むずかしい」仕事ではありませんが、高い正確度と一定の作業速度とが要求されていることと、仲間同志の競争意識などが重なりあうて、オペレーターに多くの負荷をもたらして、これに肉体的疲労や環境要素が作用して、肉体的、精神的に異状症状を惹起してくるものと考えられます。

このようなことから当行では、まずパンチャーの採用に当たっては希望者の中から適性検査と特に眼科・手指の精密身体検査の結果適任者を選定して、入行後は次のような教育を行なっています。

(1) 技術教育——基本技術については、自社教育とIBM社の委託教育を約三か月間実施し、更に現物による本番教育を若干期間行なうて、漸次実用の段階に移行する。

この間に銀行業務の全般の常識とパンチャーの対象となっている事務の詳細についての教育を行なうて、作業の内容に対する理解と自信を高めるように指導する。

(2) 作業の管理——

穿孔作業時間表

|        | 三井銀行                                                       | アメリカ                       | イギリス                                                     | ベルギー                       | オランダ                       |
|--------|------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 穿孔時間   | 9.10~10.30<br>10.50~12.00                                  | 8.00~10.00<br>10.15~12.00  | 9.00~10.30<br>10.45~12.00<br>12.08~12.30                 | 8.30~10.00<br>10.15~13.00  | 8.30~10.30<br>10.45~12.30  |
| ひる休み   | 12.00~13.00                                                | 12.00~12.45                | 12.30~13.30                                              | 13.00~14.00                | 12.30~13.00                |
| 穿孔時間   | 13.00~14.10<br>(13.09~14.00)<br>14.30~15.40<br>16.00~16.50 | 12.45~14.45<br>15.00~16.45 | 13.30~15.00<br>15.15~17.00<br>17.08~17.30                | 14.00~16.00<br>16.15~18.00 | 13.00~15.00<br>15.10~17.24 |
| 休憩時間   | 10.30~10.50<br>14.10~14.30<br>15.40~16.00                  | 10.00~10.15<br>14.45~15.00 | 10.30~10.45<br>12.00~12.08<br>15.00~15.15<br>17.00~17.08 | 10.00~10.15<br>16.00~16.15 | 10.30~10.45<br>15.00~15.10 |
| 穿孔時間合計 | 340分<br>(210)                                              | 450分                       | 404分                                                     | 480分                       | 479分                       |
| 休憩時間   | 120分<br>(80)                                               | 75                         | 106                                                      | 90                         | 55                         |

注) ( ) 内は土曜日

(日本IBM教育部提供)

(1) 作業時間については、右表のように実施されているが、過日、名古屋で行なわれた時の全国IBMユーザー協議会の穿孔管理調査によれば、調査事業所三六四社の作業時

間は、一日三五九分以下が二八%、三六〇～三八九分が二七%、で過半数を示し、休憩時間は八〇～九九分が二三%、一〇〇～一一九分が二二%、一二〇～一三九分が二〇%となっている。

穿孔作業は一般のタイプ作業に比し、その作業密度が高いので一日三〇〇～三五〇分、休憩時間は、六〇～九〇分の穿孔作業に対して、普通少なくとも一〇～一五分与えるべきであるとしている。

(回)作業の配分：熟練者・非熟練者に応じて配分する作業の量と質を勘案して個人能力に適するように与えている。この作業の配分がスーパードライザーの重要な任務で、パンチャーに無用の負担をかけないようにする配慮を必要とするところである。

(イ)担当の転換：原票の受付、パンチ割当て、カード受渡し等々の事務作業に約一か月間ずつ順次交代で勤務せしめて事務能力の訓練と気分転換を兼ねて実施している。この回転をあまり早くすると、パンチ能力への影響が多くなって逆に効果が落ちることとなる。

(ロ)環境の整備については天井吸音材の使用（平均七七フォーン）、温湿度自動調節（温度平均二二度―夏季外気温差四―六度、湿度平均五五%）電気吸塵装置、換気新鮮空気取り入れ（三〇%）、照度（平均六〇〇ルクス）、バックグラウンド音楽、専用休憩室の設置（約十二坪）等を行なって万全を

期している。また、健康診断も年一回の一般健康診断のほか精密検査を行なっている。

### 三、単純作業と精神衛生

事務機械化による婦人労働の分野は今後も事務用機械の普及にともなつて増加し、この新しい未開拓の分野における種々の「知らない」「慣れない」ために起こる問題も多くなることが予想されますが、これからの進歩した事務機械についていえることは、従来のような力仕事的なむずかしさのものよりも迅速化、複雑化、正確化、大量化といった精神的、神経的な負担の方が問題とされるケースが多くなると考えられます。過般の労働省の諮問に対する全国IBMユーザー協議会のキーパーンチャー指導基準提案でも、

「穿孔手の病氣と称されるものには、医学的に根拠のあるもののほか、単に精神的なものも多いので、不必要な疑惑をなくし、精神的に解放してやるのが大切である。このためには、穿孔手自身は勿論のこと、家庭にも十分その実情、会社側の誠意を理解してもらい、協力を求めることをお勧めする。日々の作業による疲労ばかりでなく、会社外での生活による疲労もかなり影響するので、この点各家庭の協力も是非必要となる。云々」とあり、「また、女性と仕事について考慮すべき点」として、

「女性は単調に辛抱強いといわれているが、

単調に飽きないというのではなく、飽きるが辛抱しているということである。単純作業は複雑な作業よりも単調感が伴い易く、注意力の持続を要するところから軽度ではあるが緊張を持続する。その結果疲労感を伴い易い。その疲労感を抑圧して辛抱するため一層疲労感を増すことになる。特に女性は、男性より疲労し易いから、作業活動の形を程よく変化させるとか、仕事に段落をもつけ、適当に区切りをつけるとか、作業のなかに軽度の判断力の伴う余地を残すとか、要するに、職場に愉快なムードを忘れてはならない」（レーバ―コンサルタントの伊東喜四郎氏）とあります。

当行においても前記のような諸施策のほか、精神的な指導の面では企業の構成員であることの自覚や、権力や職制によって導かれたものでない自己の職能に対する認識を自発的に起こさせるように仕向けることはもとより、更には経営者並びに労組の十分な理解と、職場外における家庭の精神的な協力を得られるようなムードを作り出すように諸施策を進めております。例えば、月一回幹部との懇談会を持つとかまた、いろいろの稽古やハイキング等のレクリエーションを奨励して、いわゆる健康な精神状態の保持についても重点的な配慮を行なつて、効果を上げているのであります。

――三井銀行統計課長――



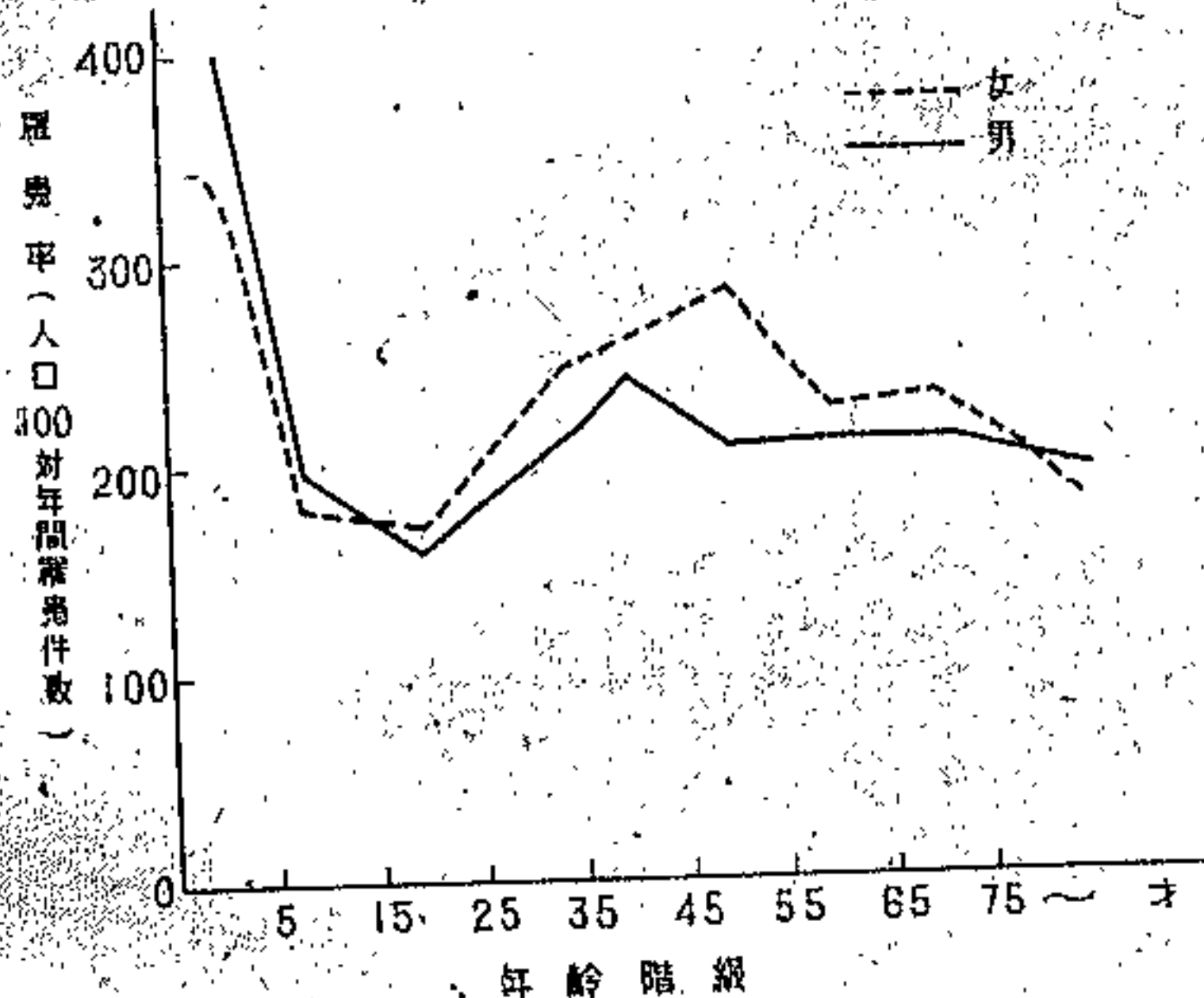
# 主婦と健康

さとわすみエ

近年公衆衛生の進歩発達、衛生思想の普及、医学技術の向上等が、伝染性疾患及び乳児特有の疾患の発生及び死亡の著しい減少をもたらした、昭和三六年における平均寿命が男六六年、女七一年と驚異的な延長を示しております。女性が男よりも長生きする理由としては、副腎の大きさが女は男よりも大きいからとか、不慮の事故死が少ないからとか、女性ホルモンの作用のためとかいろいろいわれていますが、いずれにしても長生き出来る時代になったという事は素晴らしいことですが、長生きするばかりが幸福であるとは限りません。心身共に健康に恵まれ、生活が保障され、生甲斐のある日々を送ってこそ天寿を全うして仕合わせですが、病気がちであったり、種々の愁訴に悩まされながら長生きするのでは喜ばしいこととはいえません。

主婦は家庭におけるよき健康管理者でなければならぬ立場にあります、同時に最もよき

図1 性・年齢階級別罹病率(昭和34年)



(昭和36年国民衛生の動向より)

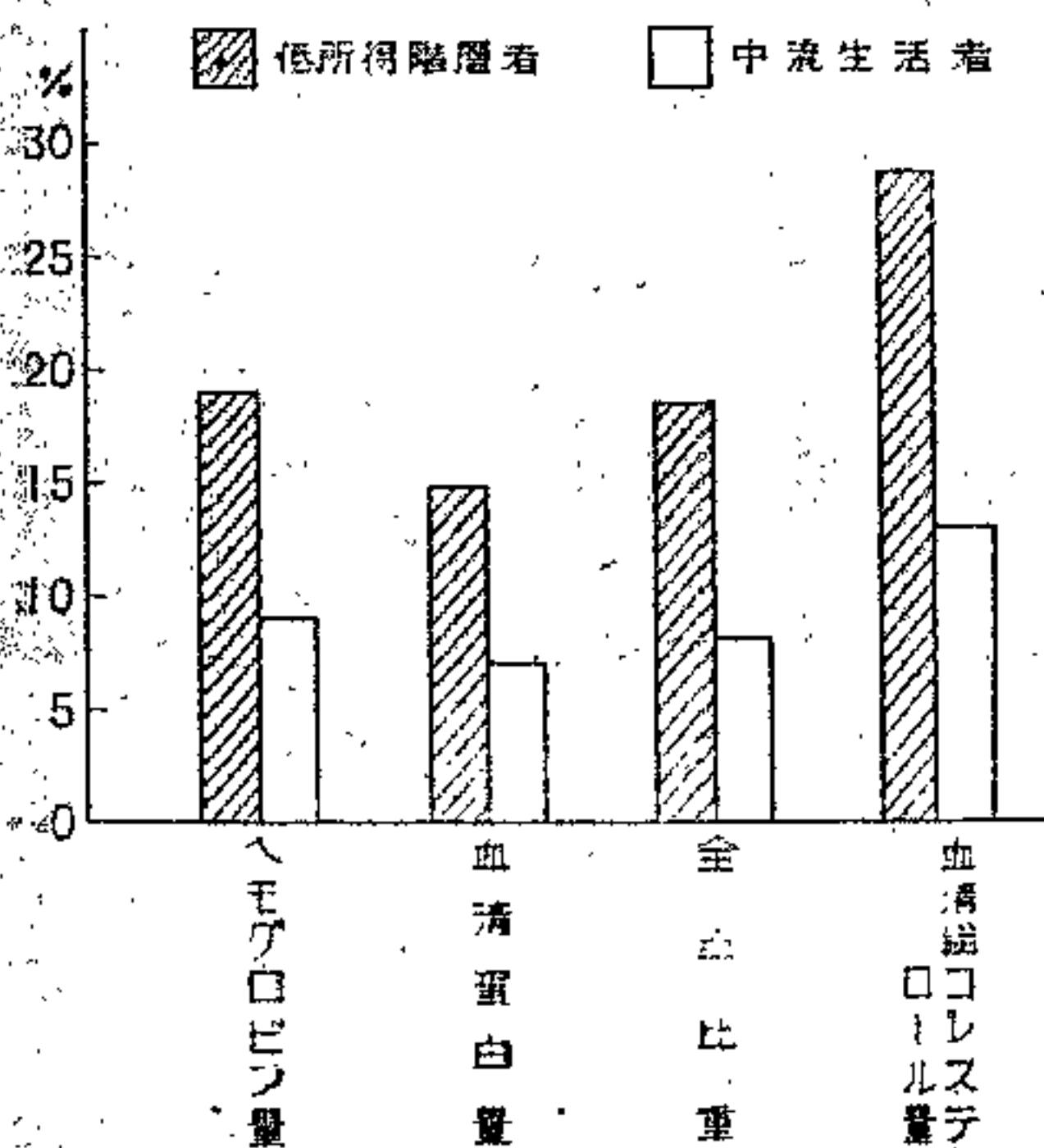
健康者であるように留意しなくてはなりません。母親に寝込まれた時ほど家庭が暗く淋しい感じになることを、子供の頃の思い出として多

くの人が持っているでしょう。主婦は常に健康で、明るく、美しく、勤労に従事する夫のために、勉学にいそむ子供のために、家庭の太陽でなければなりません。

さて平均寿命は女の方が長いのですが、日常の健康状態を観察してみるとどうでしょう。図1は厚生省が昭和三四年に実施した国民健康調査によって明らかになった、性・年齢階級別の人口一〇〇人当たりの年間罹患件数をみたものです。ちょうど主婦である年齢における女は男よりも罹患率は高くなっています。これを一人当たりの病発日数で比較してみても、六〇歳以前の女は男よりも上回っているのです。罹患率には正常な妊娠・分娩・産後・月経障害等は除かれていますから、結局主婦は夫よりも病気がちだといえそうです。

私は昭和三四年に、東京の団地や都営アパートに居住している中流生活者主婦二五五名と、母子寮居住や被生活保護世帯等の低所得階層主婦二六六名の計五二一名について健康調査を試みました。主婦を対象としたのは、主婦は家庭にあるため、また勤労主婦であってもその勤務先が中小企業や自営等の場合が多いので、健康診断を受ける機会に恵まれず、その実態が把握されにくい現状にあるからです。病気がないということだけでは健康とは申せません。健康という領域を健康感あふれる高健康度から疾病に隣接する低健康度までに分布するものと考え、主婦がどのくらい健康水準にあるかを、血液性値

図 2 社会階層別にみた主婦の血液性状の正常範囲値以下の者の率



まず血液からみた主婦の健康状態についてみてみましょう。健康度の指標の一つとして血液性状をもったのは、これらの程度が適切に

私はT電気会社の衛生管理をしています。ここで毎年二回約三〇〇人の男子の血液検査を行っていますが、一〇〇人中九七、八人は血液性状値の男の正常範囲にとどまっています。これと比較してみても、如何に主婦には貧血傾向者が多いかを実感したわけです。そして貧血発現率には社会階層差が大きく関与してくることからも明らかかなように、これら全血比重・ヘモグロビン量・血清蛋白量等の値は、経済水準・労働・栄養・疾病・社会環境等によって左右されます。しかし、疾病のない場合には、喰べて血となり肉となる栄養の摂り方がやはり大きな因子になってきます。

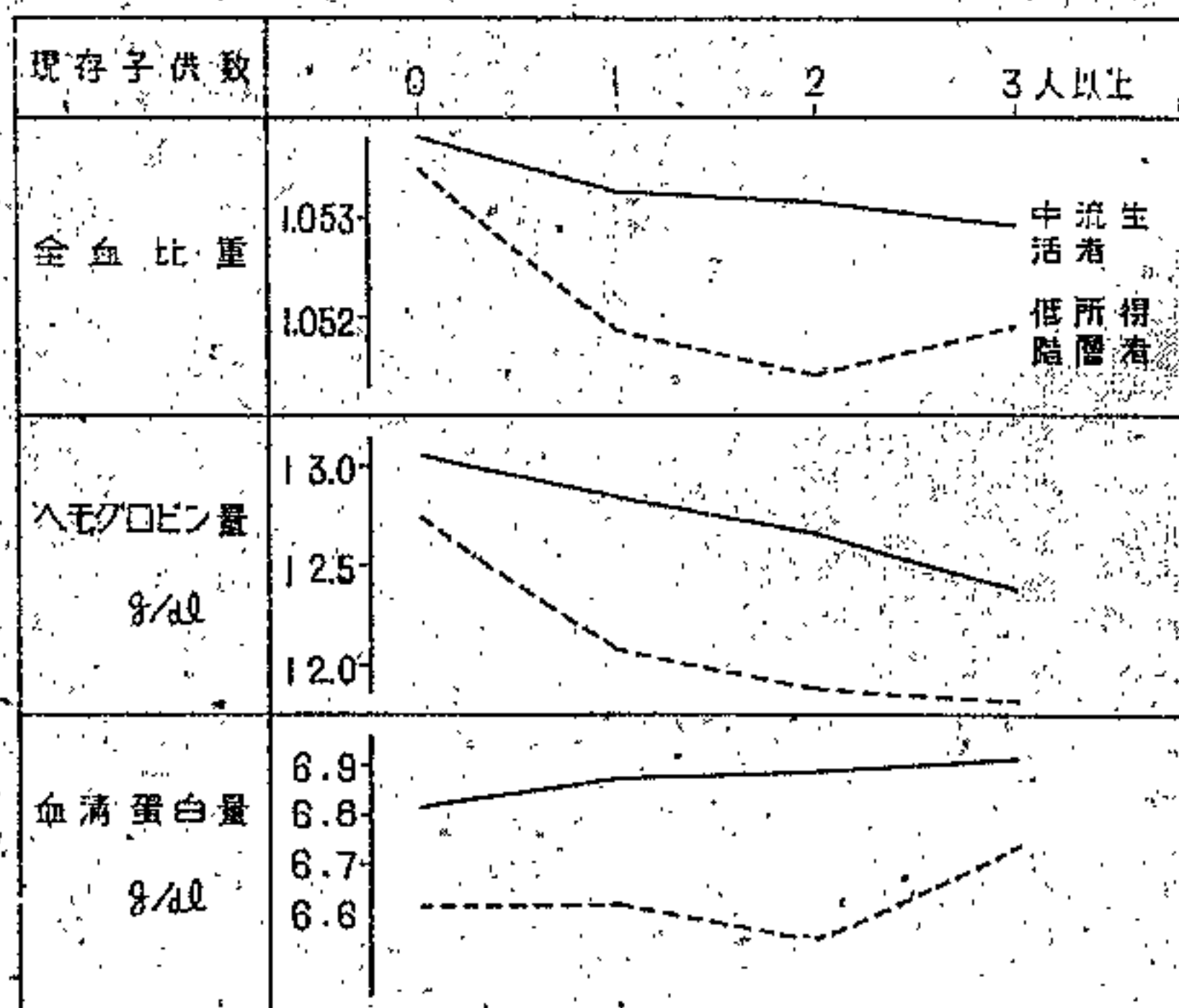
図3は、現存している子供の数が母親の血液性状にどのように影響を与えてくるかを、階層別にみたものです。全血比重とヘモグロビン量では、子供数に並行して下がってきています。そして、その程度は低所得階層の方が強くなっています。昭和三六年度国民栄養調査の結果も、世帯人数の多いほど摂取カロリーも、蛋白質も減ってきており、やはり子供数が多いれば母親への影響も大きくなることを示しています。一般に主婦は、食事については家庭で一番犠牲になっているのではないのでしょうか。栄養のあるものはまず働いている夫へ、可愛い子供へと所詮残り物の整理係になってしまう人が

### 血液からみた健康度

・血圧値・身体計測値、自覚症や既往症の頻度等を一応の指標として観察しました。この調査対象者は病気である人は除き、通常の生活をしていて健康であると自認している人達のみです。しかし、それらの人々のかくされている健康上の問題点や、社会階層差が健康水準に及ぼす影響、子供の数と母親の栄養状態との関連等、多くのことを知ることができました。そこで得られたそれらの諸結果の一部分を御披露して、直面した主婦と健康という問題を考えてゆきながら、主婦がより高い健康を維持するための一示唆にしたいと思います。

栄養状態を明らかにし、また健康に対する潜在的負担を良く反映するからです。そして健康というものは栄養状態の程度に強く依存しています。図2は、医学的にだいたい子女の正常値であるとされている値よりも低い人の割合を、社会階層別にみたものです。全血比重とはヘモグロビンと同様に貧血の程度を敏感に表現し、特に血中蛋白質量とともに摂取栄養の質と深い関係にあります。この図でわかるように、貧血している人が中流生活者では一〇〇人中約八人であるのに、低所得階層者では実に一八人も存在しているのです。そして、ほとんど自分では気がついていなかったのです。妊娠中や生理期間中はもちろん貧血してきますが、そのような人はこの調査から除外してあります。

図 3 現存子供数の母親の血液性状に及ぼす影響



多いと思います。食品中の蛋白質は消化吸収されて血液の中へ入ってゆき、一部分は肝臓に貯えられ、あとは全身に運搬されて体の細胞や血液・酸素・ホルモン・消化液等になります。ですから、主婦も健康を保つために、合理的な食生活を営むように心がけなければなりません。

社会階層とか、子供の数や、また合理的な栄養摂取態度の程度を教育年数であらわしてみると、これらの因子がそれぞれ血液性状に影響を与えていることが一応観察できたのですが、しかし血液性状に現われてくるものは、これらの因子の総合された表現にすぎません。そこで何の影響を除外して算出してみますと、社会階層差が最も大きくひびいてきていることが判明しました。

次にこのような潜在性の貧血が続いた場合に、どのような自覚症が出てくるかをみました。何らかの訴えをもつ人の頻度の割合は、中流生活者が一〇〇人中二五人であるのに、低所得階層者は一〇〇人中三四人で、その内訳は発熱頻度の高い順に挙げると、前者は頭痛・肩こり・めまい・頭痛・疲労感の順ですが、後者は疲労感・肩こり・腰痛・動悸・頭痛の順で、疲労感などは中流生活者の三倍余の人が訴えています。この疲労感・肩こり等が多いということは、とりもなおさずビタミンの不足の現われとみてよいでしょう。また、過去一年間に感冒にかかった回数は、一人当たり平均、中流生活者は約二・九回、低所得階層者は約三・四回と

如実に差が出ておりました。

いろいろの病気に對する抵抗力は、体の中にある免疫体というものの働きでできるのです。この免疫体も蛋白質で出来ていて、蛋白質が欠乏すると病原菌に對する抵抗力の減少等をおこします。この調査から、低所得階層の五分の一の人達は自、他覺的にたいした症状もなく日常生活を送っていても、低栄養の潜在と慢性疲労の蓄積、感染防禦の免疫体の不足などによって半健康体とみなす状態であり、いったん疾病にかかった時には不利な経過をたどることは想像できるところです。

この調査からは結局、社会格差が健康状態にひびいてきていることが明らかになったのですが、実際に調査に当たって感じたことは、低所得階層の人達の健康増進への意力のなさも大きく関与していることで、これらの人達への病気の予防に對する知識とか、栄養指導の重要さが身にしみました。

一般的にいつて、主婦は美味しい食事をつくる調理方法などには身を入れますが、合理的な食生活に對する関心にうとい人はまだまだ多いようです。例えば喰べられるときに動物性蛋白質を沢山摂っておいて、あとはあっさりしたものや済まそう等という場面によくぶつかります。蛋白質のみではなく、ビタミンでも同様に各人の消費カロリに見合ったバランスのある食品を三食平均してとらなくては無駄になり、意味がありません。

主婦の生活時間構造、エネルギー消費量から

みると、主婦の家事のための消費は、BGの八時間勤務エネルギー消費八〇〇カロリ内外より多いとのことです。日々三度の食生活は、なんといいても健康維持のもとになるのですからせいせい主婦も適切な栄養をとるように心がけるべきです。また栄養低下の問題のみではなく、毎日の食生活習慣が動脈硬化症・胃癌・肝硬変・糖尿病等をひきおこすことを考えれば、本当に重要なことです。

#### ◇血圧とコレステロールの関係

次に血圧値と、それに関連のあるコレステロール値について述べてみましょう。最高血圧一五〇、最小血圧九〇以上を高血圧症としますと、これに該当する主婦の割合は、三〇歳代で二五人に一人、四〇歳代で八人に一人、五〇歳代で三人半に一人、六〇歳以上では二人に一人でした。そして、これら高血圧者のなかで、それを自覚していた人は、ほぼ半数のみで、医師にかかっていた人は一六％です。この調査時一回の測定値のみから、すぐに高血圧症と診断するのは問題がありますが、とにかく無自覚の人が多く、しかも血圧を測るのが初めて、という人が約三分の一くらい存在していたこと等興味ある事実が把握できました。

主婦のコレステロールの平均値は、中流生活者は一八九mg/dl、低所得階層者は一六六mg/dlでした。このように社会階層によって差があるのは、血清コレステロールは動物性蛋白質や動物性脂肪の摂取状態に強く左右されるからです。

コレステロールは性ホルモンの母体になるものですから、少ないのも問題がありますが、それより大事なことは、この濃度が高くなると血管壁にこれが附着して血管壁を厚くし、そのため内部が狭くなつて血管の弾力性を失い、これがもつた結果として動脈硬化をおこすようになることです。このために血管の血流に対する抵抗力も増えて、これが高血圧となり、ついに心臓の負担加重から心臓病をおこすものとなります。主婦でこのコレステロールの多い人は、五五歳以下の人達で中流生活者では三〇%、低所得階層者では一五%でした。コレステロールの多い人は、動物性脂肪をひかえて、リノール酸を多く含んでいる植物性油をとるようにして、動脈硬化の予防に心がけなくてはなりません。同時に四〇歳を越えたら、つとめて自分の血圧値を知るようにすることが大切です。

#### ◇結核と保健所等の利用

過去一〇年間に罹患したものの主婦の既往症の頻度は、結核性疾患が最高でした。現在、結核による死亡数は、減少の一方をたどっていますが、患者数はまだまだ多いことに注意しなければなりません。そして結核は婦人の二五歳から三五歳までが第一位、三六歳から四四歳までが第二位の死亡順位を示しています。結核に対する健康診断は、結核予防法により、全国民が少なくとも年一回、全額公費で定期的に受診することになっていますが、三六年度においてまだ全国民の四割弱が受診しているに過ぎませ

ん。この受診率は一般住民が最低です。保健所でもこの一般住民の、特に主婦の受診率向上のために頭を悩ましています。そして、患者発見率は、学生や事業場勤務者よりはこの一般住民が最高なのです。主婦はもっと保健所等の機関の結核検診や成人病相談を利用すべきです。

#### ◇早期発見こそ必要

私の行った主婦の健康調査で、団地に住んでいる一人の中年婦人に大変に感謝されたことがあります。その人は貧血がありました。その程度は軽かったのですが、その原因を探るためにいろいろ問診をしてみますと、不正出血があるが更年期だからでしょうと笑っているのです。しかし強く婦人科で受診するようにすすめました。軽い貧血なのに婦人科に行くなんて、としおしお顔だったその人が、それから数日後子宮癌だと診断されたと訪ねてきました。しかし第一期という早期発見だったので、無事に手術をされ、その後年賀状を必ず送ってくれています。女性では四〇歳から五〇歳までの死亡の首位が癌で、この年齢層で死ぬ女性の四人のうち一人は癌による死亡です。

癌対策への動きとして、全国各地で種々の試みが実施され、早期発見の推進がなされつつあります。個人個人の自覚と対策も重要ですが、このような運動を早く察知し、利用しやすくするためにも、地域における公衆衛生の組織活動に、主婦達は進んで参加し、育成の努力をするべきです。

適切な栄養や環境衛生の管理等の健康増進のための努力、疾病原因の除去、予防接種等の第一次予防を行なうことは、主婦にとって大切な義務です。なお健康状態から病氣、次に死へと移行する過程の途中には潜在疾病の時期があります。この時に早期発見、早期治療の第二次予防を行えば、病氣に進む過程を遮断できる可能性があるので。そこで第一次予防の努力と共に、主婦は特に第二次予防をしやすい結核や成人病に対して関心をもち、实际的に自身の健康管理を行なうことを忘れてはなりません。

(慶応大学医学部公衆衛生学教室)

#### 謹賀新年

一九六三年一月

婦人少年協会東京支部

(東京婦人少年室内)

支部長 中山 策雄

副支部長 三浦 万亀男

後藤 安太郎

重森 員夫

弘重 もみ

事務局長 竹内 孝子

## 主婦の仕事について 考える

島田 とみ子

先 日ある婦人雑誌の記者がやってきてこんな話をしてくれた。

「誌上でモニターを募集したところ、四十人採用というのに五百人も応募があつて選考に選んでこまいでした。ひまもできたし、奥さんたちは仕事をしたいと考えているんですね」

モニターという名だが、この仕事は記事のお目つけ役だけでなく、記事のプランを出したり、実際に取材

にも歩いてもらう。えらば

れたのは二十代、三十代の家事専業主婦が大部分。謝礼はわずか

だが、「みなさんとても熱心で勉強になるって」

喜んでくれてともいう。編集の側では、こ

うして読者の声を誌面に反映していくことで、販売

政策も考えているのだろう。が応募した人たちが、なにかの形で社

会とつながる糸をたぐっていることがうかがわれて考えさせられた。

モニターはやりのこのごろである。テレビなどでもモニターの募集がさかんにおこなわれている。最近の新聞では東京都が主婦の経済モニター約千人を決定したことが発表されていた。

この仕事は標準小売店、品質表示マーク、特選米問題、食品の鮮度など台所から見た問題につ

いて、都からのアンケートに答えるのが役目である。こちらの方は消費者の見聞や実感を当局に知らせ、都政に反映してもらうという点を考えると、かなり責任がある。

モニターのことはばかり書いたが、消費のさかんなこの頃は、企業―特に消費者と結びつきの深いメーカーが、主婦の意見をきく機会は驚くほど多くなっている。電気機具・衣料・化粧品・食料品などをつくる側にとっては、消費者の声は無視できない存在だ。そうしたメーカーの出しているPR誌などを見ると、消費者の座談会や意見が必ずといってよいほど載っている。もちろん、そういうやり方の中には消費者へのサービス以上に、お得意の確保というメーカー側の打算があることはいうまでもないだろうが。

ある婦人向けの週刊誌を読んでいたら、家庭にいる女の人がいながらにしてお小遣をかせいだり、勉強できる方法として、こうしたメーカーの仕事に協力して意見を書いたりすること、雑誌や新聞へ投書すること、また料理とかその他のメーカー主催の無料講習会に出席すること等々が列挙されていた。無一物の主婦はよろしく頭を使って、いまの社会で提供されるさまざまな機会を利用すべしと、この雑誌はちゃっかりした処生法をすすめていた。すべてがそんなにうまくいくとは思えないが、ひまをもてあます人は、一つ試してみるのもよいだろうと思う。相手の意図をわかっていての上のことだが、内職という言葉も、かつてのようないじめめした面影は次第になくなっていくといわれる。

団地などに住む人は、何かしら内職をしている人が少なくない。

私の周囲にもささやかでも仕事をもつ人が目立つところである。週一回、頼まれて他家の家事手伝いに通うという四十代の主婦。一日に二、三時間ずつ、ある会社の団地の掃除を引受けて報酬をもらっている五十代の人もいる。私の学校時代の友人は、自宅の庭を利用して駐車場をつくり、自分は運転免許をとって、駐車場の経営をはじめた。「まだ借金の返済がいそがしいのよ」とこの友達はいっていたが、私はその度胸のよさに感嘆した。そうしたら、同じアパートに住むある奥さんは、やはり借金でアパートをつくって、内職とはいえないちょっとした仕事を始めたのである。どこを向いてもたくましい人がそろっているのには驚いた。

ある婦人会で、借しオムツの業者をよんで話をきく会合を取材したことがある。行ってみたら、集まった業者のほとんどが女の社長さんだった。オムツを洗って子供を育てた経験から、貸しオムツがあったらどんなに楽だろうという思いが動機だった。それをさっそく事業という形で実行にうつしたこの人たちの勇氣に敬意を表した。しかし、この女らしい事業も、すべて調子よくいっているわけではなくて、PR不足や料金を高くせざるを得ないために、経営のむずかしさを嘆く人が多かった。その後消息をきかないが、この新事業をはじめた奥さんがたはどうなったのであろうか。

そのほか、私の知りあいで、パートタイムの

仕事を上手にこなしている人はかなりいる。十年あまり保険の外交員をつづけている奥さん、家庭裁判所の調停委員になった人、産休補助教員、東京都の家庭奉仕員、結婚前の体験を生かして、ラジオの番組編成を手伝っている人等々、あの人の顔が思い出される。家庭に入ってから再就職はむずかしいといわれるが、私は、どうしても働きたい、その必要があるという人たちはなんとかして仕事についているのではないか——という逆の事も考えてみた。こうして、働いている人たちは、一つの「根性」の持主でもある。家庭と仕事で忙しくて——などというグチもあまり言わない。そういうことは覚悟のうえで、えらんだのだし、職業につきまとう複雑な人間関係のわずらわしさも我慢よく耐えながらなんとか乗り越えて、働くことのなかに生甲斐を見出しているように思われる。というのも彼女たちの場合、働く「必要」と働くことへの「興味」が絶対なのだからであろう。

「働いてみたいんですが」とか「働いている人が羨ましい」という奥さんにはよく出会う。けれども、このごろ私はそういう言葉をそのまます受けとらないことにしている。そういう言葉の中には、主婦専業の退屈さからぬけ出したい気持はあるにしても、働いているものに対する一種のおせじもあると考える方が正確だろうと思うようになった。そうして、彼女たちは、家庭という女にとってのもっとも居心地のよい場所にいられる自分の生活に、ひそかな誇りをもつ

ているのではないだろうか、と逆なことも考えてみる。

なぜなら、そういう人たちは、仕事を探す努力もしないし、働くために家庭の体制を整えることもしないから、結局外へ出ないでいる人が多いのである。どうしても働かなければならぬ立場に追いこまれない限り、あるいは、自分で一つのふんぎりをつけない限り、家庭の主婦が職業へと転換することは簡単にはいかないのである。仮に本当に働きたいと思っているにしても、家庭にいたる主婦の職業観には甘さがあるのではないだろうか。手をよごしたり労働したり、雑用の多い仕事をきらい、きれいな職業や文化的なおいのするものを求める傾向をみると、仕事というものが、ドロにまみれるような思いをして、やる外はないものであることを考えていないのではと思ってみたりする。

要するに私の言いたいことは、中高年齢層の主婦の就職問題ということが、最近外国なみによくとりあげられるようになっていくが、そういう主婦の中で、どのくらいの人々が、働くことを真剣に考えているのかという事である。前にも書いたように、すでに働いている人たちは、いろんなみでの困難を乗り越えて、働く地位をつくり上げている。そのようにしてまで働こうとしている主婦が、どのくらいいるのか、調査もされているのか、どうだろうか。団地生活や、電化のおかげで、家事が楽になって、時間ができてきた事は事実だが、それを職業生活と結びつけたいと考え、そのための家庭的な整備

をしようとしている人がどのくらいいるのか、はつきりとしたデータが知りたいと思う。

むしろ問題は、未亡人、母子家庭の主婦、夫の病気で働かなければならない主婦の場合である。そうした人たちに、開かれている機会はあまりにもわびしいものばかりだ。特別な技能があればよいが、そうでなければ、収入の低い内職でどうにか生活を支えるか、雑役婦になつて、女には向かないようなはげしい仕事についている人々のうち半数近くは女性である。日本へ来た外国の友人が「日本はよい国だけれど、女の人が道路工事に働いているのを見て驚きました」というのはすかしく思いながらきいたことがある。すこしばかりの母子年金の増額くらいでは、こういう人々の生活問題を解決する道にはならないのである。

要するに経済成長下の日本では、主婦と一口に言っても、階層によって、その生活は非常に違ってきているし、再就職という問題もわけて考える必要があると思う。前に例をあげたような人々は、自分でささやかでも仕事をみつけたし、事実そういう機会はふえてきている。また、ゆっくりとやる余裕もある。が、生活の必要に迫られている人々の場合は、福祉国家を標榜する政治家や、経営者にもっと考えてもらわねばならない問題である。

(朝日新聞調査研究室勤務)

先日、本屋でBG向けの雑誌を拾い読みしていたら、「BG三代」という題字が目にとまった。これは明治・大正・昭和のそれぞれの時代に、BG生活（もともと明治・大正時代にはBGなどということはなかったが）の経験をもつ四人の人が、当時の思い出を随筆ふうに書いてあるものであるが、それぞれの時代の特徴が出ていて面白いと思った。

わが国のいわゆるBGの先駆は

「電話交換手」である。明治二

十三年わが国にはじめて電話が開通したとき、九人の電話交換手が誕生した。当

時は、若い娘がお金を取るなどということは最も

いやしいこととされてい

たから、職業をもつこと

は本人自身は勿論、家族にしてみても大きな決心が必要であった。明治の、電話交換手

の井上トミさんは、「当時の私は、

ただ国の役に立ちたい、そんな気持ちでいっぱいだった」と書いている。むろん

すべての女性がそんなつもりで働きに出たのではないだろうが、このひとことに

は、世間の冷めたい目を背後に、職業婦人

として明治期を過ごした当時のBGの気概

みたいなものが感じられるように思う。

大正時代、第一次世界大戦を経てわが国はようやく繁栄の時代に入り、職業婦

## B G 今 昔



### 子寛賀志

人の大量進出がみられるが、しかし、それでもまだ女性が職業をもつことは特殊なことであった。職業婦人を蔑視する風潮はまだまだ世間を支配していた。その軽蔑に堪えているために誇りがなく、バスの車掌は、はげるほど白粉をつけて悪趣味な髪を結い、女店員は底髪で帯を乳よりもまだ高くしめた変な格好（平林たい子）というのが当時のBGの姿であった。しかし一方、大正デモクラシーの影響をうけて、次第に自我に目覚めはじめた一部の進歩的女性の中には、進んで職業を求めて家を出る人もいた。

昭和にはいり、大恐慌、第二次世界大戦を経て、ようやく女性が働くことが特殊でない時代がやってくる。資本主義の発達は一方向で大量なプロレタリアートを創出した。女といえども働かざるを得ない時代になったのである。しかし、女工はともかくとして、職業婦人の場合にはまだ「容姿端麗」なることが採用の第一条件であつた。職業婦人といふことばの響きに一種のあこがれを抱きながらも、自分が「容姿端麗」でないために働くことに一抹の

不安を感じる吉沢久子、一方、「おまえみたいなキリョウのまじい娘は、もらい手がなにかもしれない」から、どこかのおやしきに女中奉公にでもやり、良縁をつかませようとする彼女の母親。これはそのまま昭和初期の母と娘の姿であったように思うのだ。

この「容姿端麗」が第一条件でなくなってくるのは戦後である。「お嫁入り前の社会見聞をせむとも……」（司葉子）という中途半ばな気持ちもちながらも、一応職業を自分で選択するだけの気分的余裕が出てくるようになる。

そして現代は——いつまで動めていても中途半ばな補助事務、雑用しか与えられないBGの仕事に見切りをつけて、張りのある生き方を求めて転職にふみ切るBGがふえてきている今日この頃だ。

職業婦人の社会的地位が明治・大正・昭和と時代の波を重ねる中で、根本的に変わったとは思えない。また、働く側の女性自身にしてみても、まだまだ親がか

り、他人まかせという面がみられる。女性の社会的地位の根本的変革、意識の変革は、やはり体制の変革にまたねばならないだろう。しかし、それはともかくとしても、三代にわたる時代の流れは、女性の働く意識を大きく変えていったことは事実である。

女性が職業をもつことがあたりまえになってきた今日、BGの生き甲斐とはな

んだらうという問いにどう答えるか。この問いはやはり、女が男の従属物として存在していた長い日本の歴史の中から、たんなる女としてではなく、ひとりの働く婦人として、あるいは人間としての、充実した生き方を求める姿に変わってきたあらわれではないかと思う。

さいごに、明治以来の職業婦人の歩みを振り返ってみるとき、いつも感じるのだが、婦人の職場進出の歴史がつねに「戦争」と結びついているということだ。もちろんこれはわが国に限ったことではないかも知れない。しかし、第一次世界大戦・満州事変・第二次世界大戦というそれぞれの時期に職業婦人が急激に増大しているという事実は、最もよく平和をねがう婦人層にとって、何か非常に皮肉なことにも思えるのだ。今後再び戦争が起こらないという保障はどこにもない。しかし、また起こるといふ確証もない。

非力な私たちは、再び戦争を起すことのないようささやかな力を合わせ、結束する以外にはないのだが、ただ、女性がほんとうに職場で、社会で、その真価を発揮できるようになるには、まだまだ時間の流れが必要だ。

（銀行研究会勤務）



## 第七回婦人少年室協助力員全国会議概況

### 会議の概況とレポートからみた活動状況

今年の婦人少年室全国協助力員会議は十月二十

九日(月)午前九時半より大手町の労働省新庁舎八階講堂で開催された。あいにく朝からの雨降り肌寒い日であったにも拘わらず各地から元氣一ぱいの協助力員の方達をお迎え出来てほっとした。まず婦人少年局長挨拶に続いて労働大臣・両次官挨拶、各課所管事項説明、質疑応答と予定通りすすみ、午後から各課の研究討議があつて、なごやかなうちに有意義に会をとお終ることができた。

労働大臣は婦人少年行政を推進するにあつての決意と、平素の協助力員の労に對して深くねぎらいの言葉を述べられ、政務次官は人づくりの立場から若い人達特に職場における青少年の指導を強調され、事務次官も積極的な行政の進展をみるため益々地方の室を援助してほしい旨をのべられた。そして予算獲得に当たっては第一義的に考えるということで、大いに意を強くした次第である。

今年の研究討議はできるだけ多くの人に発言してもらい、地方の実情やら活動の状況をしるということとレポートの発表を中心としてすめられた。以下レポートの中から拾った主な点

についてのべてみることにする。

#### 一、協助力員制度について

協助力員活動をすすめるにあつてまず第一につきあたる壁は協助力員の存在が知られていないことと、仕事に對する理解がないということである。従つて協助力員に出席を求められたり、相談のための来訪を受けるということは少なく、そのためこのPRについては自ら足を運んで関係官庁・民間団体を歴訪(新潟)、挨拶状・名刺の印刷(大分・秋田・京都)、放送・広報紙・機関紙に執筆(熊本・大分・新潟・秋田・愛媛)、所属団体の組織を通して周知につとめている(大分)。協助力員は地域の実情に應じ、それぞれの活動分野に従つて活動しているが、婦人少年問題全般にわたり活動を行なうことは困難であるので、特技に應じ重点的な活動をする(群馬)や一人でも多くの協力者をつくり、官公庁・民間団体との連絡を緊密にし、協助力員の横のつながりをもつことが必要であるといっている(和歌山・鹿児島・佐賀・大分)。

また、地域的に連絡協議会をもつて定期的に地区別のあるいは全県的の会合をもっている(愛知・京都・長野・大分・群馬・大阪・熊本・山梨)。組織をさらに婦人労働部・年少労働部・婦人部・広報部の部に分け、専門部活動をしているところ(群馬)や、近畿地方のようにブロック会議を結成しているところもある。これらの組織を通して青少年のための「いのちの家」・「店員文庫」・「働く婦人のための乳幼児保育園」・「内職相談所」設置に世論を喚起し、成功に導いた実例がのべられている(愛媛・鹿児島)。

一人の力では限度があるので、迫力のある強力な説得力を発揮してうけいれてもらえるためには、どうしても組織化とバックグラウンドの必要が感じられるというのである(岡山)。

今後の要望としては協助力員の担当区域が広いので人員増・予算増とともに室の強化・拡充を望む声が高い。また自分自身が成長するためにも、充実した活動を行なうためにも研修の機会を設けてほしい、といっている。協助力員の性格上の問題として法律上の権限がなく、仕事の範囲が漠然としており、家裁調停委員・保護司・民生委員等と重複する面もあり、やりにくい

ら業務内容をきめてほしいという要望については、当日庶務課長より協助力員は、婦人少年行政に対する理解と、その理解の根を広くおろしていくために活動を願うもので、各自のフィールドに従ってやっていただければよい。さらに善意をたかめるための組織活動も結構であるが、各自それぞれの持味を生かして当面良識を通じてのサービスをしてほしい旨の話があった。

## 二、年少労働問題について

年少労働者の福祉増進をはかるためには、福祉員活動に対する協助力員が行なわれており、福祉施設の設置につとめたり、グループ活動の促進、週休制・一せい閉店等労働条件の改善、商店主婦に対する啓発に努力している状況がのべられている(滋賀・群馬・宮崎・徳島・兵庫・愛媛・山梨・佐賀・新潟・大分)。長欠就労児童保護活動については関係機関・地域社会の協力を得て解決をみており、このためには協助力員が足しげく家庭訪問すること、学校や級友の暖かい心づかいのいること、特別学級設置の必要性等についてのべられている(島根・北海道・奈良・熊本・埼玉)。

年少労働者の非行・転落・離職に伴う特殊なケースを扱ったものは案外多く、事業主と協力して文書活動・面接相談をかさねて防止した実例(山形・島根・福岡・埼玉・大分)や、職場の適応をはかるため、たゆまぬ努力をしている実例がかかっている。また、市と協力して補導のための懇談会を開催しているところもある。

## (福井)

### 三、地域における婦人労働問題・婦人問題の実情について

これは次の県において相当詳しく実情が把握されており、いい調査資料もあるので、できるだけ「婦人・年少者」の誌上をかりて、順次照会する予定である。

甲斐絹の産地における婦人労働の実情(山梨)  
 罐詰工業における婦人労働の実情(静岡)  
 丹後チリメン歩機の実態調査(京都)

婦人団体の事業として行なう内職グループの運営について(長崎)

農村婦人の生活実態調査(島根)

## 四、相談業務について

今年のレポートの特色として、未亡人の職業談、一般婦人問題に関する相談、売春問題に関する相談のケースの報告がかなりあったことで、これについてはケースがそれぞれちがっており、ケース毎の照会もできないので、大体の傾向についてのべることとする。

一般婦人問題に関する相談は家庭内の紛争

(夫の女性関係、嫁姑の問題、夫の乱暴、酒乱)、

離婚問題、未亡人の生活に関する問題等さまざまであるが、いずれも関係者と面接、関係機関の協力を得て適宜処理解決に導いている。

婦人の技術訓練、婦人労働力の活用についての必要性に対する意見は注目される。

未亡人の職業相談は秋田・茨城・神奈川・奈

良・長崎より事例の報告があった。未亡人の通有性として依頼心が強く、自分でたちあがろうとする力に欠けているので、非指示的カウンセリングにより自己反省の機会をあたえ、自分で打開の道を講じ自活させるよう側面的な援助をしている。

その他、若年労働力不足による婦人労働力への影響について、各地とも相当中高年齢層婦人の職場進出の実情が伺われ、パートタイム・季節労働等による労働移動も注目される(徳島・静岡・宮城・和歌山)。これに伴って保育所設置が要望されている。

レポートの応募総数八三篇(庶務課関係二〇、婦人労働課関係二一、年少労働課関係二八、婦人課一四)大部分の県において一人二篇、三篇応募の県も四県あり、協助力員各位の熱意があらわれている。全協助力員の一か月あたり活動件数が一〇、一一六件にものぼっている現在、これらのレポートに現われた活動は一部の状況であるかもしれないが、有効な参考資料として今後に役立てたい。

(労働省婦人少年局庶務課)

×

×

×

×

×

×



## 協働員レポートから

婦人労働問題

### 未亡人等の職業相談について

藤井 芳太郎

(秋田婦人少年室協働員)

土木請負業をしていて事業に失敗し、極度に無気力となった夫に耐えかねて離婚したKさん(三四歳)は、八歳と六歳の男の子二人を抱えて六畳一間の間借生活をしていました。家庭内職としてあめ玉の包装をし、一日一〇〇円から一五〇円の収入しか得られず苦しい生活で、このままでは生活を立てていくことが出来ず、なにかいい職業がないかと未亡人会長さんから相談を持ち込まれました。

一応所得がなく、こんなに苦しい生活なのだから、当然保護家庭として取扱うケースだと思いましたが、本人の働きたいという意志と未亡人会長の熱意が支柱となり、幸いKさんは女学校を卒業しており、地元の税務署に結婚するまで約三年余り勤めていた関係上、算盤やら記帳はできるとのことでしたので、早速昼間の勤め口をさがすことにしました。

まず六歳の男の子を保育園にやることをすすめる、この手続は未亡人会長さんをお願いしました。最初に安定所を訪ね、Kさんの差迫った事情を話し、適当な職業依頼をしました。が、炊事婦・女中さんの仕事はあっても、日中だけの仕事はなかなかむずかしい様子でした。私は私なりに商工会や知人を頼りに探し歩きました。たが容易に見当たりませんでした。一か月程経過して未亡人会長さんがこれは無理な話のようだから保護申請をしようと言いました。が、もう少し職を探してみることにし、一時市の助け合い資金から三、〇〇〇円を借りました。そうしているうち、羽後電気器具会社で退社する女事務員の後任を探している情報が入りましたので、ここなら一応名のおっている店であるし、入社出来たらと希望をもち、この会社の支店長を訪ね再三懇願してみました。残業

もあるし、子持ちの婦人はあまり欲迎しないようでしたが、一切の身元保証は未亡人会長さんが引受けることとし、ようやく採用されました。Kさんは翌日から臨時雇として日給二五〇円で採用になり、今年六月には本採用と共に月額九、〇〇〇円に昇額しました。その間五月にはかねて申請中の児童扶養手当も認可され、月一、四〇〇円の手当が受給されるようになりました。もちろん、助け合い資金の返済もでき、今は健全な母子家庭として生活を営んでおられます。会社の支店長も、若い人より落ちつきがあり、来客の応待もよく、仕事外の細かい点にまで気が回るのでお陰で大変助かっている、とよろこんでおりました。

年少労働問題

### グループ活動の世話をして

福井 三郎

(兵庫婦人少年室協働員)

近ごろ年少労働者の人間づくりについては、各方面で、諸施策を実施しているようで、結構なことだと思います。

勤労青少年にはグループ活動を希望するものが増加していますが、企業側としては、この動きをあまり歓迎していないようです。その理由としては、自己企業の内情が外部に漏れることをおそれるためです。零細企業においては、給与・福利施設・労働時間・休日等の労働条件は低

く、労基法の線に達していないものが多い現状ですが、これについては、労働基準監督署の行政権に俟たなければならぬと思います。業者の多くは監督署の臨検がないことを理由に労基法に違反するもの、あるいは違反していると思っていないものも多いようです。

また、グループ活動を推進する場合に、最近各所で活発な動きをみせている特種なグループがあるため、グループ活動というと、とかく色目

で見られる傾向がありますが、成長途上にある青少年を育成する上に、正常なグループ活動は大いに役立つもので、大いに推進すべきものと思います。

私は一昨年以来、毎年労働省で実施している勤労青少年の生活文募集に応募して入賞した人たちによって結成されたグループの世話をしています。世話といっても、ただ青少年の相談相手になっている程度で、特別取りあげるほどのことはしておりませんが、これがかえってグループの者が存分に活動する上によいのではないかと思っています。従来、おとながすべて膳立てをして、かまいたすぎるくらいであったのではないかと、そのため、伸びるべき芽を摘みとっていたのではないかと思ひます。私たち大人は「今の若い者は」と今の青少年を白眼視していますが、若い青少年には、私たちには味わい得なかった自由があり、夢があります。私たちは青少年がその夢をかなえることができるように援助すべきだと思います。

現在会の運営は、会長・副会長・会計それぞれ一名で、会費月百円で、会議月一回（第三日曜日）適宜会場を変えて行なっています。現在まで、登山・海浜・飯盒炊さん・花見など、会員相互の親睦をはかるような活動をしてきました。また、その間にゲームや話し合いの場を持ち、過去の喜びや悲しみを分かち合い、励ましあい、共に勇気づけて明日への希望に向かって、互いに社会から脱落しないようにしています。家庭の状況や職場のできごとなどいろいろな話題が次から次に出て、結構一日が終ってしまいます。その間、私はグループの仲間に入り、いつも聞き役になり、ゲームなども一緒にしています。

この事業所でも青少年に対して、余暇の活用について種々対策をたてて実施しておられますが、これから青少年に自主性を持たせるという点が欠けているように思ひます。また実施にあたり大人が親心と思ひ、早々に帰るといふようなことは、かえって青少年が離れていくものとなり、はては思わぬ伏兵が待ちかまえていて、そのとりこになっってしまうことにもなりかねないと思ひます。

このグループは、今まではグループの者が集まって自分たちだけが楽しんでいましたが、今後は施設の訪問などを計画してどうかとすすめてみました。その第一回の試みとして、神戸少年の町にある青雲寮（施設の年限を終えて働いている二十歳以下の青少年の寮）を訪問して懇談しました。薄幸な青少年ですが、みななかなか立派な人たちばかりで、かえって慰問に行った者たちが慰問されているような気がしたほどでした。これを機会に今後は、こういう青少年たちとも交際するようにしたら、さらによいと思ひています。



#### 婦人問題

### 一般婦人問題に関する相談業務について

足立 ふさ

（千葉婦人少年室協働員）

一般婦人問題の相談にあずかる窓口は最近急速に増加していますが、その中で、気軽に相談にのってもらえるという気持をいだかせている点で、協働員の制度は、さらに発展させていたきたいと思ひています。私が扱ったケースをおして感じたことは、一般婦人問題の中でも、いつも多いのは何といっても家庭不和の問題です。昨年一年間に取扱った件数七件についてみると、そのうち四件までが夫の不貞でした。夫が他に愛人をつくり、家庭を省みないので離婚したいというものが二件、

夫が他に愛人をつくったが妻としてどうしたらよいかという相談が二件です。ケースによって、媒酌人を中心によく話しあうよう指導したり、妻に反省させたり、夫に書面で、あるいは会って反省させたりして、和解落着いた場合もありますが、協議離婚や、家事調停にもちこみ解決したものもあります。つぎに、夫が酒乱で乱暴されるので、どうしても離婚したいというものが二件あり、一件は家事調停にかけよう指導して、家裁で和解し、一件は離婚となりました。その他、

ことり娘の若夫婦と親との問題で、特にむと親たちの折り合いが悪いので、どうしたらよいかという相談でしたが、この場合、親もまだ若いので、話し合いで当分別居するよう指導しましたが、結局別居して落ち付いています。

問題の渦中にある当事者同士ではくすぶり続けたり、火に油を注ぐ状態であっても、第三者としての私どもが温い口添えや理性による判断をしてあげることにより、意外な効果



## 協助力員制度について

曾 山 陸 代

(鹿児島県婦人少年室協助力員)

### 一、活動上の問題点

私は昭和二十一年満州引揚者として、あらゆる苦難の道を経て、現在公務員の主人の薄給一本で長男と次男を大学に、三男を高校に在学させている状態で、「婦人少年問題に深い関心をもつ、しかも精神的、物質的余裕のある……」という協助力員としての適格者にはおよそ遠いものがあるにもかかわらず、この制度の発足以来、協助力員のお役を引受けて現在に至っております。今では協助力員

の性格・機能についてはだいたい認識しているつもりであります。

協助力員制度については、各行政機関・諸団体にも、いろいろな方法で宣傳していただいたり、また自分自身でも周知に努力を払ってまいりましたが、まだまだ民生委員などのように一般に知られていない状態です。私の住んでいる国分市人口三万五千の中に百名あまりの民生委員が配置されていて、心配事相談所なども開設され、相談を受けておりますの

で、協助力員には相談や問題を持ちこまれる例は少なく、室からの指示、調査依頼などある場合は責任と誠意をもってお引受けしている程度の活動に終わっています。

私の場合、この数年来、五千人の国分市婦人会の幹部として年々打ち立てられる婦人週間のスローガンを目標に、婦人の地位の向上に努力していますが、このような既成の組織の中にあって、種々の運動を通じて市役所・警察・福祉協議会・PTAなどとの横の連絡を作ることができません。協助力員制度をPRするのに大変よい機会であると思っています。

年少者のための活動も、現在まで青少年対策協議会に働きかけて防犯組合の結成をみたり、店員文庫を備えていただいたり（農村の中小企業に残る年少労働者は数も少なく、質も悪いのでいろいろ問題がある）微力をつくしております。

そういう経験から現在感ずることは、一人でも多くの人と温い人間関係をつくっていくうちに、悩みを訴えられたり、問題を提供されたりして、自然に協助力員としての任務が果たせるようになることだということです。結局、自分自身が少しでも成長して豊かな人間味を持つことが第一

一であると痛感している次第です。

### 二、横の連繫において

一つの問題が生じたとき、お互い何か縄張りの根性を出して、中には自分自身の功名として不純な善意を施す気配が感じられて不快を覚える場合もありますが、肩書きは異っても終局の目的は同じですから、皆それぞれの立場から手を取りあって、明るい社会を築くために貢献したいものです。

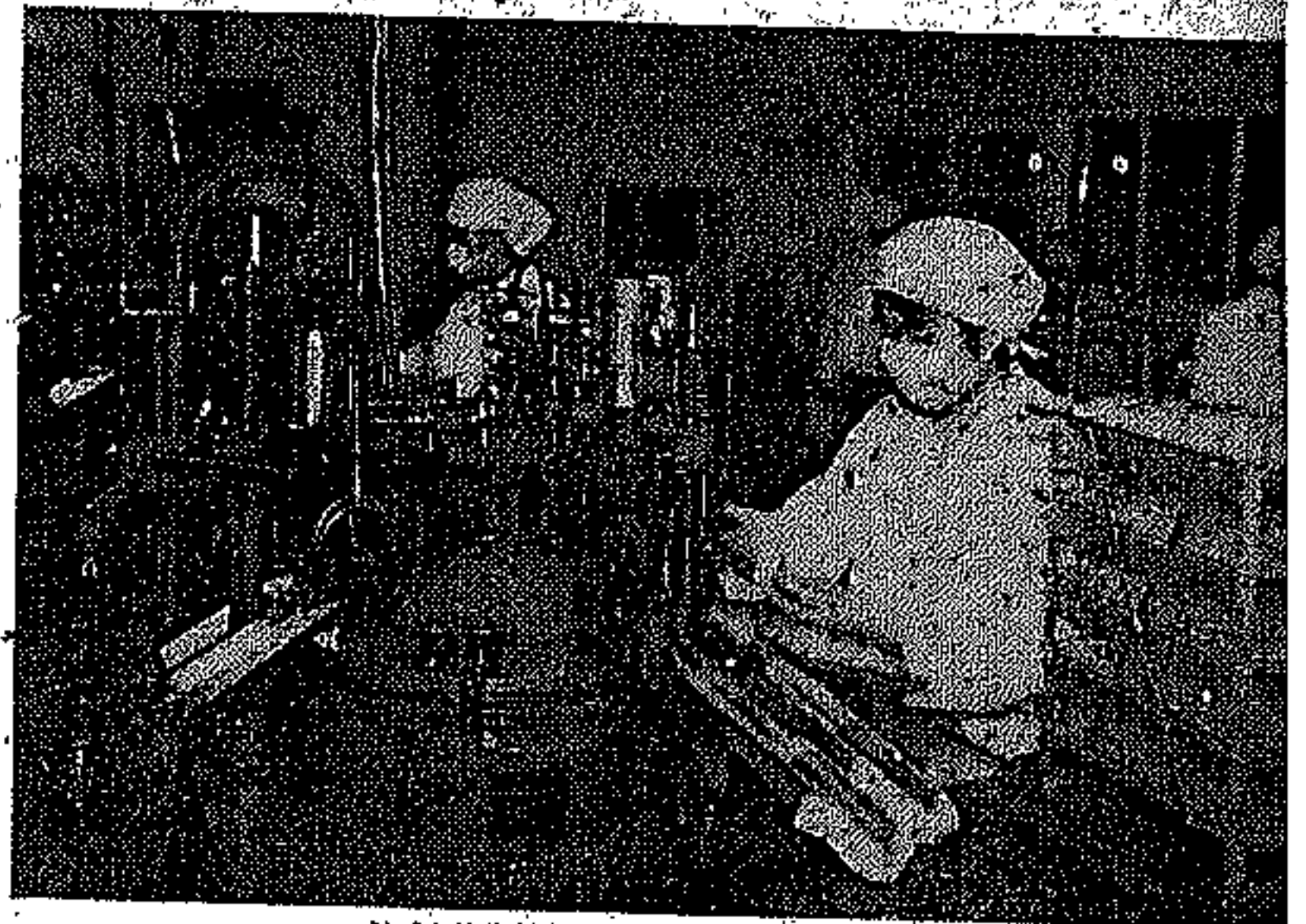
### 三、今後の活動方針

僻地をかかえた国分市と、準人・福吉町を含む広範囲にわたる担当地区で、例えば長欠児童の問題をとり上げる場合に、市内だけでも小学校十六、中学校五、高校二と二十三の学校です。いくら張りきってみても能力と行動にはおのずと限界があります。しかし、協助力員の仕事はまことに尊い大事な仕事だと思いますし、ヴォランティアとしての存在であってみれば、年俸千円の形式的な報酬を返上して、せめて私の地区の場合でも、もう少し協助力員の数をふやしていただいて、二、三人で話しあっている仕事を進めることができるようになったら、上すべりのしない、もっと着実な活動ができるようになるのではないかと考えています。

## 働く人の舞台づくり

東亜栄養化学工業の労務管理

## 林 準



—注射薬製造作業の一部—

明朗・公平、責任、これは当時逆境にあったわが社の再建に乗出された現瀬口社長が、全従業員に示された訓辞でありましたが、われわれはあたかも暗夜に希望の燈を得た如く社長を迎え、その熱意と手腕に絶対の信

頼と敬愛を寄せつつ互いに精勵を誓いあつて今日に至りました。職場が明朗でなければ能率も上がらず、良い仕事もできません。また健康も安全も確保できず、従つて福祉も望み得ないのであります。

職場の明朗を期するには、不平や不満を排除しなければなりません。それには物事を公平にすることが大切です。「乏しさを憂えず均しからざるを憂ふる」ことももちろん必要ですが乏しいより豊かに越したことはなく、それこそ互に望むところであり、また一面「悪平等は不平不満の因となることを深く考へて、常に分に相応し、信賞必罰の線を明らかに、働き甲斐ある配分と機会を与えなければなりません。

上昇することができよう。わが社長は「分をつくせ」と訓えています。

さて、わが社の労務管理についてですが、そのことではいつも社長から激励されている状態で、その重要性と困難性については骨身に徹しております。とても発表するほどのものではありませんが、前に述べたような社長の訓辞にもとづいて日頃実行している事柄を二、三拾つてみたいと思ひます。

つねづね私達が社長から注意されていることは「働く者の舞台作り」ということであります。「労務管理は出来たことを治めるだけでは足りない。常に問題の起らぬようなレールを敷くことである。」また、「労務管理は担当者だけで出来るものではない。全体の協力を得て始めて円滑に行くものである」と、他部課との連絡協調を重要視しています。

労資協調は当社の伝統であり誇りであります。労働組合の設立は昭和二十二年二月ですが、当時はまだ労組の認識が浅かったので、設立に先立って松岡駒吉先生を招いて皆でお話を聞きました。そして間もなく労働協約を締結し、引続いて労使の協議機関として、経営協議会を設置しま

したが、この時は斯界の権威津曲教授の講話を全員で聴きました。この協議会は後に労働協議会と改め、さらに分科会から独立した生産委員会と共に、労使同数の委員により、毎月定例会を開催して現在に及んでいます。労使双方は互いに立場を尊重し、話し合いによつてますます信頼と理解を深めてまいりました。ことに現社長は「会社は労組から要求されなくても、できるだけのことはやる」という一貫した信念を持ち、労組もこれに對し、われわれに可能な唯一の協力は、完全な労働提供であるとして、精神的にも協力を惜しみません。

そのような状況なので、当社では厚生面の一般的な行事は、労組と相談し共催の形で実施する場合が沢山あります。こうしますと従業員は参加を強制されることもなく、自分達の希望も織り込んで、自発的に喜んで行事に協力します。当社では運動を奨励し、卓球(三面)・庭球(一面)・排球(一面)・野球(軟式とソフト)・バドミントンなどそれぞれの施設をしております。ことに卓球は季節や天候に係らず何時でも手軽にできるばかりでなく、女性にも好適なスポーツなので、一番盛んに行なわれ

ています。先年まで労働省主催で開催されていた全国労働組合体育大会には、当社女子チームは十か年間連続して東北大会に優勝した戦績を持っています。労組と共催で春秋二回くらい各種目別に社内大会を開催しますが、その時はA B C D Eのチームに編成したり、紅白対抗戦にしたり、いろいろ趣向を変えて皆で楽しみます。女子で野球に参加する者もありますし、テニスは主婦の会（社宅）と合同で催すこともあります。当社の慰安旅行は例年秋季に創立記念日を中心に行ないますが、その費用は皆会社で負担します。今年は十和田湖から湯瀬温泉へ、昨年は佐渡、一昨年は東京・成田・水郷巡りというふうに一泊三日程の旅ですが、社長も必ず同行されるので大いに士気があがります。この外お花見の行楽や、主婦たちの慰安会なども行ないますが、そうした折、慰安の目標として示される社長の言葉は「上の者より下の一年少者が心から喜んでくれるような細かい配慮を……」であります。ポーナスが済むと一年末の楽しみは忘年演芸会です。五月みどりさんと呼んだこともあり、今年は誰だろうと、毎年春が近づくと、噂さや期待でいっぱいです。

教養については学歴や年齢の関係で一律的なことはできませんが、定時制高校や通信教育・和洋裁学校その他の勉学者には力めて便宜をはかるようにし、華道は毎週土曜日に先生が来て材料代も補助して教え、お料理の講習なども労組文化部と共催で毎年実際のプランを立てて行な



一卓 球場

っています。図書・新聞・雑誌・テレビ・ラジオを始め、縫裁室・休憩娛樂室など、一応の設備は整えてあります。趣味娛樂のグループを見ますと、ごぶし会（これは登山やハイキング同好の若人五、六十人で健康な運営をしています）カメラクラブ、謡の会、囲碁クラブ、麻雀クラブ、

他団体加入では労音や図画教室などがあります。

安全衛生についてみると、災害事故は、設備の改善や啓蒙運動の効があつてか、最近まで八年三か月間無事故で通し、第一種・第二種の記録賞や労働大臣から進歩賞の表彰を受けました。衛生管理については事業柄常に意を用いましたので昭和二七年には労働大臣より優良表彰を受けましたが、幸いにその後も順調で、伝染病の発生も見ず、結核療養者も早期手当で皆全快復職し、最近五年年の出勤率を見ても平均九九・四%を示しています。

健康診断は春秋二回、入社時には精密検診を、有機溶剤関係者には特殊検診を行なっており、ツベルクリン反応、BCG、腸・パラチフス予防接種等も的確に、駆虫・防蟻・殺鼠・手洗等も励行しております。診療所には内・外・婦人科の三医を嘱託していますが、平常は看護婦が気安く健康相談の相手をしています。

安全衛生委員会の委員は労組が職場や寮から適任者を推薦する仕組みで、女性委員も参加しています。先般は女子の希望で、婦人科嘱託医を囲む女性だけの衛生懇談会を開きました。打解けた談笑のうちに女子

青年に必要な衛生知識が得られてたいへん好評でした。

冗費をいましめ貯蓄を奨励することは青少年の恒心を培い不良化防止にも役立つことと考えます。当社では貯蓄金管理規定を定め、事業所預金には高利を附し、銀行預金や簡易保険の団体取扱いなど便宜をはかつており、昭和二九年には大蔵大臣並びに日銀総裁から表彰されました。

なお、今後の問題としては、経済の成長と共に発展途上にあるわが社の人作りの問題や、技術革新がもたらす諸問題に対処して、常に内攻潜在性の不快因子を予防排除し、さらに労働意欲の昂揚を図り、より明るい職場の維持建設に励みたいと考えております。なお、参考までに当社の概要を付記しておきます。

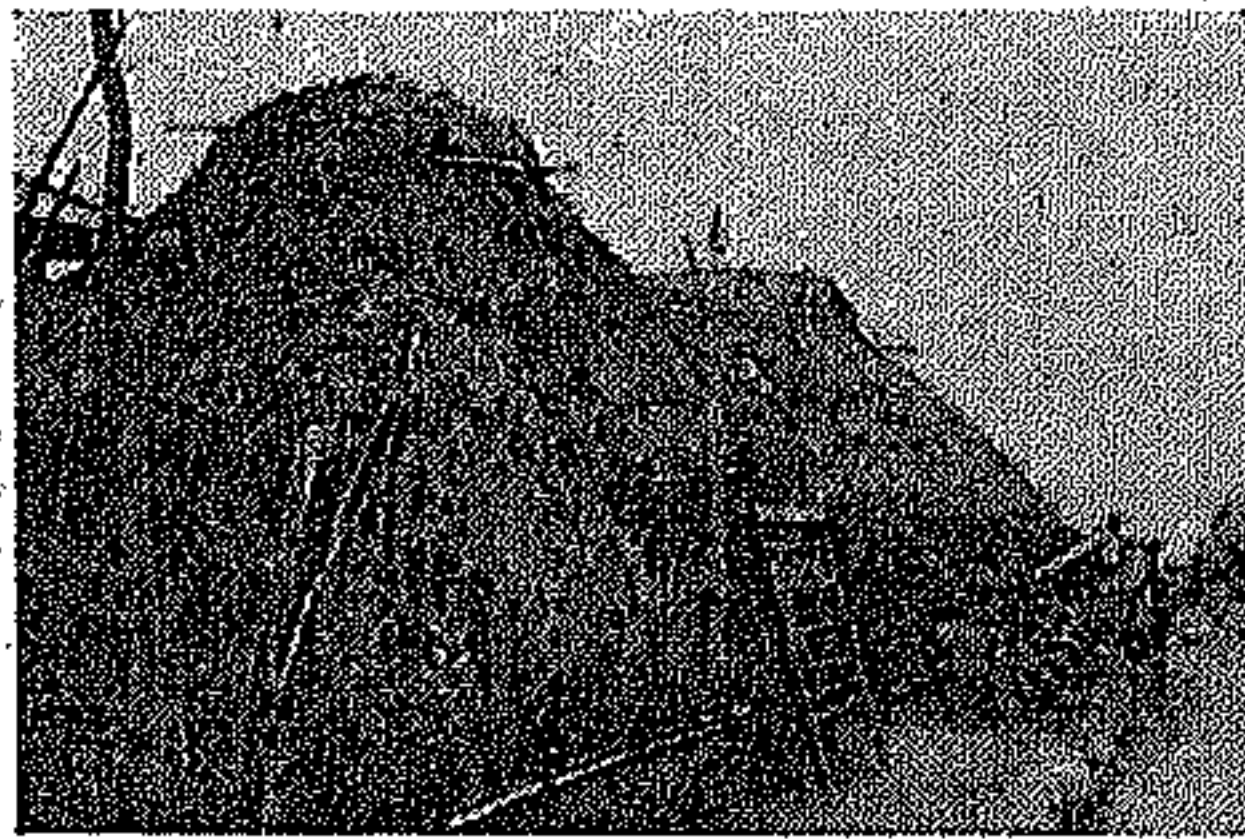
福島県信夫郡飯坂町湯野字田中  
社名 東亜栄養化学工業株式会社  
代表取締役 瀬 田 義 章  
製品 医薬品  
従業員数 男八五名、女一〇五名、計一九〇名、内年少者男一名、女二八名

資本金 一、九五〇万円  
年産 約五億五千万円  
本社 東京にある。

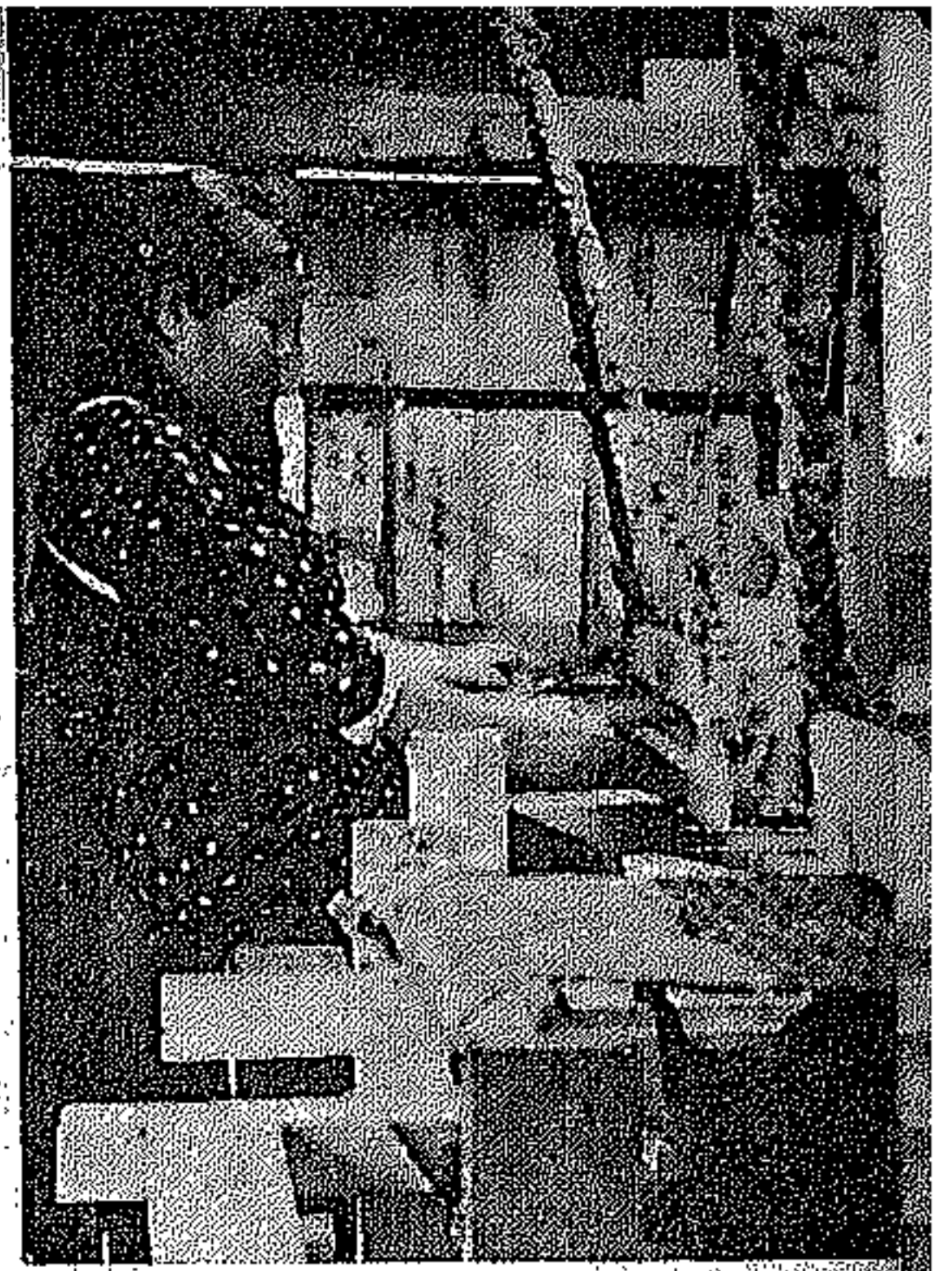
奄美大島紬織工の労働組合結成 <労組婦人のページ>

鹿児島婦人少年室

大島紬工場は昨年末現在で全郡島に四六二工場七、二七一人の織工が働いている。紬業界のことが問題として浮かび上がったのは織工の労働組合が結成され経営者側の紬懇話会との団交がもたれたということにはじまるのであるが、紬業界の現状を眺めて問題となる



—主婦が大島紬を織る漁夫の家—



—内機で紬を織る婦人—

点は1、労働時間の問題 2、賃金の問題 3、紬業界の構造の面にしぼることができると思う。

現在の織工達の労働時間は拘束は受けないが仕上げを急ぐことと、糸一本一本の組み合わせをやる細かい作業であって、調子の乗った時に作業を打切ることが困難であるため、通常一〇時間前後、特に盆暮の現金収入を必要とする場合一四、五時間以上の長時間労働となっている。ただ、働くことだけの生活で自分の時間をもつことを知らない前近代的労働者の生活である。世はまさにレジャー時代というのに、潤いのある時間をつくり健康の増進を図るといふ人間として当然の権利の主張を知らない。いや知っていても労働基準法に定められた八時間労働をした場合、収入が半減するので、それをやらないのである。

一見、高賃金であるかのようにみえる織工の収入は、これを時間的に眺めた場合、それは決して満足されるような賃金ではない。一例として、毎日一四時間労働一か月の織賃一万六千円の稼ぎのある織工でも、八時間の労働では、その半分の九千円くらいの賃金にしかすぎない。それでも織工の多くが現在の賃金で満足しているのは、他産業の低所得との比較と、織工の忍従と屈辱の歴史をたどってきた生活から、それが当然すぎる生活であると思ふからである。

以上のような前近代的な織工の生活水

準をひきあげるのには、織工たちに八時間労働を実施させると共に、その時間内の労働で、現在得ている収入と同等の収入を得るようにすることであるが、それが出来ないとするれば、労資の分配に不合理な点があるとしか考えられない。仲買人や生糸業者の利益が多すぎるという声もきかれる。織工の仲間のほとんどは不遇な労働条件のもとで借金職業病(婦人病・胸部疾患・胃腸障害等)生活苦で苦しんでいる。このような紬業界の現状に對して、織工達の労働組合が結成されたことは当然のことと言える。

この組合は昨年十二月から結成の動きがあつて大島産業労働組合として昭和三七年八月一日結成のはこびとなつたもので、企業別労働組合でなく職別組合で、組合員には事業場内織子を中心に、家内労働関係と見られる織子達も含まれていることが特徴である。組合員数三百名(内男子三名)で結成され、今後は全郡島七千人の織工の加入促進を図っている。

当面の運動方針としては(1)同じ柄でも各工場によって賃金がまちまちであるので、織賃の一率化と各工場の一率賃上げ(同年二回のボーナス確保(一律一〇割、一か月分の出来高)) (2)健康保険・失業保険加入を目指して将来は紬労働者の福祉向上のために経営者で組織している「大島紬懇話会」と交渉して要求を勝ちとり要求の性質によっては経営者別の交渉ももつ方針で、今後は活発な活動が続けら

れるものと予想される。

これまで多くの織工たちは労働基準法の行き届かない環境に甘んじ、ほとんどの人はその日暮らしの生活で、自分の権利を主張することも知らなかったのであるが、今では、自分たち織工の腕一本でやる仕事で郷土奄美大島の産業を発展させているのだという誇りをもち始めている。そして、働く者が正しい権利を確立してこそ、紬産業が郷土の基幹産業として定着し、正常に発展するのであり、それによって自分たちの生活も向上していくのだという確信と明るい希望が彼女たちに持ててきたのである。

最近八十名の織工が働いている工場で事業主が住宅金融公庫から二千万円の融資を受けて、鉄筋四階建の織工用モデルアパートを建てることになり、アパートは一世帯百万円をかけ、各世帯に水洗便所・炊事場つきの豪華なもので、大島では始めての中高層アパートとなるが、「今後福利面でもっとし改善してゆく」という工場主の声も先行明るい話として組合員を力づけている。

彼女たちは今、「日本一の織物を作っている私たちですから、日本一の婦人労働組合にします」と気えんを上げていく。賃金形態が「出来高制」をとっているため、織工の組合結成は難しいといわれていただけに、紬産業史上画期的なできごとと言えよう。

(鹿児島婦人少年室長 山根澄子)

# 京都府北部（丹後地方）における 婦人歩機の家内労働について

高野 顕 珧



京都府北部に位置する丹後地方は、優美精巧な織物として名高い「丹後ちりめん」の産地であります。早朝から夕刻まで軒並みに響く機音のさわやかな流れは土地の活気の源泉であり、機音のしない日は食事も美味しくない、といわれるほどの織物の本場であります。織布工は織姫といわれるようにすべて女子であり、近年労働条件も著しく向上し、労働基準法の対象事業場では、労働時間や週休制も指示通り厳守して、働きやすい職場になっております。

ところが、雇用人をおかず家内だけで行なっている、いわゆる家内工業では、労働条件など殆んど無放任の状態にあり、特に近年は「丹後ちりめん」のように高度の技術に必要としな

い、ウール地を主とする歩機の家内工業が急激に増加し、どこかの農村に行っても機音の聞えないところはないほど、その普及率は驚くばかりであります。他府県で売りに出た織機の権利を買い受け（織機の新設には通産省の制限があり、権利がなければ新設出来ない）、農協等から融資をうけ（一台が約四十万円）、納屋などを仕事場に改造し、一、二台の織機を設備し、主婦や若妻が農業のかわりに操業し、二台で五万円程度の月収を得るのであります。

農家の副業としては比較的利益のある仕事であり、農作業のように天候や季節の影響はなく、肉体的重労働でもなく、家中での仕事であり、働きさえすればいくらかでも仕事があるといった比較的恵まれた条件であるため、同業組合を作った労働条件等を申し合わせてもなかなか守られず、長時間労働がムード化し、家庭的、健康的、社会的に種々憂慮すべき問題の発生をみるに至ったのであります。

このような事態に対し、働く婦人と年少者を守り啓蒙する立場にある協働員はどのような方法を講ずべきであるか、これが丹後協働員会の問題となり、そのためには先ず実態を把握すべきであるというところから、ささやかながら努力を傾けて、この調査を実施したのであります。

## 一、調査の方法

この調査は京都府婦人少年室丹後地方の一市四郡をそれぞれ担当している協働員（丹後協働員会を結成している）が、婦人少年室並びに丹後労働基準監督署の後援を得、さらに各地域の婦人会、職業組合・職業訓練生等の手助けを願って、本年八月中をあてて行なったものであります。

地域と担当協働員は  
宮津市地区、生駒 勉（宮津市教育委員）  
与謝郡地区、貫名英子（前郡婦人会会長）  
中郡地区、高野顕珧（山崎町教育委員）  
竹野郡地区、中村松之助（竹野町商工課）  
熊野郡地区、荒川はる枝（熊野町商工課）  
の五名が責任をもち、一郡二十事業場とし、無作意抽出、質問紙法、無記名方式で、直接作業者に記入してもらったものであります。

## 二、調査の対象

殆んど農家の主婦。集計の結果による年齢分布は二〇歳台一六人（二〇・五％）三〇歳台三四人（四三・五％）、四〇歳台一八人（二三・三％）、五〇歳台一〇人（一二・八％）

## 三、質問内容と結果

問一 一日にあなたが織機を動かす時間はどのくらいですか？

「織機を動かしている時間」（表一）では、一四時間、一五時間をピークとして一六時間、一七時間がこれに続き、全体の七七％になる。その後の工程「ふし取り」作業に約二時間を要するとみれば、労基法上の八時間の倍以上に及ぶ労働を毎日行なっているわけである。さらに「仕事にかかっている時間」（表二）でみれば、午前六時をピークに約七〇％がそれまでに就業している。「織機を止める時間」（表三）では、午後八時、九時、一〇時が大山となっており、早朝から深夜までの長時間労働が如実にあらわれている。

問二 機を止めるか、交替するかして休憩時間を取っていますか？

表 1. 織機を動かしている時間

| 稼働時間 | 件数 | %    |
|------|----|------|
| 6時間  | 1  | 1.3  |
| 10 " | 1  | 1.3  |
| 11 " | 4  | 5.1  |
| 12 " | 5  | 6.4  |
| 13 " | 6  | 7.7  |
| 14 " | 18 | 23.1 |
| 15 " | 18 | 23.1 |
| 16 " | 15 | 19.2 |
| 17 " | 9  | 11.5 |
| 19 " | 1  | 1.3  |

表 6 睡眠時間

| 時間   | 件数 | %    |
|------|----|------|
| 5.0  | 2  | 5.1  |
| 5.5  | 2  |      |
| 6.0  | 18 | 25.6 |
| 6.5  | 2  |      |
| 7.0  | 29 | 39.7 |
| 7.5  | 2  |      |
| 8.0  | 17 | 23.1 |
| 8.5  | 1  |      |
| 10.0 | 3  | 3.8  |
| 11.0 | 1  | 1.3  |

無回答 1件あり

表 7 家事をする者

| 区分   | 件数 | %    |
|------|----|------|
| 自年子失 | 46 | 55.4 |
| 分寄供他 | 20 | 28.0 |
|      | 8  | 10.2 |
|      | 9  | 10.8 |

表 4 休憩時間

| 時間  | 件数 | %    |
|-----|----|------|
| 0.5 | 6  | 7.7  |
| 1.0 | 40 | 51.2 |
| 1.5 | 6  | 7.7  |
| 2.0 | 13 | 16.6 |
| 3.0 | 1  | 1.3  |
| 3.5 | 2  | 2.5  |

外に不明あり

表 5 休日

| 月1回 | 件数 | %    |
|-----|----|------|
| 2   | 45 | 57.6 |
| 3   | 10 | 13.0 |
| 4   | 12 | 15.3 |
| 5   | 5  | 6.4  |

無回答 1件

表 2 仕事にかかる時間

| 就業時間   | 件数 | %    |
|--------|----|------|
| 午前 5.0 | 4  | 5.1  |
| 5.5    | 9  | 11.5 |
| 6.0    | 41 | 52.5 |
| 6.5    | 11 | 14.1 |
| 7.0    | 11 | 14.1 |
| 7.5    | 2  | 2.5  |

表 3 機械を止める時間

| 終業時間   | 件数 | %    |
|--------|----|------|
| 午後 5.0 | 2  | 2.5  |
| 6.0    | 4  | 5.1  |
| 7.0    | 7  | 9.0  |
| 7.5    | 2  | 2.5  |
| 8.0    | 18 | 23.7 |
| 8.5    | 4  | 5.1  |
| 9.0    | 13 | 16.6 |
| 9.5    | 7  | 9.0  |
| 10.0   | 19 | 24.3 |
| 11.0   | 1  | 1.3  |

正午打ち切りのもの1件あり

問三 休日とはいつですか？

この問では(表5)一か月で三日の休日  
が五七・六%で最も多く、次いで四回  
(一五・三%)、三回(一三%)と続き、  
「休日の取り方」では週休が六件(七  
七%)、適当な時に取るというのが九二  
三%で圧倒的に多い。これは家内工業の

問四 あなたは睡眠時間は？

自由さであろう。  
蓄積疲労を考慮してアンケートしてみ  
たが五時間を最低に七時間半までが七〇  
%を占めていた。八時間台二三%。それ  
以上は首尾一貫しない点がある(表6)。

問五 炊事や洗濯はだれがしますか？

家事(表7)については、「自分」で行な  
うが五五・四%を占め、作業時間の上  
さらに加重されている。年寄りもまた義  
務的に家内労働の一翼を担うことにな  
り、夫も稼ぎ手の妻君にちょっと気がね  
をすることもあるようだ。

問六 子供の勉強をみて

やったり、話し相手に  
なっている時間は一日  
にどのくらいですか？  
「殆んどみてやれない」が  
二六%弱、一時間以  
下が三五%になっ  
ている。二時間が一四  
件約一八%あったの  
はせめてもの慰めで  
あった(表8)。

問七 婦人会など

表 9 婦人会などの出席

| 出席状況     | 件数 | %    |
|----------|----|------|
| いつも出る    | 13 | 16.6 |
| たまに出る    | 33 | 42.3 |
| ほとんど出ない  | 24 | 30.7 |
| 出ようと思わない | 2  | 2.5  |
| 入会していない  | 2  | 2.5  |
| 無回答      | 4  | 5.1  |

の集まりに出席しますか？

「いつも出る」が一六・六%、「時たま  
出る」「殆んど出ない」が七三%。仕事  
のために社会から隔離されてゆく姿の一  
端があらわれている(表9)。

問八 今あなたは健康ですか？

調査した八月を時点として、殆んどの  
回答は「健康」であった(七四・三%)。  
しかし「あまり健康でない」「瘦れがち」  
が二五%強あるのは注意を要する。

さらに所有台数と月収をみれば、所有

台数(表10)では二台までが七一・七%、  
四台まで九六%になり、一人では四台が  
一応限度である。一か月の収入は、一人  
では大体六万円くらいが限度で、それ以  
上は専業と考えられる(表11)。

最後に「今あなたが一番欲しておられ

表 8 子供の勉強をみる時間

| 時間        | 件数 | %    |
|-----------|----|------|
| 0.5       | 6  | 7.7  |
| 1.0       | 22 | 28.2 |
| 1.5       | 1  | 1.3  |
| 2.0       | 14 | 17.9 |
| 3.0       | 1  | 1.3  |
| 殆んどみてやれない | 20 | 25.6 |
| 無該当       | 3  | 3.8  |
| 無回答       | 11 | 14.1 |

表 10 所有台数

| 台数 | 件数 | %    |
|----|----|------|
| 1  | 19 | 24.3 |
| 2  | 37 | 47.4 |
| 3  | 8  | 10.2 |
| 4  | 11 | 14.1 |
| 5  | 2  | 2.5  |
| 6  | 1  | 1.3  |

表 11 1か月収入

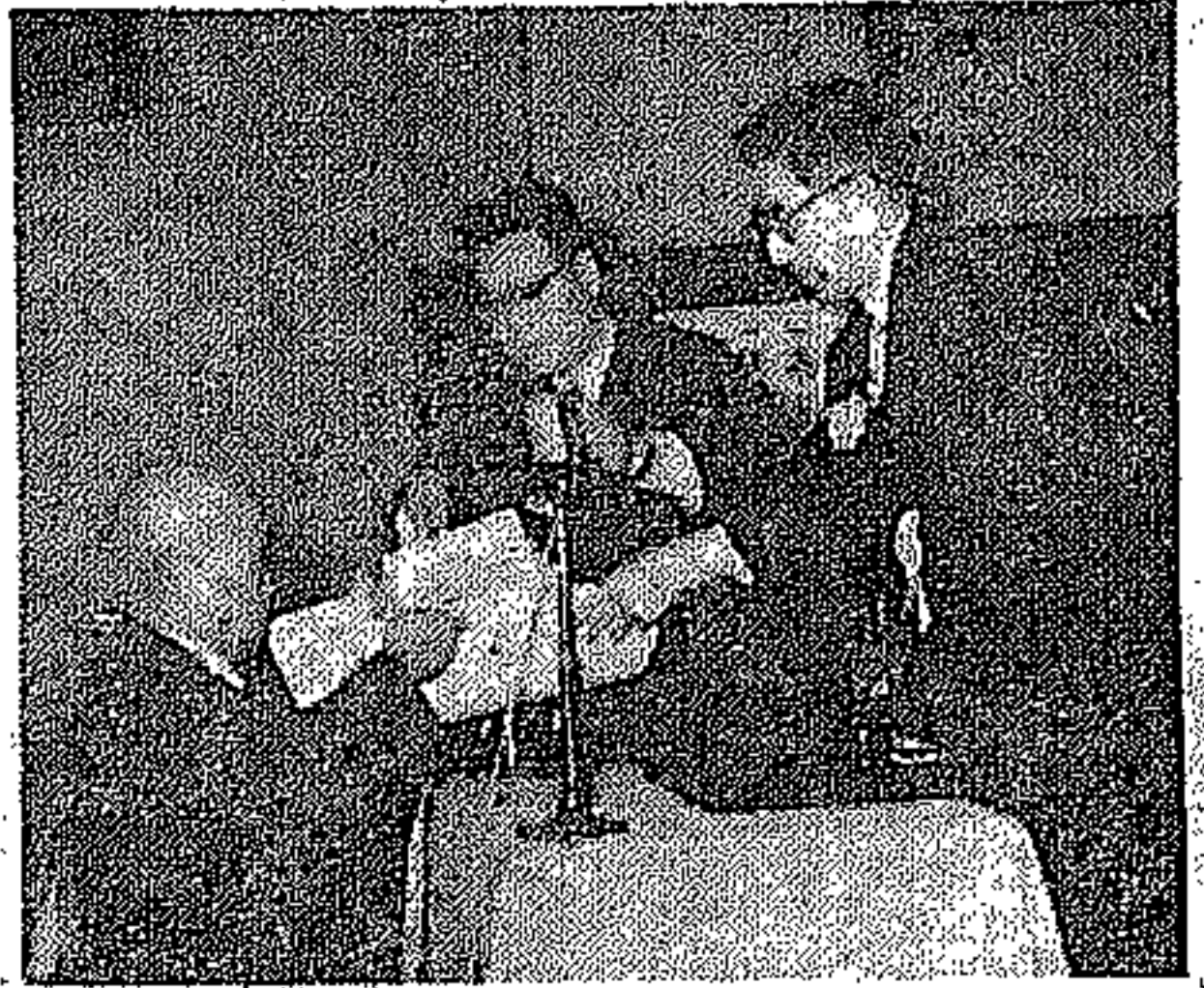
| 収入(円)   | 件数 | %    |
|---------|----|------|
| 10,000  | 1  | 1.2  |
| 20,000  | 3  | 3.8  |
| 25,000  | 4  | 5.1  |
| 30,000  | 14 | 17.9 |
| 35,000  | 4  | 5.1  |
| 40,000  | 12 | 15.3 |
| 45,000  | 6  | 7.7  |
| 50,000  | 9  | 11.5 |
| 55,000  | 4  | 5.1  |
| 60,000  | 9  | 11.5 |
| 80,000  | 5  | 6.4  |
| 120,000 | 2  | 2.5  |
| 210,000 | 2  | 2.5  |
| 無回答     | 3  | 3.8  |

「無理な働きをしなくても生活が出来る  
ようにしてほしい」「睡眠と栄養がほし  
い」「時間(労働)がほしい」「金がほしい」  
「早く借金がなくしたい」等々、主婦達の  
切なる叫びが胸を打つ。

以上、極めて大ざっぱな素描であるが  
これらの資料にもとづき今後どう対処す  
るかが、われわれ協働員に課せられた課  
題です。この調査を行なったのち、各機  
関の関心も高まり、織物工業組合・各町  
当局・基連協会等合同で「操作時間を守  
る運動」がいつせいに展開され、就業時  
間午前六時より午後八時以内、第一、第  
三日曜日として各郡毎に厳重に守るこ  
ととなりました。各機関の助力と作業  
者の自覚によって、やがて明るい職場にな  
ることと思います。

京都市婦人少年室協働員

## 年少労働者福祉員表彰式 並びに活動成果発表会から



昭和三十七年度第十六回働く年少者の保護運動の実施にあたり、その一環として、日頃年少労働者の福祉の増進に功績顕著な年少労働者福祉員五〇名を全国から選び、十一月一日、労働省講堂において、労働大臣始め各関係来賓列席のもとに、労働大臣表彰式を挙行了。

なお、被表彰者は下表のとおりである。

表彰式後は引き続き被表彰者五名に  
よって日常の福祉員活動の事例として、  
集団求人・福祉施設・グループ活動等の  
テーマのもとに貴重な体験を發表された。員のものを掲載し、他の四氏の発表は、  
ので、その概要を紹介することにした。号を追って掲載することにした。  
なお、本号では紙数の関係で、新実福祉（写真は労働大臣から表彰状を受ける福祉員）

年少労働者福祉員労働大臣被表彰者（昭和三十七年度）

| 都道府県名 | 所 属 団 体       | 氏 名   | 年 齢 | 都道府県名 | 所 属 団 体      | 氏 名    | 年 齢 |
|-------|---------------|-------|-----|-------|--------------|--------|-----|
| 北海道   | 札幌クリーニング協同組合  | 吉井 正雄 | 四九  | 愛知    | 名古屋長者町織物協同組合 | 中村 市次  | 四四  |
| 青森    | 青森県商工会連合会     | 葛巻 武夫 | 四二  | 三重    | 名古屋中日会       | 加藤銀次郎  | 六〇  |
| 秋田    | 大曲市商工会        | 斎藤忠太郎 | 四二  | 滋賀    | 伊勢銀座商店街      | 山口 治雄  | 三一  |
| 山形    | 長井電器部品工業協同組合  | 竹田 広次 | 三七  | 京都    | 松阪洋服組合       | 山川 種雄  | 四一  |
| 福島    | 米沢商工会議所       | 荒井 信雄 | 三二  | 大阪    | 協同組合長浜専門店会   | 富田 貞夫  | 五八  |
| 茨城    | 会津若松市商店街連合会   | 渡辺嘉兵衛 | 五九  | 兵庫    | 丹後織物工業協同組合   | 伊藤 春之  | 四三  |
| 栃木    | 鉾田町商工会        | 高野 徳治 | 七四  | 奈良    | 西陣織物工業組合     | 杉本政治郎  | 六三  |
| 群馬    | 水戸市南町二丁目商店会   | 後藤 卓三 | 三六  | 大阪    | 大阪繊維製品       | 今村 敬一  | 三八  |
| 東京    | 足利市商業連合会      | 内田元四郎 | 四三  | 兵庫    | 共同販売所連合会     | 鳥越 静助  | 六二  |
| 神奈川   | 前橋卸商協会        | 高桑惣太郎 | 六五  | 鳥取    | 神戸市商店街連合会    | 辻本大三郎  | 三七  |
| 富山    | 桐生燃糸工業組合      | 周東 英助 | 六三  | 岡山    | 椋井木材協同組合     | 中谷 周蔵  | 六一  |
| 新潟    | 東京合羽橋商工業協同組合  | 新実 善一 | 六二  | 山口    | 鳥取商工会議所      | 今村 亀太郎 | 五一  |
| 石川    | 北千住電車通        | 背戸 清次 | 五九  | 徳島    | 白濁本町商店会      | 上原 兼雄  | 五一  |
| 福井    | サトービス会協同組合    | 鈴木 繁夫 | 五一  | 山口    | 紙屋町商店会       | 藤田 数   | 五九  |
| 山梨    | 西小山本通り共商會     | 田井 石蔵 | 六九  | 香川    | 三菱広船協力会      | 有田 健夫  | 六〇  |
| 長野    | 本町通商店街        | 堀 清   | 三一  | 愛媛    | 岩国自動車整備組合    | 元山 貞雄  | 五〇  |
| 岐阜    | 高岡商工会議所       | 田口倉之助 | 三九  | 高知    | 徳島県洋服商業協同組合  | 大河原 正  | 六一  |
| 静岡    | 十日町専門店会協同組合   | 中村 外次 | 四六  | 福岡    | 香川県織維製品卸商業組合 | 川上 統三  | 四九  |
| 愛知    | 石川県クリーニング     | 須本 定吉 | 五〇  | 熊本    | 川之江町商店連盟     | 中村福太郎  | 六六  |
|       | 環境衛生同業組合      | 矢崎 幸次 | 四九  | 大分    | 協同組合中種商業連盟   | 熱田 隆義  | 三六  |
|       | 衛生同業組合武生支部    | 上野元司郎 | 四六  | 宮崎    | 久留米研商会       | 高州 新吾  | 四七  |
|       | 甲府商店街連盟       | 井上 勉  | 四三  | 鹿児島   | 佐賀商工会議所      | 高森雅二朗  | 四九  |
|       | 飯山市商工会        | 宮嶋 利三 | 六二  |       | 熊本市下通繁栄会     | 玉田 哲三  | 七二  |
|       | 川崎協力工場協同組合    | 伊藤三千代 | 五六  |       | 三重町商工会       | 大田川辰男  | 四三  |
|       | 岐阜県連盟         | 舟橋 秀雄 | 四二  |       | 宮崎県環境衛生同業組合  | 辰野 五男  | 四二  |
|       | 三島商工会議所       |       |     |       | 日南支部         |        |     |
|       | 八重連合発展会針屋町発展会 |       |     |       | 指宿市商工会       |        |     |

# 集団求人による採用者の 適正な職場配置について

(東京合羽橋工業協同組合)  
新実善一 福祉員



—表彰式会場における福祉員—

私どもが集団求人を実際に行なったのは昭和三三年からである。中小企業に来る人がなくなり、何らかの方法を講ずる必要に迫られ、まず、大企業に遜色のない受け入れ体制を整えることであると考えた。そこで労働基準監督署の指導を受けて、就業規則を作成し、給与規定・退職金積立貯蓄規定等を作って集団求人を行なうことにした。商店では「人が雇えない」と言っているだけではどうしても駄目である。夫婦だけで細々とやっていくというのであればそれでもよい。そうでない限り、どうしても人をやとってやっていかねばならない。

私は長野県の出身者であるが、あの辺ではシチズン時計が周辺の年少者を吸収して、みなそちらへ行ってしまう。あつる者は技術が身につくと思つてはいつたのであるが、実際にはすっかりオートメーション化されていて、それどころではない。朝から晩までねじ巻きばかりさせられる。それがいやだと言えは職場を換えてくれるが、今度は小さい金属の部品を磨かせられる。それも明けても暮れても同じ作業ばかりである。こういう職場で成長して一定の年齢になり、いざ工場を経営できるかと言えは決してそうではない。そこで考え直して私どもの方に入店してきてくれた人もある。

集団求人の方は最初は、こちらで出した求人に対して二〇%もの応募者を見ることができた。そこで茨城県の下館の職業安定所にこちらから出張して、現地で選考することができた。最近はどうもそれほどの人が集まらなくなっている。採用した年少者の適性配置については特に心を配っている。中卒者は自分の意志で入店してくる者は少なく、親や先生が行けと言ったから決めたという者が大部分である。従つて暫くすると自分はどういう仕事には向かないと言ひ出す。こういう時、親がわりになつて相談に乗つてやることが特に年少者には大切なことである。

そこで私どもの方では何んでも困ったことがあつた場合は組合の方に來てくれ、という指導をしている。組合には労働調整部と苦情処理委員会があり、本人及び事業主と話し合いの上で適材適所に従つて、他の店に配置換えを実施している。こういう制度になつてゐることを、入店したとき最初によく年少者に教へておくのである。そうしないと、若い者は少しのことですぐとび出してしまい、二日も三日もさまよつてゐる間に転落したり、暴力団の餌食になつてしまふ結果となつてかねない。このために平常から親の代りをするという意味で、暖かく年少者に接するよう心がけてゐるわけである。

また年少者の定着を図るという観点から、将来に希望を与えなければならぬといふことで、十五年後には百万円になるよう貯蓄を奨励してきた。これは本人の給料のうちから積み立てていくもので、最初は月五百円ずつ年六千円、給料は年間千円位アップするので積立金の方も次の年には月六千円に増やすといふ具合に、給料の上昇に伴つて積立金も増やしていくという方法をとつた。この時、政府の方でも中小企業退職金共済制度ができたわけであるが、これについては、私も労働省に呼ばれ、説明を求められた。結局、あの法案を出すにあつては中政連と協力して、努力してきた。一回目は、あまり満足のいくものではなかつたが二年後には改正があつて、三年で元金と多少の奨励金がつくという形にまでなつた。

東京では、中央信用金庫が従業員だけに融資の道を開く「杉の子会」といふのを作つてゐる。これは現在、池田総理の人づくりの呼びかけに呼応した形で、中小企業に働く者の中からも将来の人材を育てようとする全国的信用金庫に呼びかけ、申し合わせを行なつた。この制度は、いくらでもよいから可能な金額を信用金庫に積みたて、五年以上積み立てた者に対してその金額の倍額を融資しようといふものである。この五年間というのは、一軒の店に五年くらい辛抱することのできない者は成功するはずがないといふ考えから出ている。もし主人がよくやつたといふことを認めた場合には、最高五百万円まで融資することになつてゐる。金利は最近の日銀の公定歩合の引下げによつて多少下がると思はれる。多分二銭六厘となつてゐると思う。

最近台東区にこの「杉の子会」が結成され、私は副会長をつとめることになつた。



(資)(料)(室)

## 米国における

### 児童労働の変遷(1)

米国は十七世紀初めに建国して以来、今日に至るわずか三百年ばかりの短時日の間に、あらゆる方面に驚異的な発展を遂げ、今日、世界で最も文化の進んだ国の一つとみなされているが、年少者を不当な労働から守るための法律・制度・社会慣習・思想などについても、我々の学ぶべき多くの点をもっているものと思われる。

米国の児童労働法は、人種・性別・身分または門地・宗教・主義主張等のいかににかかわらず、凡ての人に職業・教育・その他について平等の機会を与えようという、その建国の精神、デモクラシーの思想に基いた義務教育法を側面から支えるものとして、長くその存在に大きな意義を認められてきたものである。即ち、今日、アメリカにおいては、高等学校卒業までを義務教育と定めているが、これは、すべての国民は社会に出て働く前に、最少限に必要な教育・訓練をうけておかなければならない。社会の発展のために、よき貢献が出来るためには、よく準備し、磨かれて来なければならぬ。義務教育も満足にうけないで、心身共に未成熟なまま社会に出てゆく子供、そういった子供の中には、成人して家庭をもつ場合、家族を養えない、子供を育成していくについての、いろいろな能力を十分に具えていない者が多い。生活保護をはじめとして、いろいろな形で社会に負担をかける者になりやすい。そして、これはまた、生活保護をうける者が親子代々つづくということを助長するという結果にもなっている。これらのことは、すべて社会福祉のための資金などの需要を必要に圧迫するものである。等々の理由。さらには、これを雇用者の利益という点から考えて、あまりにも若い子供の仕事というものは決して能率的なものではなく、かえって不経済なものである、と、こういった理由からも、年端のゆかない児童の労働は極力さけられるべきである、というのである。

こうして、今日、米国においては、高等学校卒業までが義務教育と定められており、すべての児童が均しくその恩恵に浴することになっている。

米国において、このようにその国民が児童の労働や教育について、進歩的な考えをもち、そのほとんどの州にすぐれた社会制度を布くに至るまでには、多くのふしあわせな子供達による長時間にわたる苦役、苛酷な労働の責め苦、また、その悲惨な状態を改革しようとした、幾多の先覚者達の苦心等、迂余曲折の段階があったわけである。そこでその変遷のあつとをたどってみることは、我々にとつて、興味深い示唆となるものと思うので、ここに、そのあらましを紹介することにした。

なお、参考文献としては、ジー・アボット女史の「児童と國家」その他によつた。

#### \* 植民地時代

十七世紀の初めごろ、イギリス本国から、その初期の入植地であったヴァージニア地方に、大勢の子供が連れてこられ、年期契約の下に就労せしめられたというのである。この子供らの大部分は、ロンドンの貧民の子弟とか、貧民収容所に入っていた孤児達であった。男児達は満二歳に達するまで、女児達はほぼ同年齢ぐらい、もしくは結婚するまでの年期で雇われるという、いわば、奴隷のようなものであった。これらの幼いもの達を雇はるはる英国から連れてくるための表面上の理由は、キリスト教的な慈善をほどこすため、ということになってはいたけれども、実際はロンドンのヴァージニア商會がそれによって巨利を得るためであった。

当時、アメリカの新天地では、植民地建設のための土地の開墾作業、家の建築をはじめ、いろいろの作業に必要な労働力が極度に不足していたところから、これらの児童による、ほとんどただにも等しい安い労働が大いに歓迎され、重宝されたわけである。しかし、航海術のまだ幼稚な当時、これらの児童が困難な航海に耐えた後、やっと新天地アメリカにたどりついたとしても、この前途に横たわっていた、開拓のための難業と戦っていくということとは、並大抵のことではなかったにちがいない。後にしてきた故國を恋いしので、ホームシックに泣くなどはむしろ問題外で、重労働に追われる毎日に、事故や病気にかかる者、あるいは、それらがもとで死ぬ者の数はおびただしいものだったという。

ところが、年期奉公の契約の下に働かせられたのは、英本土から連れてこられた孤児やロンドン貧民の子供ばかりではなかった。即ち、労働力の少ない植民地時代のアメリカにあつては、児童の労働は貴重な資源であつたわけであるが、貧乏人の口へらしの最善の解決策として、親がその子供を農家や、職人、あるいは

商家などに年期奉公に出す、ということ  
はごくあたり前のこととして、広く行な  
われていたという。

「怠惰は罪なり」と見做す、ピューリタ  
ンやクウェーカーの人達は、子供の労働  
についても、それは彼等の教育のための  
必要欠くべからざる部分である、という  
風に考えていた。そこで、子供をしつけ  
るにも、幼時から、質素・儉約・勤勉等  
を、機会ある毎に徹底的に叩き込んだわ  
けである。彼等の考え方からすれば、子  
供が野原などで、ただ単に家畜の番をす  
るなどは、仕事の部類に入らず、家畜の  
番をする傍ら、岩の上に糸車を置いて糸  
を紡ぐとか、あるいは、編物をしたり、

テープを織るなど、何か他の仕事もしな  
ければいけない、とされていた。一方、  
ペンシルベニア州の古い法律の中にも、  
次のような一節がみられるということが  
グレース・アボット(Grace Abbott)女  
史の有名な著書「児童と国家」の中で紹  
介されている。即ち、「一二歳に達した  
る凡ての児童には、何人たりとも怠惰を  
むさばらざるよう、何らかの有用なる技  
能を修得せしめざるべからず。これ、即  
ち、貧者は生存のために労し、富者はも  
し貧に陥りたる時、困窮せざらんがため  
なり。」

#### \*産業革命以後

十九世紀に入って産業革命が起ると  
共に、多くの人々が工場に働くようにな  
ったが、さかんな労働力の需要は、当然

低廉で得やすい児童労働に傾けられた。  
人々はその子供達をこぞって工場へ働き  
に出した。年期奉公に出すよりも、ずっ  
と割が良いというのがその理由であっ  
た。こうして、工場に働く子供の数はお  
びただしいものになった。当時、幼い  
子供を工場に出すということは、ごくあ  
たり前のこととされ、正直で善良な市民  
と目された誰も彼もが、平気でそうした  
ことを子供に強いていたわけである。こ  
うして、中には一家をあげて一つの工場  
に雇われ働くものもそう珍らしくはなか  
った。その賃金は全部まとめて家長に支  
払われるという仕組になっていた。

#### \*当時の児童労働者の年齢

このようにして、工場で働かされてい  
たこどもの年齢は、一番幼いもので、大  
体、六、七歳くらいであったということ  
であるが、当時、その児童労働の状態が  
さほど苛酷なものとは考えられていなか  
った。マサチューセッツ州においてすら、  
「こどもがみずからひとりで立ち歩きが  
出来るほどであれば、文句なしに雇い入  
れる」ということが、ごく普通に行なわれ  
ていた。」と証言した男の話も、ある古  
い書物の中にのっており、当時の児童が  
いかにいとけなく、幼い時分から労働に  
従事させられたかという事実が、これに  
よって十分、想像できるのである。

#### \*当時の児童の労働時間

労働時間としては、六歳から一二歳く  
らいまでの児童が一日について大体、一

二時間ないし一四時間、即ち、日の出から  
日没までの労働に従事させられた。この  
ように長時間にわたる労働が、幼いこど  
もにとって、どれほどつらいものであっ  
たかは、想像されることであって、これ  
らのこどもの中には、仕事を終えて帰宅  
する前に、精も根もつき果てて、工場の  
片隅、あるいはその他の場所でも眠り込ん  
でいるのが、そこ、ここにみうけられ  
た。また、幼い者が家に帰りつくや否や、  
夕食もすまさない中に眠気と疲労のあま  
り、寝入ってしまう、ということも、こ  
くありきたりのことであつた。

このように、年端のゆかない子供であ  
つたので、仕事中に目を覚まさせておく  
ということだけでも、並大抵のことでは  
なく、そのためには、打つ、撲る、その  
他、いろいろな方法がとられた。  
一二歳から一四歳くらいまでの大勢の  
子供達が、夜業させられていたともいわ  
れ、夜業に従事する者の大半は一八歳以  
下の児童であつた。

#### \*危険有害業務

当時としては、勿論、安全とか、危険  
有害業務についての規定があるはずは  
なく、危険な機械のまわりに柵などを  
うけるということについては、何の顧慮  
も払われなかった。また、児童を危険な  
機械器具の操作に使うということも、平  
気で行なわれていたので事故や災害は、  
ほとんど毎日のように起こった。

#### \*当時の賃金

ところで、当時の児童労働に対して、  
どのくらいの賃金が支払われていたかと  
いうと、米国上院に保存されている記録  
によれば、一日一四時間、時としてはそれ  
以上の重労働と交換に、年少者が得たの  
は、一人平均、一週六日あたり、当時の  
金で最高一ドル二五セントから、最低五  
〇セント、平均にして約一ドルというの  
がその相場であつたが、これらの賃金は  
一日の労働時間に関係なく取り決められ  
た。因みに、一九六二年一月一日に発効  
をみた最低賃金法によれば、一時間あた  
りの最低賃金は成人、年少者の別なく一  
ドルとなっており、同じく見習いは八五  
セントとなっている。

#### \*当時の児童の教育

ところで、これらの年少者達の教育は  
どうなっていたであろうか。率直にいっ  
て、当時、一般の人々の子弟に対して  
は、教育の機会などというものはほとん  
ど与えられてはいなかった、というの  
が、その実状のようである。とはいふも  
のの、「こどもに勉学のための時間を与  
えねばならない」ということを規定した  
法律があるにはあつた。しかしそれは、  
なきにひとしく、法律の中のほんの飾り  
文句程度にしか、扱われていなかったよ  
うである。というのは、子供が学校に行  
けば、これだけの時間は、工場で働かな  
いので、その分だけ収入が減るからであ  
って、子供が教育に時間を費やすこと  
を、親達は極度にいやがったわけであ

る。そういった親連の中で、たまたま、子供の教育に理解をもつ者がいたとしても、子供に教育を受けさせるということには、実際には不可能のことであつたようだ。それは、雇用者の猛烈な反対があつたからで、例えば、もし仮に、ある人があえてその子供を学校にやろうとすれば、その一家の者全部が解雇の憂き目を見たということである。

しかし、年が進み、文化の程度が向上するにつれて、児童の教育についての認識と理解も徐々に改められていったようである。即ち、十九世紀の半ばごろまでは、方々の州で、一〇歳から一五歳の児童について、少なくとも一年の中、三か月は児童に教育を受けさせなければならぬということをし、新たに法律で規定するようにした。こうした好ましい傾向に先鞭をつけたのは、早くから工業が盛んであつたところのコネティカットならびにマサチューセッツの二州である。即ち、前者においては、早くも一八一三年にその州議会で、「各工場主は、その

第一表

| 州名        | 法の適用される児童の年齢 | 制定年代  |
|-----------|--------------|-------|
| コネティカット   | 一四歳以下        | 一八四二年 |
| ニューハンプシャー | 一五歳以下        | 一八四七  |
| メイン       | 一六歳以下        | 一八四八  |
| ペンシルベニア   | 一三・一六歳       | 一八四九  |
| オハイオ      | 一四歳以下        | 一八五二  |
| ロードアイランド  | 一二・一五歳       | 一八五三  |

〔備考〕ロードアイランドは一時間

工場で使用する児童に、読み、書き、算数を教えるべし。」という法律を成立させた。マサチューセッツ州では、一八三六年にその法律で、雇用されている一五歳未満の児童に年に三か月の修学の機会を与えることを規定したのをはじめ、さらに、一八四二年には、児童の一日の労働時間を一〇時間以内とし、最低年齢を満一二歳と定めたのであつた。

#### \*労働時間・年齢の規制へ

これらがきっかけとなって、やがて、その他の北部の諸州においても、同様の法律をつくるようになった。即ち織物工場やその他の製造業に働く児童の一日の労働時間を一〇時間以内とし、各州それぞれ定め（第一表）、また、児童の最低年齢についても各州規定を設けた（第二表）。このように折角、児童の一日の労働時間や最低年齢のための法律が制定されたのであつたが、不幸にしてずっと後になるまで児童の年齢証明の制度とか、あるいは、その他、法の施行についての監督

第二表

| 州名       | 児童の最低年齢 | 業種又は施設      | 制定年代  |
|----------|---------|-------------|-------|
| ペンシルベニア  | 満一二歳    | 織物工場        | 一八四八年 |
| "        | 一三歳     | 織物工場        | 一八四九  |
| ニュージャージー | 一〇歳     | 製造業         | 一八五一  |
| ロードアイランド | 一二歳     | "           | 一八五三  |
| コネティカット  | 九歳      | 製造工場及び機械の設置 | 一八五五  |
| "        | 一〇歳     | "           | 一八五六  |

機関の設置はみられなかった。つまり、片手落ちな制度の状態にあつたわけで、子供達は相も変わらず、長時間働かせられたり、あるいは、夜間の労働や危険有害業務に酷使されるということが引きつづき行なわれていた。

#### \*監督制度の採用

奴隷解放で名高い、南北戦争の勃発は戦争のために必要な武器の生産、その他の物資の調達のために工業の発達を促すこととなり、児童労働に対する需要をも必然的に増大させることになった。ところが、児童労働者の増加は、また一方においては、児童の労働のための保護の必要ならびに、監督の制度の必要性に対する関心を高めるにも役立つ結果となつた。

当時、児童の長時間労働等に反対する人々が、その反対の主な理由として唱えたことは、先ず第一に、長時間労働が児童の健康を極度にむしばむということ。

第二には、児童が教育を受ける機会を逸するということ。第三に、児童労働による低賃金が成人労働者の賃金を圧迫するということ、などであつた。

かくて、十九世紀後半に入つてようやく、工業の盛んであつた北部の諸州において、年少労働者を雇用する工場に対する監督の制度が採用され、児童労働法の徹底がはかられることとなった。

#### \*児童保護の先覚者達

当時、児童の不当雇用に反対して、児童の心身を労働の害から守るために戦つた先覚者達としては、次のような人達がいた。即ち、ジェーン・アダムス (Jane Addams)、フロレンス・ケリー、(Florence Kelly) ジェリア・ラスロップ (Julia Lathrop)、エディス並びにグレイス・アボット姉妹 (Edith and Grace Abbott)、それに、ソホニスバ・ビー・ブレンケンリッジ (Sophonisba P. Breckinridge) 等の有識婦人や婦人社会事業家達で、この中で、ケリー女史は、イリノイ州で初代の工場監督官をつとめた。

#### \*十九世紀後半の状態

このようにして、十九世紀の末ごろまでは、工業の盛んであつた北部の大部分の州で児童労働についての保護法律が施行されていた。当時の法で取締まれた主要点は、(1)児童・年少者の一日の就労時間を九時間ないし一〇時間に制限したこと(2)児童の登校中の就労、ならびに(3)午後一〇時・午前六時の深夜業の禁止等で、主として物品製造業、その他の工業施設に働く年少者に適用された。しかしながら、これらの児童の最低年齢はせいぜい、一二歳ないし一四歳と、非常に低いものにすえおかれたということ、また一方、農業・家事労働に従事する児童に対する保護措置が全然講じられなかったという点に、まだまだ、幾多の問題をはかられることとなった。

(以下ページ下段へつづく)



## ソ連における母子保護の概況

本稿はS.E.コペリヤンスカヤの「ソ連邦における母と子供の権利」(モスクワ国立出版所、一九六〇年刊)の抄訳に「ソビエト経済統計年鑑」(モスクワ国立統計局刊一九六〇年版)の資料を組み合わせた、ソ連における母子保護の概況を紹介したものである。

### 一、ソ連邦における母と子供の権利

ソ連邦憲法第一二二条には、母と子供の権利についてつぎのように規定している。

「ソ連邦における女子は、経済的、国家的、文化的小および社会的政治的生活のすべての分野において、男子と平等の権利をあたえられる。

これらの女子の権利を実現する可能性は、女子にたいして、男子と平等の労働、労働賃金、休息、社会保険および教育にたいする権利をあたえられること、母および子の利益が国家的に保障されること、多児の母および独身の母の国家的扶助、妊娠時に女子に有給休暇があたえられること、広くゆきわたった産院、託児所および幼稚園の供与によって保障される。」

ソビエトでは、何よりもまず、人間を

大切にすることを国家の大本とし、国家社会のあらゆるものに優先して、国民の利益を守る立場にたっている。したがって、政治・経済・文化等々の一切の効果は、すべて、ソビエト国民の福祉と繁栄に奉仕させるための手段としてのみ、その意義がみとめられている。

人間は、社会構成の主体であり、社会の維持・発展の推進者であり、その子供は、次代の国家社会の担い手であり、婦人は子供を生み育てていく生命の創造者である。

このようなわけで、ソ連邦では、婦人と子供の保護については、とくに深い考慮が払われているが、それは、国の恩恵としてではなく、「母と子供の権利」としてみとめられている。

両親は、かれらの子供の、法律上の保護者であり、あらゆるばあいにおいて、子供の人格上および財産上の利益を守る権利と義務をもっている。

両親は、子供を養育し、教育をあたえる権利をもっているとはいえず、それは、子供の立場を尊重しつつおこなわなければならない。

国は、子供の養育においては、子供の利益をまもることが困難でない間、また

は、かれらの養育が、社会主義社会の秩序をみださないような仕方でおこなわれている間は、子供の養育については干渉しない。

### 二、子供の養育のための両親への国家扶助

以上のような見地にたつて、国は、子供を養育している両親に対する全面的な援助を規定している。この援助のために政府は、毎年多額の扶助金を多様な種類の形で支給している。

あらゆる年齢層の子供たちのための、さまざまな形の公共施設網は、乳児、学齡前の子供、児童、未成年者および孤児となつた子供たちのために、それぞれの仕方、養育上の保障と補足のために、直接的な協力をあたえている。

また、ソビエト連邦では、婦人の、出産・育児という天職は、国家社会にとつての比類なき貢献である、との立場から、子供の多い婦人——母親を表彰する制度をもっている。

#### 1 子供の多い母親への扶助

母親に対する扶助は、現に二人の子供を養育している母親が、三人目の子供を生んだばあいに、一時扶助金だけを支給し、四人目からの子供には、一時扶助金ほかに毎月の扶助金が、その子供が五歳になるまで継続して支給される。その一時並びに毎月の扶助金の額は子供の数がふえるにしたがつて増加される。第二子までは、直接の国家扶助はないが、社

会保険部と労働組合の負担による出産手当が支給される。多子母に対する国家扶助の実績を示せば第一表の通りである。

第1表 毎月国家扶助を受けている多子母の数

| 年次                | 1945   | 1959    |
|-------------------|--------|---------|
| 扶助金受給者総数<br>(内 職) | 884 千人 | 3440 千人 |
| 4人子供の母親           | 287    | 1657    |
| 5人 "              | 181    | 888     |
| 6人 "              | 100    | 478     |
| 7人以上 "            | 276    | 417     |

注) この統計のほかに、1959年には、2児を有ち3人目を出産した70万1000人の婦人が一時的な国家扶助を受けた。

#### 2 独身の母親への扶助

ソ連邦では、結婚生活にはいらないうで、子供を養育している婦人(独身の母親)の大多数は、都市またはその周辺に職業と生活の場をもっている。政府は、がの女たちのために、特別の考慮を払っている。すなわち、有夫の母親に対しては、三人目の子供に一時扶助だけを支給し、四人目の子供から、毎月の扶助を支給するが、独身の母親のばあいに、第一子から毎月の国家扶助がみとめられている。また、かの女らは、子供の養育のため、もしくはかの女自身の健康状態のために、働くことができないばあいでも、社会保障制度のもとで、その生活の安定は保障されている。毎月国家扶助をうけている独身の母親の数は第二表のとおりである。

第4表 サナトリウムおよび休息の家

| 年次                                               | 1945         | 1959         |
|--------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 1 全一昼夜宿泊用サナトリウムの数<br>(成人および児童用)<br>同上のベッド数(単位・千) | 1,107<br>119 | 2,061<br>315 |
| 2 サナトリウム総数の内児童専用のもの<br>同上のベッド数(単位・千)             | 724<br>62    | 1,098<br>119 |
| 3 成人の夜間サナトリウムおよび児童の<br>昼間サナトリウム<br>同上のベッド数(単位・千) | 496<br>18    | 995<br>39    |
| 4 休息の家(1日だけのものを除く)<br>同上のベッド数(単位・千)              | 516<br>46    | 889<br>171   |

注 常設の幼稚園と託児所のほかに、夏季には季節的託児所と児童広場が組織される。1959年には、これらの臨時施設だけでも300万人の児童にサービスした。

第2表 毎月国家扶助をうけている独身の母親の数

| 年次              | 1945        | 1959        |
|-----------------|-------------|-------------|
| 独身の母親総数<br>(内訳) | 千人<br>281.7 | 千人<br>281.8 |
| 1 児の母親          | 278.8       | 2406        |
| 2 児の母親          | 2.8         | 339         |
| 3 児の母親          | 0.1         | 7           |

第3表 婦人および児童養護施設(各年末現在)

|                                        | 1940 | 1959  |
|----------------------------------------|------|-------|
| 妊産婦用ベッド数<br>(病床及び産床)                   | 147  | 205   |
| 婦人及び児童室数<br>(独立のもの及び種々の<br>施設に設置されたもの) | 6301 | 15624 |
| 常設託児所の座席数                              | 859  | 1208  |
| 常設幼稚園の児童数                              | 1172 | 2671  |

(1) 第二表について  
一九五九年には、約七〇〇万人の独身お  
よび有る児の母親が、国家扶助をうけ

(2) 一九五九年には、独身の母親の分だけ  
でも五億ルーブル(日本円換算四五〇億  
円)の国家扶助が支給さ  
れた。

三、その他の「母子保  
護に関する制度」  
おおよそ施設の種類  
ソビエト連邦におい  
ては、単に直接的な  
「母子保護」だけ  
でなく、「母」の母で  
ある婦人の保護につ  
いても深い考慮が払わ  
れている。とくに、「婦  
人労働の保護」につ  
いては、非常に進ん  
だ内容を備えており、また社会保障制度  
による、婦人の廃疾、老齢および扶養者  
喪失のばあいの生活の保障、また、子供  
が孤児となったばあいの国家による保障  
等、いずれも、婦人(おなじく母親)と  
子供に対する手厚い保護制度がもたら  
れている。その実情の一端をうかがうた  
めの参考として、これらの施設に関する  
統計資料を掲げておく。これらの施設は  
すべて国家負担もしくは、社会保険部・  
労働組合等の負担によって、無料で国民  
の利用に提供されているものである。

本稿の表の出所は次の通りである。

Norodnoe Hozaistogo SSSR b

1959 godu Moskba 1960

(寄稿者 新道 直行)

## かたすみ

\* か

透明な独立の向うに餌をおくと、  
にわとりは、衝立に向かつて突進  
する。そして、いつまでもそれを  
くり返す。犬だと一度衝立に鼻を近づけ  
て、通りぬけられないと悟るや回り道を  
して餌にありつく。恐らく人間の子ども  
だったら、最初から反対側に足を向ける  
だろう。

こういうかべは、回り道すればすむ。  
しかし、世の中には回り道のできないか  
べもある。貯金なども、この類だ。  
ある中小企業の主人が、こんな話をし  
たことがある。「お手伝いさんを二、三  
か月使って、調子がいいなと思ったら、  
本人名義で一万円入れた貯金通帳を渡し  
ている。一万円という金額は、年少者が  
貯金する時、一つのかべになっている。  
五千元、六千元は比較的楽に積めるが、  
一万円には達し難く、つい七、八千円に  
なると引き出しでしまう。しかし、一万  
円のかべを破ると、あとはまた楽に積ん  
で行けるものだ」と。

これなど、さしすめ、にわとり流にコ  
ツコツと正面からつき破って行くべきか  
べを、おとなが手助けして、衝立の上か  
らのり越えさせてやったという図であろ  
う。働く年少者のためにおとながしてや  
れる援助の一方ではある。もっとも、  
これ一つが好ましい方向ではない。年少  
者が、自力でかべを破っていくよう励ま  
すことも、そしてその成果をともに喜ん  
でやることも、やはりおとなの務めのう  
ちである。(A)

## \* 歴史は繰返す

卒論に婦人の職業問題が書きたいから  
と、その材料集めに訪ねてきたある大学  
の女子学生が、それを書こうとした理由  
の一つとして、このごろ大学に入ってく  
る女の人の中に、卒業しても就職なんか  
しないという人が多いので、そういう考  
え方に抗議したいと思ったからだとい  
のである。この話の意外さに、また一つ  
時代が逆転したような気がしたのだが、  
よくきいてみると、そういう人たちは働  
く必要のない中流以上の家庭のお嬢さん  
たちに多いことがわかった。結局そうい  
うお嬢さんたちにとっては、大学教育も  
将来の職業生活に役立てるための専門教  
育ではなく、お茶やお花のけいこ事と同  
じ嫁入り道具にすぎないらしい。

戦前の高等女学校が中流以上の家庭の  
女の子の一つの看板だったように、その  
看板のレベルが一つ上がったにすぎない  
のだ。もちろん多くの人が教養として大  
学教育を受けることは、それだけ日本の  
教育のレベルを上げることになるのだか  
ら結構なことには違いないが、戦前の婦  
人たちが、婦人の地位を向上させるため  
に婦人の経済的独立を大きな目標として  
戦ったのと同じことを、今また繰返さな  
ければならなかったとは、たしかに、  
「歴史は繰返す」のである。(A)

## 「勤労青少年ホーム館長会議」から

婦人少年局では去る十月二十四日、労働省会議室において初の全国勤労青少年ホーム館長会議を開催した。

勤労青少年ホームは、中小企業における年少労働者の余暇時間の善用の場、この場として、また生活指導等を行なう総合福祉施設として有効に活用され、これら青少年の勤労意欲の高揚、非行化の防止等その健全育成の面からも重要性が認められつつあり、最近各地においてホームの設置を要望する声が高まっている。そこで、勤労青少年ホーム開設当初からこの事業の発展に努力してこられた館長の方々の意見を聞き、今後におけるホームの効率的な運営を図るとともにホーム相互の連けいを深めることを目的として開催されたものである。

出席者は既設の愛知県、大阪府、福岡県八幡市、大阪市船場、秋田県能代市、京都市西陣の各ホーム館長及び各県市のホーム関係者、主催者側は谷野婦人少年局長、渡辺年少労働課長等である。

会議は谷野局長の挨拶、渡辺課長の業務報告のあと、各館長から、ホームの現状と問題点等についての説明があり、午後からはこれらの問題点についての研究討議が行なわれた。以下はその概要であ

### ホームの現状と問題点

#### ・愛知県立勤労青少年ホーム

場所的に一般の中小企業の年少者を多数集めることはむずかしいので、結果的には併設している他県から就職した新規中卒就職者のための寄宿寮の寮生が主たる対象となっている。行事としては教育に重点を置いて名士の講演、映画、レコードコンサート、活花等を実施している。建築計画について反省している点は、五

百人収容出来る講堂が段階式固定椅子式であるため限られた行事にしか利用出来ないことである。なお、野外スポーツのために運動場の確保を考慮している。

#### ・大阪府立勤労青少年ホーム

設置後満二年を経過し、利用者も増加の一途をたどっている。利用対象は十五歳から二十四歳までの勤労青少年で、事業主の紹介による会員制を採っている。ホームは、余暇利用の場としてだけではなく人間形成の場として育成指導しなければならぬと考え、ホームの備品、器材器具などの使用、扱い方、使用後のあとしまつ等を通じて職業教育を行なっている。また利用者の要望により各種の教養教室を設けたが、学習意欲は非常に高い。

#### ・大阪市船場勤労青少年ホーム

現在十二のグループがあつてそれぞれ活動しているが、指導者の養成の重要性を痛感、一年間にわたり養成に努めた結果非常に好評を博した。

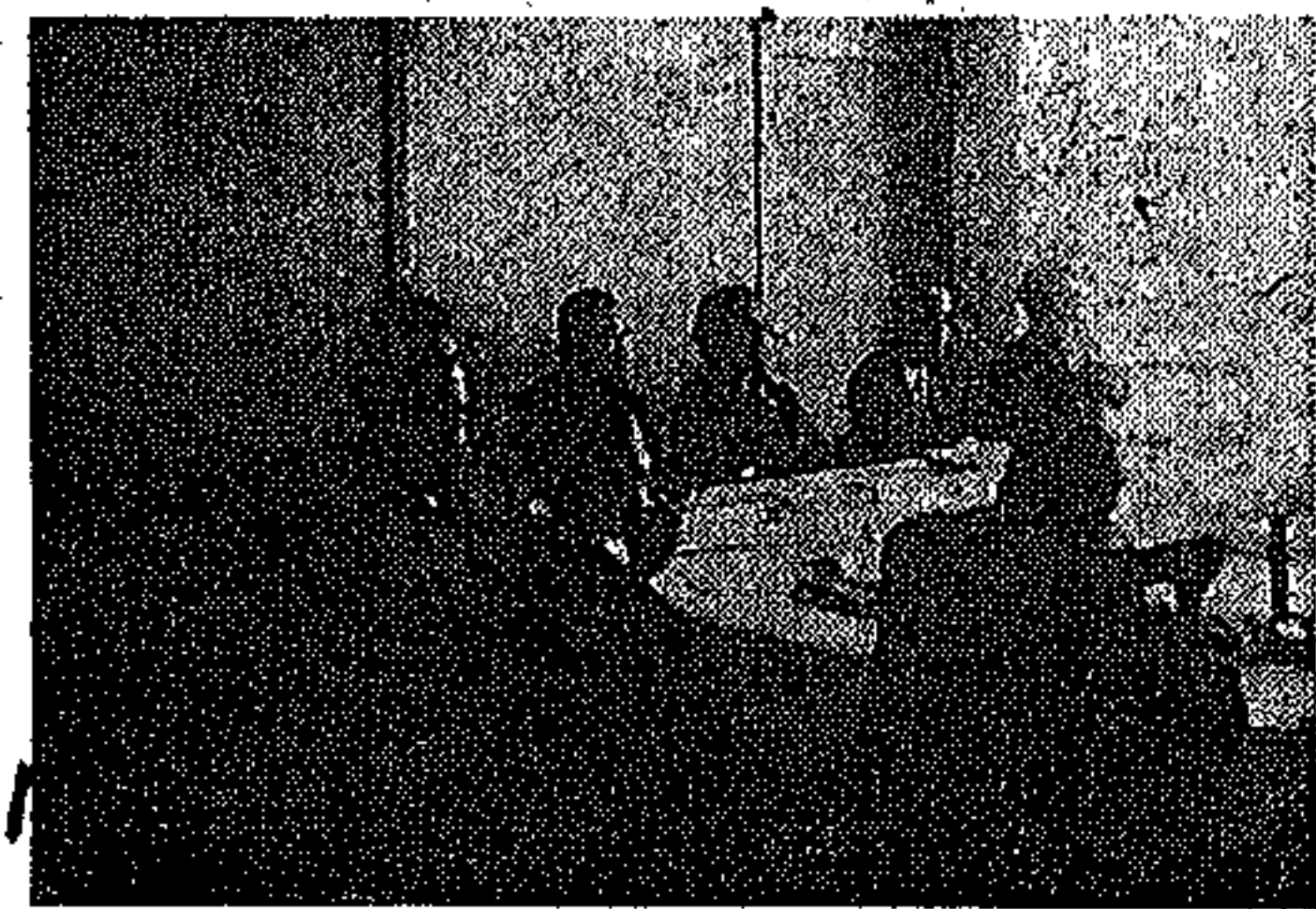
#### ・グループの根拠地として大阪市グループ連絡協議会が設けられたが、これには七十三グループが登録している。また当ホームの重要な役割として「身上相談」があげられるがこれら問題解決のため専門のカウンセラーを設置してほしい。また、ホームの運営基準を示していただければ、人員予算の問題もかなりスムーズにいくのではないかと。またテレビ等の受信料、免税措置等についても配慮願いたい。ホームの活動についても地域別に設けるランチホームと中心となるセンタ

一方、ホームの利用者以外にも多くの年少者がいることを考え、そのような勤労青少年に対する働きかけについても苦慮している。

なお、職場から空腹のままホームに来る青少年のため、婦人矯風会の方々の奉仕によって非常に安い軽食堂を設けたが、矯風会の方々のねぎらいの言葉に「母親に接しているような気持」と好評を博している。

#### ・八幡市立勤労青少年ホーム

対象年齢を二〇歳未満に限定してい



たいものである。そのためには是非ホームを増設していただきたい。なお、ホームには宿泊施設があるが、これは離職した年少者を対象としており、ホームの指導員はこれら年少者のために職安と連絡を取りながら再就職を図っている。この外面会に来た父兄等も年少者とともに宿泊できるようにしている。

#### ・秋田県立能代勤労青少年ホーム

本年五月に竣工したが五、六月は準備期間として七月に開館、最近ようやく整った。当ホームは、娯楽の施設が乏しくその機会にめぐまれない中小企業地にあるため娯楽に重点を置いて運営している。しかし教養の場としてのホームの意義も考え、珠算・ペン習字・料理等の講座を設けたところ、毎回三〇名程度の参加者には非常によろこばれている。

当地は冬期が長いので、運動不足になるので、屋内運動場がほしいものである。なお、ホームの運営は、職員だけでは手が足りないので、利用グループの中から「奉仕員」を選び図書の出しや諸行事の中心となってもらっているが今のところ成績はよい。なお、これら奉仕員の手で、毎晩パンやミルク等を原価で販売する「ホーム喫茶」等も設けられている。

#### ・京都市西陣勤労青少年ホーム

本年八月一日に開所した。利用者は一日二〇〇名程度、休日には六〇〇名にも及んでいる。

図書室には一、五〇〇冊の図書を備え、レコードも五〇〇枚程ある。設備も出来る限り豪華にした。これは公德心を養うのに役立っている。

ホームは教養の場であると同時に憩いの場であるので、勤労青少年がのびのびと余暇をすごせるよう心をくだいている。しかし、多種多様な人々が集まるので時には違和感が生まれるので、その調和に努力している。

相談室については、問題をもっている相談に出来ない人をどうするかが問題である。職員はできる限り来館者と親しく話しあい、積極的に悩みを聞いてやるよう心がけている。

また中学校の教師から生徒たちは中小企業に就職したがいけないという話を聞いたので、市を通じ中学三年の担任教師と中学三年生にホームを紹介見学させている。その他、グループに属さない青少年や、反社会性の強い勤労青少年をホームとしてはどのようにして対処すべきか。

### 研究討議の概要

研究討議は午前各館長の報告、問題点を整理し中村年少労働課長補佐の司会によって進められた。

#### ホームのPRと雇用主の理解について

・若年年少者や小零細従業員の利用促進のために新聞・ラジオ、あるいは関係機関を通じて周知徹底に努めたが、末端までの浸透はむずかしい。利用者か

らの伝達が相当効果を奏している。

・理容・美容・酒販店等一斉休業が行なわれている業界に呼びかけることも一つの方法である。

#### 相談室の利用とカウンセラーの問題

・相談室はやはり必要であるが、相談は必ずしも相談室のみで行なわれるわけではないので、専門の相談員を配してたえず注意し、悩みをもつ青少年を早期にキャッチするよう努力しなければならない。

#### グループ活動について

・グループ活動が非常に盛んだが、その指導がむずかしい。グループの中の年長者をリーダーとし、指導員が自由にアドバイスできるような体制をとっている。

・グループには新人を敬遠する傾向があるのは問題であるが、グループの人員は余り多くしないで、数多くつくるのが望ましい。

#### 運営上の問題点

・ホーム設置についての法制化についてはもう少し様子を見て考慮したい。また、物品税、あるいはテレビ視聴料など

どの減免措置については関係機関と話し合っ

ホームは教養、いこいのいずれにウェイトを置くかというところは、一率に定め得るものではなく、地域の状況に応じてそれぞれに特性を出してよいのではないか。

・昼間利用については、一斉休業の業種団体に積極的に呼びかけホームのPRに努めている。

・今のホームには運動場がないので、近くの学校の運動場を借りている。しかし利用率が高まるにつれ、ホームの施設としての運動場が是非欲しい。

#### その他

・喫煙の問題は、成年者もいることなので、その取り扱いについてそれぞれ苦慮している。各ホームの実情によって絶対禁煙、喫煙の場所を定めている、あるいは事務室内においてのみ喫煙させる等の方法で対処しているが、これは今後の研究課題である。

・館外活動としては、休日を利用してバスツアー等を行なっているが、いつも予定を越す参加者があり好評である。また、館外活動はグループづくりにも役立っている。

・利用者の年齢を制限しているが、開設後数年を経た現在、従来からの利用者の年齢超過の問題がでてきた。これとどのように取り扱うか、今後の課題となっている。

## 婦人界のうごき

(一〇月二日と二一二月一五日)

(一〇月二日)

一〇月二日 国鉄家族会全国連合会の結成大会が国鉄会館ホールで開催された。国鉄には昭和二六年以来、各地に国鉄労組婦人家族補助組合が設立されていたが、今回全国組織の結成をみたものである。連合会規約に定められた家族会員には国鉄職員家族、退職者家族、婦人職員、退職した婦人職員を含み、現在、会員数は五〇、六二〇人である。連合会々長に宮入盛子氏、副会長に橋田とよ子氏が選ばれた。

一四日 民社党の第四回全国婦人党員代表者会議が開かれ、一九六三年度婦人活動計画等が協議された。なお一五日から民社党第五回定期大会が開かれ中央執行委員として婦人では船山登美氏が選ばれ、婦人対策委員長に同氏が再選された。

一五・二四日 労働省婦人少年局はこの期間を労働者家族福祉運動期間と定め啓蒙活動を行なった。この運動は関係各方面が労働者家族問題の重要性を十分に認識し、その福祉増進のために必要な活動を行なうようにうながすことを目的として例年行なっているものであるが、本年の福祉運動を契機として五か年計画による「勤労者家庭消費生活向上運動」を提唱した。この消費生

活向上運動は家庭の機能の充実をはかるために、消費生活をととのえるよう、勤労者家庭の主婦の実践活動をすすめるように、事業主・労働組合に呼びかけ、また関係機関、団体等の援助活動を行なうものである。なお、今年度のテーマは「健康の増進のために消費生活をととのえる」である。

一六日 家庭用品品質表示審議会が発足し、第一回会合が一六日に開かれた。同審議会委員は一〇月一日任命されたが、学識経験者・消費者・業界代表などを各二九人からなり、うち婦人は江上フジ(NHK考査室次長)、山本キク(大妻女子大教授)、辻元八重(全地婦連副会長)、三巻秋子(主婦連副会長)の四氏である。

一七日 主婦連合会は私鉄・電気・ガス等の値上げに反対し、新橋駅前で公共料金値上げ反対の街頭デモを行なった。奥会長はじめ二〇名余が参加した。

一七・一八日 栄養改善普及会・新生活運動協会等の主催による第九回全国台所会議が一七、一八日の二日間にかわって東京で開かれた。一七日は新宿の安田生命ホールで、主婦の体験発表、講評(栄養改善普及会常務理事近藤とし子氏)、講演「正しい消費者運動のあり方」(日本消費者協会専務理事山崎進氏)、食品審判会(消費者とメーカー代表で食品をめぐる検討会)が行なわれ、一八日は新宿家庭クラブ会館

で討議が行なわれた。討議は第一テーマ「栄養改善運動の諸問題」(助言者NHK考査室次長江上フジ氏のほか文部・農林・厚生各省担当官)、第二テーマ「全戸家計簿記帳運動について」(助言者東京教育大教授美濃部亮吉氏はか企画庁・農業総合研究所・日銀・新生活運動協会関係者)をめぐる行なわれた。

一九日 新日本婦人の会の結成大会が東京の日本青年館において開かれ、約一五〇〇名の参加をみた。経過報告、運動方針案説明、地域活動の報告、組織・機関誌・規約等の決定を行なったが、同会の目的は次のとおりである。(一)核戦争の危機から婦人とこどもの生命を守ります。(二)憲法改悪に反対し、軍国主義の復活を阻止します。(三)生活の向上、婦人の権利、こどものしあわせのために力をあわせます。(四)日本の真の独立をかちとり、民主主義をまもりまします。(五)世界の婦人と手をつなぎ、永遠の平和をうちたてます。

なお、同会の会員数は三二、八九七人、役員は代表委員として平塚らいてう・羽仁説子・丸岡秀子・櫛田ふさ・帯刀貞代・勝目テルの六氏が、また中央委員として七八氏が選出され、事務局長に小笠原貞子氏が決定した。

二四・二五日 厚生省・大阪府・大阪市・日本家族計画連盟主催の第七回家族計画普及全国大会が大阪市の大手前会館、

で開かれ、研究発表、パネルディスカッション、講演等がおこなわれた。パネルディスカッションでは次の諸問題をテーマに討議された。①幼少人口の資質向上と家族計画(大阪市大教授中条三氏)、②若い世代の教育(文部省婦人教育課長塩ハマ子氏)など四項目。

二九日 消団連等の主催による「米価・物価値上げ反対パレード」が行なわれた。これは新聞料金・米・私鉄等の大幅値上げを前にして、これらの値上げは他の諸物価の騰貴をもひき起こすことになるとして米価等の値上げに反対すると同時に、今後もしき続いて物価値上げ反対の運動をもちあげようとして行なわれたものである。パレードには二〇台の車が参加し東京体育館―青山―新橋―八重洲口―新宿―体育館へ行進した。終了後、農林省・新聞協会・運輸省等へ陳情を行なった。

二九日 厚生省・全国未亡人団体協議会全国社会福祉協議会主催による全国母子福祉大会が東京の日比谷公会堂で開催された。本年は母子福祉資金の貸付等に関する法律制定一〇周年記念として開催され、母子福祉団体、母子福祉団体永年勤続者に対する感謝状贈呈・母子福祉行政説明(厚生省黒木児童局長)大会処理報告(全米協山高常務理事)に続き、母子福祉資金による更生の体験が発表された。なお、決議として、①諸貸付金の増額、入学準備資金及び転

宅資金の新設等現行貸付法の改正、②母子福祉センターの国庫補助率を $\frac{1}{2}$ に引上げ、その設置を法制化すること、③母子住宅の建設、④母の就労対策の確立、授職指導機関の設置、⑤母子福祉年金及び児童扶養手当の増額と子の年齢引上、⑥税における寡婦控除の拡大が要望された。

三〇、三十一日 全国社会福祉協議会・東京都社会福祉協議会・厚生省等の主催により全国社会福祉大会が一〇月三〇日から十一月一日まで三日間にわたって開かれた。大会主題は「社会情勢の変化に即応して社会福祉制度・施設をどのように改善するか」というもので三〇、三十一日は八研究会・九専門委員会にわかれて研究協議を行ない、最終日は総会を開き、各研究協議事項の総括、社会福祉事業功労者表彰などを行った。研究協議のうち婦人に関するものは第六研究会「婦人の福祉を高めるにはどのような活動を推進するか」であり、保育所問題、更生婦人の問題等が協議された。

三十一日 栄養改善法施行一〇周年を記念して栄養改善中央大会が厚生省、栄養改善法施行一〇周年記念会の主催で日比谷公会堂で開かれ、栄養改善功労者表彰等が行われた。なお、前後して各地で栄養相談・食生活展等が記念行事として持たれた。

三十一日 全国漁協婦人部連絡協議会・全

国漁業協同組合連合会主催による第六回全国漁協婦人部大会が一〇月三十一日、十一月一日の二日間にあつて東京の日本青年館で開かれ、第一日は経過報告、講演・実績発表等を行ない、第二日には三分科会にわかれて討議を行ない、次いで総括・決議・宣言等を行なった。分科会テーマは次のとおり。第一分科会「漁協の強化と漁協婦人部の役割」、第二分科会「漁協婦人部の運営」、第三分科会「漁家生活の改善」。

(十一月)

五日 総評主婦の会全国協議会・愛媛主婦の会の主催による主婦の生活学校が一二月五日から一二月四日まで毎週一回開かれた。会場は新居浜労働会館・松山労働会館で、生活学校は「主婦会活動が……実生活に即した活動の中から高い理論を身につける気風をつくりたいとの配慮も手伝って……」開催されたもので、第一日の一二月五日には「貿易の自由化と私たちの生活」(愛媛大助教授星島一夫氏)の講演があつた。

七日 故ルーズベルト米大統領未亡人エリノア・ルーズベルト夫人は肺患のためニューヨークで死去した。夫人は民主党内で大きな影響力をもつ存在であつたが、一九四五―五三年は国連代表、その間国連人権委員会議長として世界人権宣言採択に努力したほか、婦人運動・著述などを通して婦人の地位向上に尽力した。

七日 坂西志保氏は十一月九日からパリで開かれるユネスコ第二二回総会に出席のため七日羽田を出發、一二月一四日帰国の予定。

八、九日 主婦連合会は第二回主婦の苦情調査に先立って全国代表者会議を主婦会館ホールで開催。八日は三六年度調査報告、地元の運動、処理報告が行なわれ、「苦情処理の行政を促進させるために」話し合いを行ない、企画庁・公取委・農林・通産・行管・都など関係機関からも出席、質疑応答を行ない、九日は「当面する消費者問題」につき自由討論を行なった。

一〇日 消費者米価値上反対共闘会議婦人大会実行委員会主催の消費者米価諸物価値上げに抗議する中央婦人大会が東京芝の児童公園で開かれ、決議等を行なった後、日比谷公園まで行進。なお衆議院へ陳情を行なった。この実行委員会には総評主婦の会・日本婦人会議・日本母親連絡会・くらしの会・総評婦人対策部・婦人問題研究会が参加している。

一〇日 東京都では、「ぐれん隊防止条例」を施行したが、粗暴行為「ぐれん隊行為等」の禁止や不当な客引行為等の禁止が明文化されている条例は全国ではじめてである。

一五日 かねて改築が進められていた婦人会館が完成し、開館式が同会館二階大会議室で開かれ、婦人団体等各方面

(以下に引用) 残っていたわけである。

(以下に引用)

【参考文献】

- Grace Abbott: *The Child and the State*, Vol. I.  
Chicago: University of Chicago Press, 1938
- Walter A. Friedlander: *Introduction to Social Welfare*, New York: Prentice-Hall, Inc., 1955.
- J. P. Mitchell & A. W. Motley: *State Child-Labor Standards*, Bulletin 158.  
Washington, D. C.: Bureau of Labor Standards, U. S. Dept. of Labor, 1960.
- J. P. Mitchell & A. W. Motley: *Some Facts for Young Workers About Work and Labor Laws*, Bulletin 208, Washington, D. C.: Bureau of Labor Standards, U. S. Dept. of Labor, 1959.
- J. P. Mitchell & A. W. Motley: *Child-Labor Laws for Youth Placement Workers*, Bulletin 202, Washington, D. C.: Bureau of Labor Standards, U. S. Dept. of Labor, 1959.

から出席があつた。なお一〇月二日財団法人婦人会館が設立され、婦人問題研究所の事業はこれに吸収され同研究所は解消した。同法人の役員として理事長に市川房枝、常務理事に小池順子、理事に藤田たき、平林たい子氏ら十一名が決定した。

## 保険または証券会社の外交員は

### 労働法上の労働者か

新聞の求人広告をみると、生命保険会社や証券会社の女子外務員の募集が多いのに気がつきます。中高年の女子の職場として適職だといわれ、また、外務員の八割は女子ですが、これらの外務員は果たして労働法上の労働者としていろいろな保護を受けているでしょうか。これに関連して、最近、

最高裁から「外務員は、労基法の適用を受けるかどうか」という判決が出されました。

また、労働省の失業保険課から「生命保険外務員の失業保険の適用について」という通知が出されました。この通知は、判決及び通ちょうを中心として解説しましょう。

まず、最高裁判例の事件の概要から述べますと、原告Aは、某証券会社の外務員として、会社から給与を受けることなく証券売買委託について一定の歩合の、手数料を受けるという外務員契約に基づき外務行為に従事していました。三十年七月十五日のことですが、営業時間のさ中まだお客も多く、従業員もいるなかでAは、同社の常務取締役に対して暴言をはきました。

そこで、七月十八日会社の代表者がAに、あやまるようにすすめたのですが、聞きいれませんでした。代表者は、Aがかねてから他の外務員とのおりあいも悪く、評判もよくなかったなどの点を考え合わせて、その場でAに解雇を通告しました。これに対しAは、解雇の予告には労基法二十条により三十日前になすことを要し、また予告しない場合には、三十日以上平均賃金を支払わなければならない、会社の解雇の意思表示は強行法規に違反して無効であると主張していたのです。

この主張に対し最高裁は、その外務員契約を「雇用契約ではなく、委託もしくは委任契約の類似の契約」であるとし、「労働基準法の適用さるべき性質のものではない」との判決を言い渡し、Aの請求を却下したのです。(三六、五、二五) 外務員のそれぞれの職種、就業形態の相違、契約の内容によって必ずしも同一には論じられないのですが、注目さるべき判決です。

また、労働基準局の解釈例規(昭三三、九基発一三三)では、生命保険契約の募集勧誘に従事する者のうち、次のような取り扱いをする保険外務員については労基法の適用はないとしています。

1. 所属会社との契約は委任とする。
2. 保険外務員はその成績に応じて受任事務の処理経費及び報酬を受けることができる。

3. 保険外務員の名称は会社により、嘱託、賛助員又は外務嘱託等の名称を用いてもよいが、職員と紛らわしい名称は用いない。

4. 所属会社は保険外務員の労働の時間及び場所を制限することはできない。ただし、委任契約によって募集地域を委任することは差し支えない。

そして、解釈例規は続けて「たとえ保険外務員といわれる者であっても実質上労働関係があるとき」としては、労働基準法の適用はある」としています。ですから、たとえば、会社への出勤を義務づけ、毎日の勤務状況を報告させ、契約勧誘の地域や相手を指名し、毎月きまった固定給的なものを支給し、会社に対する損害や成績不良につき一般社員と同様な制裁を課するなどの事実があるような場合には、労基法の適用がある場合もあるわけです。

次に、失業保険の適用の問題ですが、生命保険外務員については、職業安定局長名で最近次のような通知を出しました。(昭和三七、八、八職発五七三三)

- 一、次に掲げる生命保険外務員については雇用関係が明確であると認められるので、これらの労働者または事業主から申出があった場合には、その実態を確認のうえ被保険者とする。
- (1) 支部長その他機関長として所属外務員の出勤管理、契約募集業務の指導等の管理監督的業務に従事するもの、

(2) 集金業務を兼ね行なう月掛外務員(委任契約によるものを除く)であって次の要件のすべてを充たしているもの

- (イ) 出勤事務が課されているものであること。
- (ロ) 毎月の賃金額が安定していること
- (ハ) 他の社会保険において被保険者として取り扱われていること。

三、その他の生命保険外務員については従来通りとすること。

従来通りとは、「生命保険外務員等については、その職務の内容、服務の態様、給与の算出方法等の実態により判断して雇用関係が明確である場合は、被保険者となる。(中略)これらの者の雇用関係の有無について一応の判断を示せば次のとおりである。

生命保険外務員は、その職務の内容、服務の態様、給与の算出方法等からみて雇用関係が明確でないもので、通常は被保険者とならない。(以下略)」となっていたものを、今回、最近における生命保険外務員の実態にかんがみて、安定所等に指示したもので、従来の取り扱いを根本的に改めたものとは思われません。

結局、外務員が、労基法あるいは失業保険法の適用があるかどうかは、外務員の勤務提供が会社の指揮監督の下に一定の秩序をもって行なわれ、報酬が勤務提供に対する対価となっているかどうかによってきまるわけです。

## 婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

| 定 期 刊 行 物 (昭和37年10月受入れ)       |              |                      |                                                                                     |
|-------------------------------|--------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 資 料 名                         | 巻 号          | 発 行 所                | 主 要 目 次                                                                             |
| 労働統計調査月報                      | 14— 9        | 統計調査部                | ○昭和26年労働生産性調査の概要<br>○零細事業所における雇用、賃金の現状                                              |
| 海外労働経済月報                      | 12— 7        | "                    | ○西ドイツ:1961年の賃金と物価<br>○米国、西欧諸国生産性の国際比較                                               |
| 繊維労働                          | 107          | 全織同盟                 | ○国際労働条約批准一覧表                                                                        |
| 世界の労働                         | .9           | 日本ILO協会              | ○特集・EECと労働問題                                                                        |
| 日労研資料                         | 553          | 日本労働研究所              | ○人事院の給与勧告について<br>○婦人労働の保護とその違反状態                                                    |
|                               | 554          | "                    | ○婦人の労働条件(婦人労働白書より)                                                                  |
|                               | 555          | "                    | ○賃金手直しの要領                                                                           |
| 福利厚生                          | 382          | 労務研究所                | ○共済制度特集                                                                             |
|                               | 384          | "                    | ○企業の福利厚生費調                                                                          |
|                               | 385          | "                    | ○勤労者家庭消費生活向上運動<br>○これからのホームヘルプ                                                      |
| 労政時報                          | 1677         | 労務行政研究所              | ○最近における主要企業の福利厚生費の実態<br>○従業員の志気と能率につながる「昇進」の実態                                      |
|                               | 1678         | "                    | ○生産性分配賃金制の実施概況と実際例<br>○企業内教育訓練の実施状況と問題点                                             |
|                               | 1679         | "                    | ○38年度大学高校新学卒者の採用試験問題                                                                |
|                               | 1680         | "                    | ○女子従業員の年功制、能力制等に対する意見                                                               |
| 労働の科学                         | 17—10        | 労働科学研究所              | ○職業病(アメリカのキーパンチャー、キーパンチャーの<br>○上肢の障害について)                                           |
| 労働研究                          | 9            | 兵庫労働研究所              | ○月経休暇請求権の産業福祉的考察                                                                    |
| 労働週報                          | 1072         | 産業労働調査所              | ○38年度学卒者の初任給相場                                                                      |
|                               | 1073         |                      | ○人事院勧告(全文)                                                                          |
|                               | 1074         |                      | ○大企業における退職年金制の規定例                                                                   |
|                               | 1075         |                      | ○38年度学卒者の初任給相場(高校、普通、工業課程)                                                          |
|                               | 1076         |                      | ○最近の求人条件からみた38年度学卒者の初任給相場—中<br>○学(東京都)                                              |
| 労働法令通信                        | 15—32        | 労働法令協会               | ○主要産業における最近の労働時間制度                                                                  |
|                               | 33           |                      | ○「非組合員の範囲」の実態                                                                       |
|                               | 34           |                      | ○労災防止法案と失保法改正案の方向                                                                   |
|                               | 35           |                      | ○労働情勢報告(本年上期)まとめ                                                                    |
|                               | 36           |                      | ○週5日制を目指す主要各社のうごき                                                                   |
|                               | 37           |                      | ○炭鉱離職者の雇用安定対策打出さる                                                                   |
| 企画実践ニュース                      | 37           | 全国労働組合生産性<br>企画実践委員会 | ○生産性運動と労働組合                                                                         |
| 労働時報                          | 37年10月       | 労働省                  | ○石炭鉱業の雇用問題<br>○昭和37年上半年における職安労働市場の特徴<br>○勤労者家庭消費生活向上運動について(婦人少年局)<br>○全国総合開発計画と雇用問題 |
| 経済月報                          | 37年 9月<br>1日 | 経済企画庁                | ○金融引締め以降の貿易動向<br>○景気調整下の「労働実態調査報告」要約                                                |
|                               | 10           |                      | ○達成近い調整効果                                                                           |
| 東 商                           | 10           | 東京商工会議所              | ○貿易の自由化と今後の諸問題<br>○技術革新と労働問題・職務給・職能給の問題点                                            |
| フェビアン研究                       | 10月号         | 日本フェビアン研究<br>所       | ○日本社会保障の特質と問題点(上)                                                                   |
| International<br>Labor Review | 86— 2        | I L O                | ○Manpower Planning in Eastern Europe<br>○Manpower                                   |
| Japan Labor<br>Bulletin       | 4—11         | 国際労働課                | ○1961 Trends in Womens Work                                                         |

## 農閑期婦人鉄工所

—高年齢層の婦人にも  
できる—

島田 幸



今まで家庭にのみとじてゐていた私は、去年の四月、全国婦人会議に出席することが出来て、ほんとうに貴重な体験と勉強が出来たことを喜んでゐる。

これが一つの刺激になって、貧しい農村へ工業をとの希みを持つ私は、六月の或る日、近所の主婦連三、三人で井戸端



—ヤスリかけの練習をする農村の主婦たち—

会議をした。そのとき一人が「ああ仕事が出来ない」と切なる叫びをあげた。そして、輸出産業である鉄砲会社が外部へ仕事を外してゐるらしく、それは女にでも出来る事らしいとのことに、私はおどろきをした。その会社に夫の親友が重役として迎えられたと聞いたばかりである。

早速尋ねてみることにした。すると、一日四、五百円になる仕事があるから、とにかく会社の見学に来るようにとのことと、同志を募ってすぐ出掛けしたが、案内されたのは、銃身へ彫刻をする練習場であつた。

一時間余りじつと見学したものの、どうもこれは農村の、しかも高年齢層へ向く仕事ではないと思つて、がっかりしてゐると、案内役の氏も胸を組んで考えておられたが、その末に専務の方に紹介して下さつた。私共はその方に土地の事情を話して、現在ある内職的なものがあまりにも人権をふみにじつたような低賃金であることを訴へ、もう少し価値のある仕事があれば、本気で考えてみよう。そして将来、組織立てて育てる事にしよう」と約束された。こうして生まれたのが私たちの鉄工所である。

作業に必要な機具設備一さいを会社から貸与されて八月二十四日か

らヤスリかけの指導を受けることになった。仕事場は農閑期には使われない納屋である。二番桶の植付と除草をそこそこに集まつた主婦連は慣れぬ手つきでヤスリととり組んだ。一日八時間労働で最初は二百円の給与があり、二か月を過ぎた現在、能率給に移るうとしてゐる。

工業と呼ぶにはあまりにもささやかなものながら、この間、会社が払ってくれた大きな犠牲にみんな感謝の気持ちで、働くことの喜びを味わつてゐる。

ふり返つてみれば幾度か危機はあつた。慣れぬ立作業のための体の疲れ、指導員の不足と練習材料の品薄である。不安にかられる度に、取らなければならぬ処置に懸命の努力をした。指導員の来てくれない日は互いに会得した事を教え合ひながら研究した。材料が乏しくなれば、十五キロも離れた本社まで足を運んで頼まなくてはならないこともある。意気消沈のないようにと会社との連絡を続けながらみんなの気持ちを引き立てていく苦労もある。

ある日、せっぱつまった気持ちで会社へ出掛けて行つて、勇気を出して専務に面会を申し込んだ。快く会ってくれた氏に、私は必死で悩んでゐる問題をお話した。「その事を会社がこれから解消するために全力をあげようとしてゐる事です。決して悪いようにはしないから安心して仕事をしてくださう」とのことであつた。殊に高年齢層者の多いこと

高知県香美郡野市町・主婦連  
第十四回全国婦人会議会議員

女子の就業者数と完全失業者数 (1962年7月)

| 産 業 別          | 女 子         | 男 子         | 男子に<br>対する<br>割合 | 女子の<br>割合  | 女子の<br>前年<br>同月<br>と<br>比較 |
|----------------|-------------|-------------|------------------|------------|----------------------------|
| 就 業 者          | 万人<br>1,904 | 万人<br>2,760 | %<br>40.8        | %<br>100.0 | 万人<br>+ 10                 |
| 自 営 業 者        | 248         | 741         | 25.1             |            | - 18                       |
| 家 族 従 業 者      | 860         | 308         | 73.6             |            | - 22                       |
| 雇 用 者          | 796         | 1,710       | 31.8             | 100.0      | + 56                       |
| 農 林 業          | 18          | 39          | 31.6             | 2.3        | - 4                        |
| 漁業、水産養殖業       | 3           | 17          | 15.0             | 0.4        | + 1                        |
| 鉱 業            | 4           | 39          | 9.3              | 0.5        | - 1                        |
| 建 設 業          | 32          | 175         | 15.5             | 4.0        | + 11                       |
| 製 造 業          | 301         | 612         | 33.0             | 37.8       | + 2                        |
| 卸小売、金融保険、不動産業  | 190         | 282         | 40.3             | 23.9       | + 17                       |
| 運輸通信、電気、ガス、水道業 | 35          | 224         | 13.5             | 4.4        | - 2                        |
| サ ー ビ ス 業      | 193         | 210         | 47.9             | 24.2       | + 29                       |
| 公 務            | 21          | 112         | 15.8             | 2.6        | + 2                        |
| 完 全 失 業 者      | 21          | 19          | 52.5             |            | - 4                        |

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

(1962年7月)

| 産 業 別                | 女 子         | 男 子         | 男子に<br>対する<br>割合 |
|----------------------|-------------|-------------|------------------|
| 総 数                  | 円<br>20,173 | 円<br>44,899 | %<br>44.9        |
| 鉱 業                  | 12,701      | 32,265      | 39.4             |
| 建 設 業                | 15,406      | 34,553      | 44.6             |
| 製 造 業                | 19,272      | 48,564      | 39.7             |
| 卸 売 業                | 20,886      | 45,687      | 45.7             |
| 小 売 業                | 26,712      | 51,419      | 51.9             |
| 金 融 業                | 20,285      | 45,495      | 44.6             |
| 保 険 業                | 23,226      | 43,006      | 54.0             |
| 不 動 産 業              | 24,366      | 40,038      | 60.9             |
| 運 輸 通 信 業            |             |             |                  |
| 電 気 、 ガ ス 、<br>水 道 業 |             |             |                  |

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

# 婦人少年局ニュース

○ピーターソン婦人局長を囲んで婦人有識者の懇談会を開催

婦人少年局では、二月六日、労働省大臣応接室において来日中のアメリカ労働省婦人局長ピーターソン夫人を囲み、婦人有識者との懇談会を開いた。日本側出席者は一三名。

なおピーターソン夫人は七日、新宿区立東戸山保育園・東京都家事サービス職業指導所を訪問した。

## ◇編集室から

「婦人少年局」は昭和二八年四月創刊以来、婦人少年局の問題に関心をもちたいる会員皆様方のご支援により、本年は早くも第一巻を迎えました。

本誌は、藤田たけ氏が局長のとき、婦人少年局の仕事の一端に知っていただき、ご協力を願うことを目的として創刊されましたが、その後、全国に設置された婦人少年室協助力員に対しても活動の手引としての大切な役割を持つようになり、本年はさらに、年少労働者福祉員の方々にも、同様の意味でご利用いただくよう呼びかけたいと思っております。

本誌の性質上、あまり読みやすいというわけにはまいりませんが、婦人少年局の活動を進める上に参考になる専門家の意見や資料、局の調査物のダイジェスト等いずれも貴重な文献ですから、同好

の方々に広くおすすめていただくよう、年頭にあたり、お願いする次第でございます。

## 原稿募集

### 一、内容

○婦人少年室その他の関係機関の活動

○婦人少年室協助力員のレポート

○年少労働者福祉員のレポート

○地方で起った婦人少年局に関する諸問題(いずれもなるべく具体的に)

一、分量 四百字詰五枚以内

(但しまとまった研究物はこの限りではありません)

一、必ず原稿用紙を用いること

一、締切 毎月五日

一、掲載の分には薄謝を呈します

一、送り先 本会編集室

本号四二二ページ

(口絵写真とも)

昭和三十八年一月一日 印刷  
昭和三十八年一月五日 発行

## 婦人少年局

第十一巻第一号  
通巻 百八号  
定価 七十五円六六円

編集人

発行人

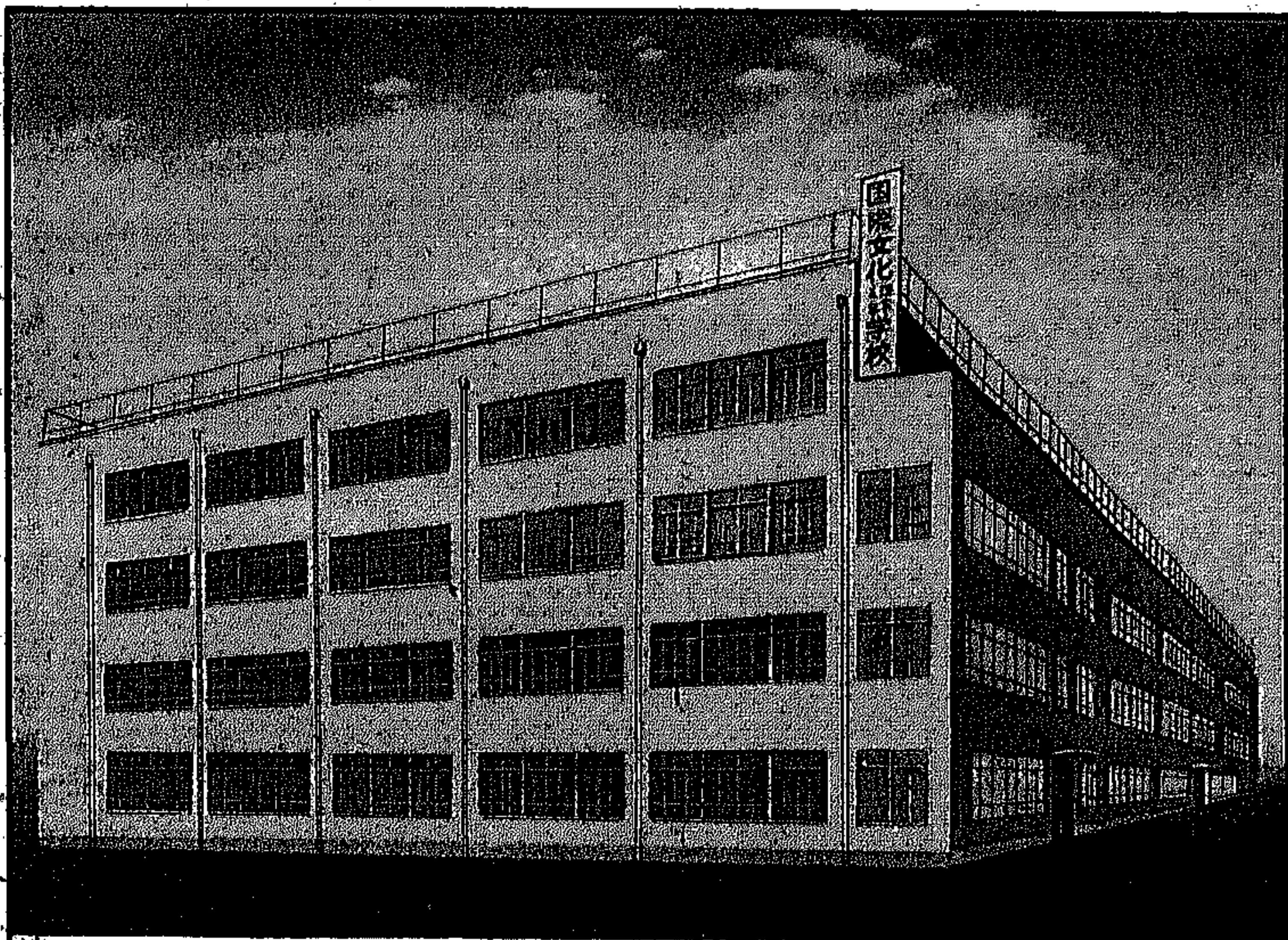
印刷人

東京千代田区神田一ツ橋一ノ一

(日本職業指導協会内)

発行所 婦人少年局協会

電話九段(33)九五九  
振替口座東京一〇七九一四



生徒募集・願書受付中

|    |     |        |     |     |        |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 定員 | 昼間部 | 700名   | 入学期 | 昼間部 | 4月・10月 |
|    | 夜間部 | 700名   |     | 夜間部 | 4月・10月 |
|    | 通信部 | 1,400名 |     | 通信部 | 10月    |

厚生大臣指定

# 国際文化理容美容学校

## 第二国際文化理容美容学校

校長 武市素以子

東京都渋谷区円山町8-2 電(461) 1447・4292  
 (第二) 東京都北多摩郡国分寺駅前(南口) 電 2 番